

第百八十回
国会

参議院東日本大震災復興特別委員会會議録第二号

平成二十四年三月二十六日(月曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月十六日

辞任

大島九州男君

大野 元裕君

はた ともこ君

三月二十三日

辞任

広田 一君

桜内 文城君

三月二十六日

辞任

舟山 康江君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

池口 修次君

岡崎トミ子君

小西 洋之君

藤原 良信君

米長 晴信君

愛知 治郎君

佐藤 信秋君

森 まさこ君

谷合 正明君

大久保潔重君

金子 恵美君

行田 邦子君

斎藤 嘉隆君

田城 郁君

高橋 千秋君

補欠選任

藤原 正司君

大久保潔重君

金子 恵美君

補欠選任

舟山 康江君

松田 公太君

補欠選任

高橋 千秋君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

国務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

環境大臣

国務大臣

(復興大臣)

副大臣

復興副大臣

森本 利治君

西村まさみ君

白 眞勲君

平山 幸司君

藤原 正司君

舟山 康江君

増子 輝彦君

岩城 光英君

上野 通子君

岡田 広君

熊谷 大君

高階恵美子君

牧野たかお君

石川 博崇君

渡辺 孝男君

小熊 慎司君

松田 公太君

山下 芳生君

吉田 忠智君

亀井亜紀子君

荒井 広幸君

梶山 弘志君

吉野 正芳君

高木美智代君

平野 博文君

小宮山洋子君

前田 武志君

細野 豪志君

平野 達男君

末松 義規君

内閣府副大臣

経済産業副大臣

大臣政務官

復興大臣政務官

農林水産大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

政府参考人

消防庁次長

文部科学省研究振興局長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農林水産省消費・安全局長

環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

後藤 斎君

柳澤 光美君

津川 祥吾君

森本 哲生君

五十嵐吉郎君

樺原 利明君

原 正之君

吉田 大輔君

三浦 公嗣君

高橋 博君

伊藤 哲夫君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○東日本大震災復興の総合的対策に関する調査(東日本大震災復興の基本施策に関する件)

○福島復興再生特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(池口修次君) ただいまから東日本大震災復興特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、はたとともこさん、大島九州男君、大野元裕君、桜内文城君及び広田一君が委員を辞任され、その補欠として金子恵美さん、藤原正司君、大久保潔重君、松田公太君及び舟山康江さんが選任されました。

が選任されました。

○委員長(池口修次君) この際、津川復興大臣政務官から発言を求められておりますので、これを許します。津川復興大臣政務官。

○大臣政務官(津川祥吾君) この度、復興大臣政務官を拝命をいたしました津川祥吾でございます。

私は、主に岩手復興局並びに青森事務所を担当させていただきます。平野大臣、関係副大臣をお支えしながら、被災地、被災者の皆様方にとり寄り添い、あくまでも被災者の皆様方の思いを形にする復興というものを実現するために微力を尽くしてまいりたいと考えております。

池口委員長を始め、各党理事、委員の皆様方の格段の御指導をよろしくお願いいたします。

○委員長(池口修次君) 以上で発言は終了いたしました。

○委員長(池口修次君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

東日本大震災復興の総合的対策に関する調査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求めるとし、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(池口修次君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(池口修次君) 東日本大震災復興の総合的対策に関する調査を議題とし、東日本大震災復興の基本施策に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○愛知治郎君 おはようございます。自民党の愛知治郎でございます。よろしく願います。

本日は、予算委員会がこの時間に開会されておりました。この部屋で、四十一委員会室で質疑をするということであると思うんですが、ちょっと大臣との距離が随分離れていて遠く見えるなと思うんですが、是非、大臣、被災地の皆さんにとって遠い存在であってはならないと思いますので、しっかりと被災地、被災者の皆さんに寄り添ってこれからも政策を進めていってほしいと思います。

そこでなんですけれども、一番最初にお伺い、もう早速質問したいんですが、復興交付金についてお伺いしたいと思います。これはもういろんなところで大臣も記者会見等を含めてお話をしていると思うんですが、改めて。

今回、宮城県の初回配分額が申請額の五七％にとどまってしまうという点について、まず大臣の見解を伺いたいというふうに思います。

○国務大臣(平野達男君) 復興交付金につきましては、一月末に提出された事業計画に對しまして、先日、三月二日、第一回目の交付可能額の通知を行ったところでございまして、結果として宮城県につきましても要請額に對しての配分の通知の額が五七％になったというところでございます。その中身につきましては、今回の交付金制度の趣旨に必ずしもなじまないもの、特に全国防災等、別途の制度による対応を検討いただくというものの等々があったということでございます。

しかし、大臣は、計画をこれから国と県と自治体の中でもうちょっと練って、練ることで、例えば事業単価でありますとか、事業間の相互調整をやった交付金を交付した方が後々の事業進捗にとってスムーズにいくというふうに判断されるというものがございまして、今回、配分の交付の対象にならなかったものについては今も引き続き自治体間で協議をしているということで、今週から第二回の配分の作業に入っていきますけれども、その作業を通じてできるだけその被災自治体の要

望に沿えるものは沿っていくという、そういうスタンスで臨んでいきたいというふうに思っております。

○愛知治郎君 是非よろしく願います。しっかりと協議をして進めていってほしいと思います。いずれにいたしましても、やはり五七％という数字が少しメッセージとして被災地に伝わってしまっている、このことをしっかりと踏まえてこれからも取り組んでいってほしいと思います。

個別の案件について、この具体的な内容についてなんですけれども、一点だけお伺いしたいと思うんですが、今ちょっと触れられたことでもあるんですが、いろいろなありますけれども、この復旧制度と今回の復興交付金の制度、役割分担がなかなか明確になっていないということで自治体の方も混乱をしていた。是非ここをしっかりと明確に基準等を示していただきたいということでありますけれども、改めて大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(平野達男君) その点に關しましては、昨日も、仙台で国と県と被災自治体の二回目の意見交換会をさせていただいたときに、改めて説明をさせていただきました。

今回は災害でございまして、基本的に被災した施設を復旧するというのが復興の基本的な考え方です。その場合に、被災したものをその場で復旧する、あるいは復興するということにつきましても、災害復旧事業で対応するということがこれは基本になります。

しかし、その一方で、町並みあるいは住宅が地域として津波によって流失してしまったという場所につきましても、その場所での復旧復興ができない場合がございます。だから、高台移転ということが一つの大きなツール、政策になってくるわけですが、その場合には新しい町並みをつくるということになりますので、災害復旧事業という形では対応できないこととなります。

そこで、いろんな政策をそこに投入して、今回投入することが必要になってきまして、そ

のためにまずは四十事業の一つの統合補助金をつくらんと。その上に必要に応じて効果促進事業という、これはかなり被災自治体の自由度の高い交付金になる、効果促進事業という交付金になると思いますが、そういったものを二階建てで用意しているということもございまして、繰り返しになりますけれども、その交付金、交付金というのはどちらかというと災害復旧事業としてはなじまない、新しく全体を再建していくことを想定してつくった制度だということもございまして、このことについては昨日改めて御説明申し上げまして、かなり御理解は得たのかなというふうには思っております。

○愛知治郎君 是非、丁寧に協議をして、お互い意思疎通を図りながら進めていってほしいとお願いを申し上げる次第です。

個別の案件について一点だけお伺いしたいと思

います。

県道の塩釜亘理線という道路があるんですが、今回、東部道路等でやはりある程度の高さがある道路が津波の被害を防いだという経験もございまして。そこで、この塩釜亘理線という道路を六メートルまでかさ上げをして防潮機能を持たせるといいう計画、地元で協議をしているんですけれども、こういった事業について交付金事業として採択することができないか、大臣の見解を伺いたいと存じます。

○国務大臣(平野達男君) いわゆる塩釜、あるいは仙台以南の海岸につきましても、今回、海岸の帯につきましても、全体が平地であるということと津波が相当奥まで入って被害が拡大した地域であります。

この地域のこれからの復興に当たりましては、まず基本はまず第一線として海岸堤防を再構築すると。これは高さも今までのものよりは高いものを造りますし、構造も少し強固なものにします。あわせて、二線堤ということを考えておりまして、その二線堤として、今委員から御指摘のあった県道塩釜亘理線、これを活用するということを、

構想を今、県、関係市町村が持っております。私どもはこの構想はやっぱりしっかりと尊重しなくちゃならないというふうに思っています。今、どの高さで造るかということについて個別の路線で今検討中もございまして、いずれ、この一線堤、二線堤という考え方は、局を基本にこれからの復興復興計画を進めてまいりたいというふうに思います。

あわせて、間に防潮林がございまして。防潮林については、全体が七十センチぐらい地盤沈下しているということもございまして、ある程度のかさ上げをして、そのかさ上げのときに瓦れきも使いますが、瓦れきを使つかさ上げをすると同時に、植生も松の単層からこれから広葉樹も使うということも今林野庁では考えておられて、その点も関係自治体と協議しながら進めてまいりたいというふうな考えております。

○愛知治郎君 この点については、新しい町をつくるということでもありますが、まさに復興交付金事業として、我々、自治体だけの能力では足りないものですので、しっかりとした補助をいただきたいと思

います。

また、今、森の防潮堤の話にも触れていただきました。環境大臣、来ていただいておりますので、この点について伺いたいと思うんですが、森の防潮堤自体の考え方は非常に前向きに政府としてとらえてくださっているということは何ってあるんですが、瓦れきの処理に關して言えは、やはり廃掃法上等、法律上まだまだ問題があると思うんですけれども、この点についての環境大臣の見解を伺いたいと思

います。

○国務大臣(細野豪志君) 瓦れきの処理というのが被災地の最大の復興のやはり妨げになっておりまして、何としても処理を進めてまいりたいと思っております。

今、域内での処理が徐々にではありますけれども勢いが付いてまいりまして、仮設の焼却施設が動き出しました。また、再利用に向けてのいろんな動きも進めておるところでございます。その再

利用の一つの象徴的な事業が防災林ということになっております。これ、今林野庁と詰めの作業をしているところなんです、廃棄物としてそこで処理をするというのは、これはやはり法律上も問題がありますので、これはやることは考えておりません。むしろ、廃棄物ということではなくて、防災林を造る際のまさにその資材として使えものが何なのかというのを見極めて、そういったものとしてそこしつかりと持っていくということであれば法律上問題ないということでございますので、そういったものがどういったものなのかということについて今環境省と林野庁の方で協議をしているという、そういう状況でございます。

○愛知治郎君 是非しつかりとその明確な基準を打ち出していただくのと、早くこういった問題、道筋を付けていただきたいと思います、その方針が明示されて初めて皆さん動けますから。

実は、瓦れきの処理全般については、やはり随分遅いという感が否めないということで、今日しつかりとその点は指摘をさせていただきたかったんですけれども、そもそも、これは八月の九日に当時の江田大臣がこう言っております。瓦れきの処理について、広域処理をしなければ対応できない、放射能の心配を払拭するため環境省も前面に立つて調整をしたいと、これが八月九日であります。あとは、瓦れきの処理、広域にもうすぐに進めなくちゃいけないということで我々も議員立法を出しまして、その特措法が八月の十二日にできております。また、放射能の瓦れきの処理法に關しても八月の二十六日にこれは成立をしています。

ところが、震災から一年を機にまた大きくこの問題が取り上げられて、だんだん受入れを表明してくれる自治体も増えてはおるんですけども、やはりここまでさっぱりこの広域処理が進んでこなかった。是非しつかりとこのことを受け止めて、反省をしていただいて、今後のこの処理を加速度的に進めてほしいと考えておりますが、実はもう一点心配していることがございまし

て、通知を全国に送ったということは聞いておるんですけども、やはり反対をされる住民の方は絶対出てくると思いますし、受入れを表明する前向きな姿勢を持っている首長さんに關しても必ずリスクを負うことになります。通知一枚で受け入れてくれというのはやはりなかなか難しいことだと思ふので、是非その自治体に足を運んでいただいて、環境大臣も、それから復興大臣も、副大臣、政務官、様々、政務三役いますから、直接足を運んでしつかりと協議をしていただいて受入れを進めていくべきではないかと思うんですが、その点についての考え方を伺いたいと思います。

○国務大臣(細野豪志君) それぞれの自治体に大変な御苦労を現在もいただいておりますし、さらに、これから具体的な処理ということになれば更に大変な御苦労をお掛けすることになります。したがって、今、愛知委員おっしゃったように、我々が直接出向いてしつかりとお願いするということとは極めて重要であると思っております。昨日も、北九州市、そしてその後、福岡県、福岡市と、それぞれ首長の皆さんにお願いをしてまいりました。これから更に具体的に御検討いただけたところには、政務三役そして復興大臣にも御協力をいただいて、しつかりとお願いをしてまいりたいと思っております。

昨年から続けてきたわけですが、やはり一年を迎えて国民全体の中でも、やはり広域処理必要ではないかという声が随分高まってまいりましたので、今まさにアクセルを踏んでしつかりとお願いをしている結果を出していくべき時期だということに思っておりますので、その体制を再度しつかりつくつてまいりたいというふうに考えております。

○愛知治郎君 今日この日にこういった協議をさせていたでいて、今大臣から力強い御答弁もいただきました。このことは私自身忘れないで、時間を掛けて動きを見てまいりますし、協力できることはしつかり協力してまいりますので、是非進めていっていただきたいと思ひます。

最後になりますが、時間が来てしまったので、やはりなかなか私自身直接野田総理に申し上げる機会がないので、この場でお二人にお話をしておきたいと思ひます、伝えていただきたいと思ひますが。

野田内閣がそもそも成立をして、最初に野田総理が申していたのは、この内閣にとって一番の最大で最優先の課題はこの震災からの復旧復興である、というふうな言っております。ところが、今現在、総理の頭の中には消費税のこととかないんじゃないか、それに政治生命を懸けるという話も聞いておりますが、話が違ってきているんじゃないかと思ひます。今の野田内閣が最優先で取り組むべきことは、今でも変わっておりません、震災からの復旧復興であります。そのことを改めて自覚をしていただいて、お二人にはその先頭に立つて復旧復興に当たっていただきたい、このことを申し上げまして、時間が参りましたので質問を終わらせていただきます。

○岡田広君 自由民主党の岡田広です。復興交付金についてお尋ねをしたいと思ひます。

この制度をつくっていただいた平野大臣始め関係大臣には心から敬意を表したいと思っております。自由度の高い、使い勝手の良いという交付金ということで、大変地方公共団体は期待をいたしました。昨年の末は、この震災対策に關して何でもできるようなことを国の方は話をされております。しかし、年明けから急に条件が厳しくなつて、東北重視というのは大変理解できますが、この第一回の配分、今、愛知委員からもお話がありました、宮城県五七％ということで、東北重視は十分理解できるわけですが、当該の東北の宮城県知事からも査定庁と言われないように、是非これからの第二次配分に当たってはお願いをしたいと思ひます。

私の地元でも、八十五事業、百五億円を申請しておりますけれども、今回の配分は二十八事

業、二十八億二千万円ということで三分の一以下の配分となりました。この点につきましては平野大臣に、限られた時間ですから、後ほど質問をしたいと思ひますが、今日は液状化対策事業を中心に質問をしたいと思ひます。

この液状化対策事業についてであります、この調査予算は、第一回配分で全て申請した市はこれは予算が付けられました。しかし、この補助要件を満たすことが大変困難だという声が上がっています、三分の二の同意を得ることが難しい。この同意が得られないだろうということで事業申請ができない市町村もあったことも現実であります。

この三分の二の同意について、緩和する考え方、そしてまた、公共施設と宅地との一体的な液状化対策が要件とされておりますが、この三分の二以上の同意が得られない場合、公共施設の影響部分だけの対策工事を補助対象とできるのかどうか、まづ国土交通大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

○国務大臣(前田武志君) この特別措置法の基幹事業としてこの液状化対策事業というものが対象となるわけですが、これは議員御指摘のように、三分の二以上の方々の御同意をいただくことを要件としております。

趣旨からいえば、やはり三分の二以上の同意をいただくように、その事業そのものの重要性、必要性というものを御理解いただくような努力というものもやはり期待をしているところであると思ひます。という意味で、一応、もう三分の二ということをや要件とさせていただいております。

○岡田広君 調査を掛けて、事業計画案を作成をして、そして三分の二以上の同意を得る。これ重要な事業でありますから、もちろん一〇〇％の同意が目的でありますけれども、この調査予算が付いたある市では、この何か所もあるときに、箇所を決めるときに、復興庁から三分の二の同意を得られるような地区からやつてくれということを言われたということがあります。これは相当ハードルが高いということを物語っているということだ

ろうと思いますが、まさに当該市では、三分の二の同意は、もう同意はこれからの話ですから、まず被害の甚大なところからやるということなんだろうと思っています。

国においては、これから被災者と交わす同意書を含め、合意形成を図るための具体策の具体例等を指導する立場が国の立場であると思いますが、この点について、まずは是非これを要望しておきたいと思っています。

さらに、この復興交付金については、集中復興期間として二十七年までの間で復興事業を支援することとしているわけですが、住民同意が必要となるのは同意を得てからの事業化ということになるわけがありますから、なかなかこの三分の二の同意を得ることが非常に地元では難しいという中で、工事期間に時間的な問題が生じるということも出てくるんじゃないか。そういうときに、これは集中期間を超えても、二十八年度以降も支援ができるようにするという検討は行われていると思うんですが、この考え方について平野大臣の御見解をお尋ねいたします。

○国務大臣(平野達男君) まず、三分の二同意につきまして、私の立場から一言付言をさせていただきますと、これは、例えば圃場整備事業等々についても三分の二ということでございますが、あえて申し上げますと、憲法上、三分の二の同意でもこれは本当に大丈夫かと、本来なら全員同意じゃないかというぐらいの疑義があるぐらいの制度だということについては、委員ももう御承知のとおりだと思っておりますけれども、そういう議論もある制度になっているということは御理解をいただきたというふうに思います。大変つらい大変な作業でありますけれども、この同意につきましては、是非もう自治体とにかく汗をかいていただいて、この同意をまとめていただくということがどうしても基本になってくるということでありま

す。元来であれば結構時間掛かるということでありま

けれども、復旧復興は急がなくちゃならないということでございますから、できるだけ早くということについては私どもも後押しをしていきたいかなんちやならないというふうに思っております。

御質問の二十七年までの支援というところでございますが、まず基本は、もうとにかく二十七年までには大筋めどを付けたという、そういう覚悟で臨む必要があるというふうに思っております。まして、まずはこの二十七年という目標を目標にやりたいというふうに考えております。

その上で、委員が御懸念されますように、私自身も実は、様々な権利調整がございますので、結構やっぱり時間掛かるところもあるんだろうなというところは頭の中に入れておきたいというふうに思っています。そのことも入れば、しかしやっぱり急がせるといって、まずは二十七年、その二十七年の段階で地域がどうなっているかということを見極めて、その時点で判断をするということがいいのではないかとこのように思っております。

○岡田広君 是非、平野大臣の考え方で市町村も指導をしていただきたいと思っています。

道路などの公共施設と隣接する宅地の一体的な液状化対策を行って、その工事の過程で地中に何らかの影響が出た場合、公的補償の対象となるんでしょうか。そして、今後、道路などの液状化対策の工事を行って、水抜きをしたときなどへの民地への影響が心配をされています。こういう場合の公的補償がどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(前田武志君) 液状化対策事業として公共事業を行った場合に、その隣接する家屋等へですね、影響を受けた場合、これは当然公共事業の補償の対象になるものと考えております。工法自体を、そういう影響を与えないような工法をあらかじめしっかりと検討しておかなければならないわけですが、なかなか予測がつかないような事態もあるかと思えます。液状化対策事業ですから地下水を下げるということもあるでしょうし、その場合には議員御指摘のような事態が可能性とし

てはあるかも分かりませんですね。

そういったことにならないように十分努力はいたしますが、適切な工法をちゃんと取るということと、そして被災自治体に対する情報提供等も含めて、円滑な事業の実施というものをやってまいりたいと思っています。

○岡田広君 事業化になるということであればやっぱり、工法、金銭的な問題もありますが、大変費用も掛かるということになるのかという推測をしていますが、是非この点につきましてはしっかりとこういう心配がないような形で進めていただきたいということ、これは先のことでありますが、要望しておきたいと思っています。

この一体整備を行うに当たりまして、民間宅地内において実施する公共施設のための液状化対策工事の費用については、公費で負担されるということのようでありますが、こういう理解でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(前田武志君) 委員お尋ねの場合には、公共事業と関連して私有地ということとですね、ここは知恵の出しようなんだろうと思うんですね。当然、公共事業で、ある街区を囲んで私道だとかそういうところをやるんでしょうから、そこは委員御指摘のように、なるべく個人の負担が軽減されるようなやり方を取っていくように指導もしているところでございます。

○岡田広君 是非、これも事業化になってからの話であります。やっぱりこういう状況の中で、例えば千葉県浦安と茨城県の神栖市では全く状況が違います。潮来市では状況が違います。それぞれ地域の状況があるということも十分理解をされておられると思いますが、建物も補修して液状化対策もやるということになると、民間の費用負担というのは大変莫大になるとも考えられます。すし、潮来なんかは日の出地区は区画整理事業がされております。しかし、神栖市は全く区画整理事業がされていない既存市街地ですから、一戸当たりの土地面積が百五十坪とか二百坪、浦安では五十坪とか六十坪というこの違いもあります。

で、こういう点も十分考慮して進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

この液状化対策事業計画の区域面積三千平方メートル以上かつ区域内十戸以上とか面的な要件がありますので、液状化被害としては同様であるのに、地域によっては、小規模被害、面的な被害ばかりではなくして、被害が点在している地域というのはいくさんあるわけがありますけれども、小規模被害であるために補助対象に届かず申請を断念しているところも現実にあるわけでありま

す。三月十四日の千葉県東方沖を震源地とする震度五強の地震で、茨城県の神栖市の一部で液状化と見られる現象が確認されました。液状化と見られる現象が発生したのは昨年の東日本大震災でも液状化被害に遭ったところで、砂と水が噴き出し、再液状化が見られたということでもあります。

この復興交付金事業に該当するのは、復興特区法第七十七条第一項では、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域とされていますが、面的な条件をクリアできない小規模災害や、今回の神栖市のように著しい被害までには至らなかったけれども噴砂などの再液状化が見られる地域においては、今後起こり得る首都直下型地震や東海、南海地震、東南海地震の三連動地震の大規模災害時の減災、予防といった観点から重要であるので、被害の大小にかかわらず対象として支援あるいは調査を行うなり何らかの措置を講じる必要があると考えますけれども、大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

○国務大臣(前田武志君) 委員が御指摘のように、大規模といいますが、対象に当たらない場合の小規模であったりあるいは著しい被害には至っていないというような場合ですが、こういうのは当該事業で対象としていないものでございまして事業でやるということではできないわけなんですけれども、被災自治体してみたら非常に困りるところだろうと思っておりますので、とにかく連携は

すっかり回りながら、現場の実情等にに応じていろんな簡単な工法を紹介したり情報提供したりということ、まずはしっかりと連携をして対応をしまいたい、このように思っております。

○岡田広君 この液状化というのは長期的に取り組む課題だと考えていますけれども、原形復旧まではやると。しかし、やっぱり今の首都直下型地震を始めとする地震の対策としてはしっかりと地盤改良もしていかなければならないんだと、私はそう思うわけでありまして、これは復興交付金でできる限度というのがありますし、災害対策でできる限度というのがあると思うんですけれども、こういう液状化対策について特別立法をするという考え方がどうか、大臣にお尋ねしたいと思っております。

○国務大臣(前田武志君) 実は、その液状化というのは、今回、国の公共施設、直轄の施設でも、利根川あるいは霞ヶ浦の堤防等でも相当広範囲に及んでいるわけですね。そして、特に住宅地等において、そういうかつての低湿地であったり埋立地に造った住宅地等に大きな被害が出ているわけでございます。

しかし、今委員が言われるような体系的なそういう立法措置というところには今のところまだ検討は至っておりません。

○岡田広君 液状化対策については、是非将来の課題としてこの立法についても視野に入れて検討をしていただきたいと思います。

先ほど、茨城県では三分の一以下の採択、申請に比べればという、宮城県では五七％という話でありましたけれども、採択された事業であっても被災自治体が早期復興のために必要と考えて知恵を出し合いながら申請したものであります。この自治体の意向を尊重して、提出された事業計画を幅広く採択していくべきと考えます。

これからの配分に当たりまして、対象事業の追加、そして申請するに当たりまして、県と市町村が事業のすり合わせをして、その後、膨大な書類を作成し申請するわけでありまして、この手続等

の簡素化、見直し等につきましても、これは平野大臣にお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(平野達男君) 手続の簡素化につきましては、これはしっかりと検討して対応していきたいというふうに思います。

しかし、一点だけこの点に対して申し上げておきたいことは、特に津波被害という地域における復興復興計画というのはかなり膨大な作業が要するというふうな思っています。その作業が要するというその作業の過程の中で、そしてまた私どもが復興交付金というものを交付する段階で自治体と我々との、各省との様々な意思疎通というか協議、意見交換というのには必要でございます。

こういったものは、やるべきものはしっかりとやっていくということで、やることによっていい計画ができて事業の進捗が図れるという面もあるということでありまして、そういった面についての取り組みむべきものについてのプロセスというものは、これはしっかりと大事にしないといけないというふうな思っています。ただ、書類面での簡素化は、これはしっかりと図っていききたいというふうな思っています。

それからあと、復興交付金につきましては、先ほど申しましたようにその趣旨というものがございまして、この趣旨を大事にしながら、しかも、これも何回も申し上げてきましたけれども、自治体負担がゼロになるという制度でございまして、このために増税もお願いしているということも、口幅ったい言い方で申し訳ございませんが、そういう制度になっているということでもあります。

しかし、その一方で、委員から御指摘ございましたように、自治体も何とか復旧しなくちゃならない、復興しなくちゃならないというその思いを強く前面に出して様々な計画を練ってきておりますので、その計画はできるだけ尊重するという姿勢も我々は持つていかなくちゃならないというふうに思っております。その中で、しっかりとコミュニケーションを大切にしながら自治体の立場に立った計画策定、支援をやっていききたいというふう

うに考えております。

○岡田広君 是非、大臣、よろしくお願ひしたいと思ひます。今回の第一回の配分で余り配分されなかった内陸部の事業の申請でありますけれども、内陸部であっても被災地全体の復興に資する要素がないのかを現地を見てしっかりと精査をしていただきたいと思います。

さらに、国土交通大臣には、先ほど申し上げました神栖市の再液状化の視察についても、現場を是非見ていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○国務大臣(前田武志君) 委員の茨城県、特に潮来あるいは神栖、こういったところで大規模な液状化ということも承知をしております、機会を見てなるべく早く現地を見させていただきたい、こう思っております。

○岡田広君 是非お願いをしたいと思ひます。

時間が来ましたので、被災地は必要とするものをワンストップ窓口としての復興庁を頼りに知恵を出し合いながら申請をしているわけでありまして、是非、復興庁は強い権限があるわけでありまして、平野担当大臣、前田国土交通大臣、是非政治主導をしっかりと発揮していただき、被災地に寄り添った復旧復興を要望して、質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○熊谷大君 自由民主党の熊谷大でございます。

一年が震災から過ぎまして、災害弔慰金の支給対象となる震災関連死、かなりの犠牲者の方々が出ております。河北新報の調べですと、東北三県で一千五百二十人という数が示されておりました、最も多いのが南相馬市の二百六十六人、続いて石巻市百七十八人、仙台市、続いて、百四十三人でございます。非常に多くの方々震災後であつても心理的なストレス又は病気によってお亡くなりになられているという現状、非常に将来に對して不安を抱えているということも大きな要因だというふうに思っております。

家が流されてしまいました。被災した土地の値

段が下がった。移転先の土地の値段が高騰している。先週の日曜日に国交省から公示地価が示されましたが、石巻市のある高台では六〇・七％の上昇率ということも出ております。住宅ローンの多量も、ガイドラインで示されておりますが、なかなか使い勝手が悪いと。また、失業してしまつておりますので、しかもそれは五十代とか高齢で失業してしまつております。次の職が見付からないので九十代の親御さんの年金に頼りながら暮らしているという、暮らさざるを得ないという方もいらっしゃると思います。その中で、NHKまで受信料の徴収に来るといふようなこともあつて、大変生活に負担が掛かっているということ。

今のNHKの受信料、これは八か月の減免がされているようですが、その先は決まっていらないということ、そうしたもろの今の事実、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(平野達男君) まず、冒頭、災害関連死ということでございますけれども、私どももこれから実態把握をしっかりとやっていかなくちゃならないというふうに考えておりますし、あわせて、心のケアといった対策、これは厚労省中心に様々な形で取り組んでいただいておりますけれども、これから一層その体制強化と充実に努めていかなければならないというふうに考えております。

そのほかに被災地では様々な、今議員から御指摘いただいたことが起こっております。特に将来が見通せない、職の見通しも付かないという、そういう状況の中で将来不安を抱えながら暮らされている方が多いという実態は、これはきっちり受け止めて真剣に考えていかなければならないというふうに思っております。

そのためにまず一日も早い復旧復興ということになるのでありますけれども、その鍵になるのは住宅の再建、それから被災企業の復旧、雇用の場の確保ということだと思っております、この点に留意しながら復旧復興を進めてまいりたいというふうに考えております。

○熊谷大君 その被災者の生活再建についてお伺

いしたいというふうに思っております。

被災者生活再建支援制度ということが今非常に、まだまだ議論が多い制度だなというふうによく被災者の方々と話して考えていきたいと思います。全壊、一部損壊、半壊、大規模半壊というくらいありますが、その項目を根拠に支援金が支払われるというのは皆さん御理解されていると思いますが、しかし、これ、津波の被害に遭った方々はやっぱりこのカテゴリーの範疇には入らないではないかと。津波の被害というのはその状況をよく反映することができていないのではないかと。全壊というカテゴリーで最大の被災者支援ということがございますが、やはりもう一つ、津波で全て失った被災者には流失という枠が必要ではないかというふうに指摘されるところでございます。

昨年の八月二十三日、衆議院の方でも公明党の石田議員の方からこの議論があったようでございますが、当時の阿久津政務官からはさほど納得いくような答弁が得られているというふうには思っております。

被災者生活再建支援法の流失というこの項目について、必要だというふうに思いますが、大臣の御見解をお伺いします。

○国務大臣(平野達男君) 被災者再建支援制度、おっしゃいましたように、例えば地震で全壊をしたという家と津波で全部が流された家というのはやっぱり状況が違います。何よりも、地震で全壊したといっても、中に大事なものであるいは貴重品、こういったものがまず残されていると。もともと、阪神・淡路のときには火災で、その後起きて、全部なくなったりしたところもございまして、津波の場合にはもうまさに本当に全部なくなってしまうという意味において、別なカテゴリーで設けるべきではないかという御意見は傾聴に値すると思います。

ただ、一方で、この被災者生活再建支援制度は御案内のとおり国と県との出資で成り立っている

制度でございますので、今はそのカテゴリーはないということでありまして、これはそのカテゴリーは

これからのことが大事でありまして、津波で流された家、どのように再建するか。今回、制度も従来と違う制度、更に踏み込んだ制度を用意させていただいておりまして、これを活用していただいていきまして、新たに住宅を再建するといったことについては、この被災者再建支援制度と併せて、高台移転あるいは崖地、危険地からの移転あるいは漁集と、こういったものを、それから利子補給制度、こういったものをいろんな形で組み合わせせて使っていくながら住宅の再建を進めていきたいというふうに考えております。

○熊谷大君 大臣、今ほどなくなるというふうには、全てがなくなるというふうにおっしゃったんですけれども、これ同時に、残るものも出てきて、町ごと、本家に家ごと移動して、津波は移動してきますので、誰のものか分からない岩石だとか庭石とか車とか電柱とか、そういったものもがもうそこに残ってしまうんですね。行政にこれ何とかしてくれと言っても、自己負担でやってくださいというふうなことが言われます。

なので、そういうところで流失という項目を使えばそういった行政的ないわゆる支援も受けられると、そういうような生活再建支援というの必要なのではないかとということで質問をさせていただいておりますが、手短かに、もし見解があれば。

○国務大臣(平野達男君) 基本的に、自分たちの家がほかのところに流されてしまったといった場合にその撤去費用、撤去をするという話ですね。これは、今の制度の中では、その撤去については御本人の了解を得られれば、大変申し訳ないんですが、こういう言い方で申し上げていいんですけど、一種の瓦れきの処理という中で体系の中ではできるといえることにはなっているというふうに思います。ただ、一部企業では、一部、被災の当初では、それをはっきりしないために自分で撤去したということも、言われて撤去したということもあるという事例としては聞いております。

○熊谷大君 私の聞いていることはちょっと違うので、ちょっと現状をもっと、私も調べますので、大臣もお調べいただければと思います。

生活再建に向けては雇用のやっぱり創出という、又は復旧というものが必要になってくるというふうに考えております。そこら辺は大臣も共通した認識であるというふうに思っておりますが、その被災地の企業の復旧の状況を手短かに教えていただければと思います。

○副大臣(柳澤光美君) 被災地においては、現場の方々の懸命のお取組によりまして生産活動がある程度回復をしてくている状況だというふうには認識をいたしております。ただ、委員が御指摘のとおり、津波浸水地域における企業の事業継続又は再開は三分の二程度であるということで、大変まだ厳しい状態が続いております。これらの地域の復旧復興についてはこれから本番だろうというふうには経済産業省としては認識をいたしております。このようないくつか、支援事業の実施に当たっては地元の要望によく耳を傾けて、丁寧にきめ細やかに継続的に対応していこうというふうに考えております。

○熊谷大君 経産省さんが出している支援策でグループ補助金、これ非常に助かって要望も多い、また継続してくれ、もっと拡幅してくれというふうな意見も多いんですが、いかんせん、非常に大きな、東北の企業では割と大きな、関東から見ればそんなに規模が大きい企業にその配分が行っているのではないかとというふうな指摘もされておりました。もっとグループ補助金を広くしてほしいんですけれども、いわゆるサブライサイドを復旧させるというのは理念はよく分かるんですが、やっぱりこの地域の、これからは小企業又は零細企業、すぐに雇用を生めるようなそうしたコミュニティを維持しているところにも多くその申請されたら許可をしていくということが必要になると思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○副大臣(柳澤光美君) 御指摘のとおり、このグループ補助金、いわゆる中小企業等グループ補助金というのは今回の復興の大きな柱の活動だというふうにとらえておまして、中小企業グループの施設や設備の復旧整備を支援するというところで、中小企業庁を中心にできるだけ現地を回ろうということ、これまでのところで百九十八グループ三千二百四十四社に対して、国費で千四百六十八億円、県費と合わせて二千二百億円の支給を行ってきております。

平成二十四年度の予算についても、被災地各県から御要望を上げていただいて、それを踏まえて今五百億円計上しております、予算が通り次第、これもグループ補助金として復興支援に活用していきたいというふうに考えております。

○熊谷大君 よろしく申し上げます。本日に、ブラックジョークではないんですけども、申請したタクシー会社さんが無線の機材は許可されたけれども肝心のタクシーの車が却下されてしまったなという話もありますので、是非現状、実情を見て取り組んでいただければと思います。

続きまして、被災地の医療体制について御質問をさせていただきます。被災当初からしばらくDMATなどの全国の医療者が応援に、緊急救急活動に当たっていただいていた大変助かりました。本日に有り難いと思います。一年経過した今、現状、どれだけの医療者が被災地に展開されているのか、厚労大臣から教えていただけたらと思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 宮城県が県内の病院に対して行った調査では、病院に勤務する医師数が三千七百七十五人で、震災前と比べて七人減っている。病院に勤務する看護職員数は一万四千五百五人で、震災前と比べて三十三人減っている。それから、福島県が県内の病院に対して行った昨年十二月時点の調査では、病院に勤務する医師数が千九百四十二人で、震災前と比べて七十一人減っている。それから、病院に勤務する看護職員

数は一万二千九百四十九人で、百七十人減っているということ。

全体として、宮城県の医師数は震災前と比べてほぼその水準に戻っていますが、福島県では医師、看護師共に減少しています。特に、緊急時避難準備区域であった相双地域は、医師、看護職員の確保が難しい状況だと認識をしています。

岩手県につきましては、主に県立病院が被災しましたが、医師、看護師の雇用は維持されているということです。

○熊谷大君 ありがとうございます。

もう大臣御案内のとおり、被災した地域はいずれも医師不足が政治課題になっていた地域でございました。首長さんからはいつでも地域医療の充実が要望として上がっていた地域でございました。今後、被災した地域での医療体制の展開はどのように行われるのか。つまり、元々被災した地域は過疎地域でございました。しかも、医師確保が困難な状況でありましたので、どのような方策があるか、お聞かせください。

○国務大臣(小宮山洋子君) 私どももそういう認識は強く持っています。

厚生労働省としては、全国の医療関係団体で構成する被災者健康支援連絡協議会の協力を得まして、医療機関ごとのニーズに合わせた医師等の派遣調整を行っています。これまで九月から二月の実績で、岩手県に延べ九十五人、宮城県へ延べ十三人、福島県へ延べ百三十五人、茨城県に延べ十四人を派遣しています。

また、都道府県ごとに設置をします地域医療再生基金、これについて、被災三県は御承知のように上限の百二十億円を交付するとともに、三次補正で地域医療再生基金の積み増しを七百二十億円いたしました。これは各それぞれ被災三県の御要望に沿った額をそれぞれお渡しをして、医師や看護職員の人材確保支援にも活用していただきたいと思います。

さらに、福島県内の医療機関に對しましては、国立医療機関から看護職員を派遣する方向で今調

整をしていますので、被災地の現状をよく伺いながら、少しでも多く対応できるように努力をしたと思っています。

○熊谷大君 ありがとうございます。

大臣が言及された三次補正の中で東北メディカル・メガバンク構想というのが計上されておりまして、私も大臣にお願いさせていただいた、文科大臣に、当時の中川大臣にお願いさせていただいた立場でございます。

ちよつと私も中身を見させていただいたんですけれども、この構想でございますとちよつと素朴な疑問が残ります。どのくらいの医療人材が今後増えていくのかなという、又は増やしていこうかなということがちよつと見えてこないところがあつたので、文科大臣、これについてお聞かせください。

○国務大臣(平野博文君) 先生が過日の委員会で、特に健康調査を含めて医師不足についての御指摘が多うございました。私も、先ほど小宮山大臣が申し上げたように、我々としても何としてもこの医師不足に對して対応すると、こういう流れの中で東北メディカル・メガバンク計画、こういう計画がございます。

特に、東北地区の医療復興に合せて地域医療機関等を結ぶ医療の情報ネットワークをしつかりさせると、これが一つでございます。被災地の住民を対象に健康調査を実施するとともに、バイオバンクという、こういうことも含めて構築することを目指して次世代型の医療体制の実現を目指す、これが一番大きな基本でございます。昨年の前文科大臣の中川大臣もそういう思いで述べておられると思います。

この計画は、被災地からの要望を踏まえて、東日本大震災からの復興の基本方針、日本再生の基本戦略に位置付けられておりまして、本部長が内閣総理大臣でやらせていただこうと、こういうことでございます。

今回の部分におきましても、平成二十三年度の三次補正予算におきましては百五十八億円、二十

四年度予算案におきましては五十六億円を計上しているところでございますので、私は、各大学の連携の下に、先生おっしゃる意味合いの医療不足、さらには最先端の医療の拠点としてなるものと確信をいたしております。

○熊谷大君 情報ネットワークというのは確かに重要だと思ふんですけれども、我々が必要としているニーズというのは臨床をいかにできるかということでございますので、文部科学省が出している平成二十四年度医学部入学生定員の増員計画では、東北大学、前年度百二十に比べると二十四年度計画では五増、地域枠でまた更に五増というふうになっておりますが、他の秋田、弘前、山形大学は増員がないんですね。これで被災地のニーズとマッチするのかなというふうに考えると、ちよつと心もとないなというふうに思っております。

さらに、現員医師数に對する必要求人医師数も、被災三県は御存じのとおり高い数値を示しております。様々なアンケートでも、求人しているにもかかわらず医師が充足されない理由、この三八、トップの理由で数けれども、これは求人しても診療科の医師の絶対数が県内、地域内で少ないというふうにあります。

こうした中で、OECDの中でも医師数は少ないというふうな日本は数値が出ていますので、是非、文科大臣には踏み込んで、もっと拡幅して、医学部の新設も含めてやるという姿勢を見せていただきたいと思います。

○国務大臣(平野博文君) 委員御指摘のように、そういう強い御要望があることも事実でございます。特に医学部の定員の拡大と同時に新設の医学部という、こういうことでございますが、これはいろんな御意見があることも事実であります。やれという人と反対だという人も、いろいろありますが、しかし医師不足についてはしっかりと解消する。こういうことで、今一応の目安として百二十五の定員数をしてありますが、設備、教授陣等々を含めて、大丈夫であれば、その枠も含めて前向きに私は拡充をしていくと、こういうことで

今検討をさせようとしたしております。

○熊谷大君 是非、被災地のニーズに合った医療体制の充実をよろしく願います。

以上です。ありがとうございます。

○上野通子君 自由民主党の上野通子でございます。先ほど、愛知先生そして岡田先生からも御質問ありましたが、引き続き私も復興庁の体制について伺いさせていただきたいと思ひます。

私の地元の栃木県では、事業費ベースで十九億円分を申請し、八億一千万円分が認められました。もちろん、一番困っている地すべり事業等の対策についての分配はされたのですが、その率は、申し上げますと、約四三%というところです。栃木県は、結局、復興庁の出先機関が設けられませんでしたから、本庁対応ということになっております。昨年の震災の後、栃木県から知事がこちらに通われた回数、四十七回。その後、復興庁が発足後は四回。計五十一回、東京の方に向いておられます。一週間に一回というペースで東京に要望活動に來ているわけです。

残念ながら、栃木は、震災で一番困っている東北三県に比べたら、皆さんの目からはそれほど被害がないんじゃないかと思われているでしょうが、これは大変な被害を被っているわけで、特に、もちろん地震の被害によつていまだに仮設住宅にお住まいの方もいらつしやいますし、その後の風評被害を一番受けているのはこの栃木だと思います。

その状況をちよつとお話しさせていただきますと、地元の農業生産物は大変な苦境にあります。御存じですか、大臣。農業県ですから、特に。せっかくこれまで、今までの間、ブランド化に取り組んで特に輸出に力を入れてきました。それが、原発事故以来全て台なしになってしまつて、その理由も輸出先の各国の輸入規制がいまだに解除されないというところが一番大きいと思ふんですが、輸出額前年度比九二%の減少で完全にストップ状態と言つていいほどの状況です。県庁では、輸出先の八割を占める香港に對して販促イベントを計画

したんですが、それすら中止に追い込まれてしまったような状況なんです。

そのほかにも、今までこちらの方でも、こちらの委員会でも質問させていただきましたが、観光業も栃木県は重視してありますが、日光を中心とした観光地には、一時は九五％、宿泊者、観光客減でした。やっと途中で盛り返したものの、風評被害が依然と続くものですからまた不安が戻ってまいりまして、大変不安定な状況になっているのが現状でございます。

このような大変な状況の中で交付金が四三％ということは、貧乏県でもある栃木県としては大変困っておるところなんです。栃木県のいろんな産業にかかわっている方々は、栃木県はもう忘れられてしまったのではないかと、大変そのような失望感に今さいなまれています。このところ、大臣はどういうふうにお考えでしょうか。一言、栃木県が元気になるようなお言葉いただきたいんですが。

○国務大臣(平野達男君) 私は、農水省時代に旧西那須野町に四年間いました。そこで農水関係のちよつと仕事をさせていただいたことがございまして、あの地域を始めとして栃木県の地域についてはかなりの、何というんですか、地場感といいますか、そういった思いもあります。

今の委員の御質問の中に二つのことがあったと思います。一つは地震の被害でございます。これにつきましては、地すべりが起こった地域等々につきましては、今回でも復興交付金事業で対応させていただきますということで、交付の配分決定をさせていただきます。そのほかのことにつきましても、個別の市町村に、大変申し訳ないんですけども、交付金制度の趣旨に鑑みてほかの制度でやっていただきたいというものについても丁寧に説明しながら対応していきたいというふうに思っております。

一方で、やっぱり原発の被害ということがございまして、これについてはもう風評被害が非常に著しいということは、私も地元の県、知事さんか

らも実態報告を受けております。特に那須地方につきましては、放射線の線量が若干高かったという地域もございまして、除染等々を始め、これいうことにつきましては、除染等々を始め、これは細野大臣が先頭に立つて取り組んでいただいておりますけれども、そういった施策を導入しながら、かつ、やっぱりあわせて風評被害というものは福島県というよりは東北地方全体の問題になっているというふうに思っておりますので、この風評被害対策につきましては、国も全面的に前面に出てモニタリングをしつかりする、それから安全なところは安全だというふうにしつかり訴えるところを徹底していきたいというふうに思っております。

決して栃木県が見捨てられたとかそういうことではございませんので、そのことは重ね重ね申し上げておきたいというふうに思っております。

○上野通子君 栃木県もどうぞよろしく願います。茨城県も大変な状況だと思えます。関東、北関東、それから関東全域、東北だけじゃなくて、どうぞよろしく願います。

次に、SPEEDIの質問をさせていただきたいと思えます。細野大臣、いらっしゃいました、よろしく願います。

原子力安全委員会は、三月二十二日、「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方、中間取りまとめを公表いたしました。これが政府の新しい原子力防災の指針ということでよろしいのでしょうか。

○国務大臣(細野豪志君) 御指摘の原子力安全委員会によりまして出されております防災指針というのは、これは中間指針でございまして、最終的な判断というものはございせん。

実は、これは我が国の法体制の中でも不備だというふうにご考へるんですが、そもそもこれまで防災指針というのは法律に基づいたものではなくて、考え方を原子力安全委員会が示し、それを基に保安院が実質的な対応をするという、こういう形にとどまっておったんです。これは、実際に今

回のような強制的な半ば措置を伴うということをご考へると、根拠が法律的にないものについてこれ以上こういう形で放置をするわけにいかないというふうにご考へておられて、新しく是非つくらせていただきますというふうに思っております。規制庁というこの枠組みの中で、新たに原子力災害対策指針として環境大臣が定めるという形にして、法的な明確なものにした上で、実際にそれぞれの自治体について様々な防災計画を作っていくという形を取りたいと考えておるところでございます。

○上野通子君 今の大臣のお考へでは、これを基にしてということ、まだ柔軟性があるということ、とでよろしいんですか。

この五ページに「緊急事態初期の防護措置実施の考え方」という項目がございまして、読み上げますと、これまでは予測的手法に基づく意思決定を行おうとしてきたが、今後は、事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性を考慮し、国際基準、IAEA二〇〇二等を踏まえ、迅速な判断ができるような意思決定手順を構築する必要があるという。

これを読ませていただいて私なりにちよつと簡単に解釈したところによりますと、これまででは避難指示にSPEEDIの予測を活用できたけれども、予測は不確実だったということも考慮して対策の柱とすることをやめて、重大事故の際には取りあえず原発から半径五キロの同心円圏内は即時避難することに見直した、そういうことに取ってよろしいんでしょうか。

○国務大臣(細野豪志君) 今回の事故の中で、SPEEDIをめぐるまは二つの問題があったと思っております。

一つは、シミュレーションのシステムとして果たして現実に即したものであったかというシステム全体の問題です。それ自体もかなり根本的に、例えばモニタリングの実測値を基に放出源情報を推定して、その上でシミュレーションをするような形にやはりこれは変えていかなければなりませんので、ソフト自体の在り方について一つ大

く考へなければならぬ点が出てきたと思っております。

もう一つは、幾らいいソフトがあっても、それをどう活用するかという、そちらの側の問題があったというふうに思っております。そこは公表の在り方も含めて大きな課題を残したというふうに考へております。

したがって、今回出てきている指針、私も議論の経緯も含めて全て見ておりますが、この考え方というのは、SPEEDIを全く排除してこれは使わないんだということを言っているものではないんです。ただ、一方で、SPEEDIに安易に頼って、いろいろ不確実性がありますから、それだけを根拠に例えば防災指針なり計画ということも適切ではないという、そういう考へ方に立っているというふうに私は解釈しております。

したがって、今、上野委員の方で御指摘をされた、いわゆるPAZと呼ばれる予防護措置区域というのは五キロの範囲で、ここについては、事故があった場合については、シミュレーションとかいうことではなくて、まずはここは緊急に避難をしていただくという、そういう判断を原子力安全委員会としてはしたものだというふうに考へております。

最終的にSPEEDIをどう活用していった、このPAZについてはどう考へていくのかというのは、できれば、できるだけ早く原子力規制庁を誕生させていただいて、その中でしっかりと指示をしてまいりたいというふうに考へているところでございます。

○上野通子君 大臣、短くて結構ですから、済みません。

新しい原子力防災指針、東北大震災で得られた貴重な教訓を踏まえたものでなくてはならないと、そのところは共感できると思いますが、しかし、それを踏まえて改善しなければいけないと思っております。私も認めますが、ほとんどの方々、国民の

皆さん、SPEEDIはすばらしい予測システムだと思われていると思うんですね。ところが、そのSPEEDIが何が悪かったかというところ、それをうまく活用できなかったところが最悪のことで、それから何を学んで、どうそれを教訓として生かしていくか、そういうことが大事だと思うんですが、SPEEDIのことが一切書かれていなかったという、私はこの原子力防災指針を見せていただきますとてものがっかりしたところですが。

大臣、SPEEDIのせいにしてSPEEDIを利用しないように仕向けているような私は気がしてなりません、そういうところはございませんか。大臣にとつてSPEEDIはどのような重みがございますか。

○国務大臣(細野豪志君) 簡潔に答弁します。申し訳ございません。

私自身はSPEEDIについて、それこそこれは使わない方がいいとか予断を持って例えば原子力安全委員会に言ったりは全くしておりませんので、そういった意識は私の中にはございません。今回の反省も踏まえて、今、上野委員がおっしゃったとおり、SPEEDIについては運用の在り方を相当改善をしなければならぬところがあるというふうに思っております。その運用方法を十分に検討するとともに、やはりそれを訓練で実際に使っていかなければなりません。ここにも課題を残したというふうに思っております。その中で、事故の際にSPEEDIの予測計算の結果をどのように迅速に、そして適切に公表し、住民の安全の確保のために活用できるのか、この運営体制を整備をしなければならぬというふうに思っているところでございます。

そういったことを考えた際も、いまだSPEEDIは文部科学省の下にあって、安全委員会が運用する、その辺のちよつと宙に浮いたような状況にありますので、できれば、できるだけ早く一元化をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○上野通子君 済みません、時間がなくて短めをお願いしたいと思うんですが、どう読んでも、このSPEEDIを活用して避難誘導するよりも同心円状に一齐に避難指示を出した方が有効だというようなお考えにしか取られないんですが、私には。そのところはどうかですか。

○国務大臣(細野豪志君) 原子力安全委員会は私の確かに所掌の委員会ではあるんですけども、これは八条委員会という形になっておりまして、私自身が中身に関与するということはやはりやるべきではないというふうに考えておるんです。

したがって、原子力安全委員会が作ったものは、専門家を集めて出されたものとして非常に貴重なものです。最終的にそれをSPEEDIの運用も含めてどのようにしっかりとやっていくのかということとは、改めて新しい組織の下でしっかりと考えてまいりたいというところでございます。

○上野通子君 それでは、大臣に個人的にお伺いしたいと思うんですが、このままのこの指針ですと、仮に同心円状で避難をして、すぐに逃げた、そこから出ると言われて、どこに逃げたらよろしいんですか。北ですか、南ですか。その方向はどうやって決めるんですか。もしSPEEDIを最初に使わないということになると、また同じような失敗をして、風向きと同じ方向に走って逃げる方も出てくるんじゃないかと単純に私は考えるんですが、いかがですか。

○国務大臣(細野豪志君) そこは、五キロのこの緊急的な問題が起こったときに避難をすべき地域というのを特定をすること、その皆さんが仮に避難をしなければならぬということになった場合どちらの方向に避難をしていただくのかという情報提供においてSPEEDIを活用できるというの、これは両立ができるというふうに思いますが、やはりこういうシステムを持つている以上、両立をしなければならぬというふうにも私は考えます。

したがって、そこは防災指針を更に精緻なものとして作らせていただいて、それを基に原子力災

害対策指針を精緻なものとして作らせていただいて、その下で市町村が防災計画を作られますから、その中でしっかりと活用できるように仕組みを考えてまいりたいというふうに思っております。

○上野通子君 ありがとうございます。今、大変良い御答弁いただきました。防災指針をもう一度このところを見直すということで、SPEEDIについては、活用しないというわけじゃなくて、そのときに応じて活用できるように書き加えてもいただけるかもしれないということですね。そういうことを大臣の方から提案をしていただけるといいことですか。

○国務大臣(細野豪志君) そうしたまさに、指針ということになると、まさに科学的、技術的な知見をしっかりと生かさなければならぬところですので、私とその具体的な策定に直接かわかることが果たしていいのかという議論はあるというふうに思っています。

ただ一方で、今回の事故の教訓という意味では、私はまさに当事者でございますから、当事者として、ここはというところについては見解としてはしっかりとお示しをした上で専門家に議論をしていただいて、SPEEDIの活用というのはその中に当然入るべきものだというふうに今の時点で私、個人的には思っております。でございます。

皆様が統一見解として持つてこういう指針に出すとか、それから地方の避難の訓練のときの防災訓練の指針にも入れていただくとか、そのところをしっかりとさせていただきたいと思っております。

あわせてですが、SPEEDIに関しての震災発生時の問題として、環境放射線モニタリングの指針を見直すことも考えているというお話を、答弁を前回の予算委員会で大臣からいただきましたが、どのような指針の見直しをする予定ですか、SPEEDIの運用について。

○国務大臣(細野豪志君) 今はSPEEDIもそしてモニタリングも主に文科省の所管となっております。私も既に文科省の担当者の皆さんとはいろんな連携をしているんですが、直接の担当者ではないものですから、実は一歩踏み込んで具体的な運用、指針を見直すところまでではできておらないんです。

ただ、いろんな今回の事故の教訓も受けた見直しを文科省として少しずつやっていたら、私なりにこういう方向性というのは持つておりますので、できましたら、もう再三で申し訳ないんですが、そういうモニタリングであるとかSPEEDIの運用を一元化して迅速にするという意味でも、早い段階で規制庁という形で一元化をさせていただければ大変幸いだというふうに考えておるところでございます。

○上野通子君 時間になってしまいました。引き続き、また機会がありましたら、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○増子輝彦君 民主党の増子輝彦でございます。今日は、平野大臣、そして細野大臣に御質問させていただきます。

震災以来、もう一年がたちました。この間本当に、東日本大震災及び原発事故によって様々な形の中で、この地域の皆さん、大変苦しんでおること、そして改めて、お亡くなりになった方々、そして行方不明の方々、いまだ避難されている方々、にお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思いま

す。そして、この間、平野大臣、細野大臣には、何度も何度も福島県はもとより東北地方にも足を運んでいただいて、地域住民の皆さんのいろんな考えを真摯に受け止めていただいていることを心から改めて感謝と御礼を申し上げたいと思います。

そういう観点から二つの方向に向けてちよつと質問させていただきたいと思ひます。一つは復興全体のこと、もう一つは福島県という地域に限った質問ということを中心として質問させていただきまうので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

この震災、本当に想定外というような言葉がよく使われますが、私自身としては、想定外ということがあつてはならないという中で、これからまた復旧復興に向けて与野党超えてしっかりとやっていかなければいけないと思ひています。そういう状況の中で、現在ですが、まだ行方不明の方々がたくさんいらっしゃいます。特に、三月十二日現在で、死者が一万五千八百五十四名、行方不明者が三千五百五十五名という、多くの方がいまだ安否が分らず行方不明者となつておられるわけでありまう。家族から見れば、この行方不明者を何としてでも一日も早く見付けたいと思ひは強くあるわけでありまう。

実は、二週間ほど前、相馬のある方から私に電話がありました。増子さん、いい話があつた、うれしい話があつたと言ふんです。何ですかと聞きましたら、一年間本当に行方不明だつたお子さんが実は見付かつたと言ふんですね。決して遺体で見付かつたことがうれしうわけではありませんが、親としての気持ち、親としての自分の子供を捜したいというある意味では執念、こういうものが結局は実を結んで、自分の子供の遺体を見付けたということをお大変喜んでおられたのでありまう。

こういう状況の中で、やはり三千五百五十五名の方がいまだ行方が知れまう。これらの行方不明者の皆さんに対して最大の今努力をしていただ

ていると思ひておりますが、この行方不明者の皆さんに対してどのような捜索体制をしながら今努力をされているのか、御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(平野達男君) 御家族がまだ行方不明になつておるということで、いまだに御自身で海岸を歩きながら捜索をされている方がおられるということも先般報道で知りまして、改めて御家族のお気持ちを察したところでありまう。

これまで、警察におきましては、岩手、宮城、福島の被災三県において、全国から派遣した延べ二十五万人以上を含む五十五万人以上の体制、延べで五十五万人、五十五万人以上の体制によって、また海上保安庁においては、巡視船等延べ一万三千七百隻以上、航空機延べ四百百機以上の体制により全力で行方不明者の捜索活動に当たつてきていただいております。

いまだに三千人以上の方々が行方不明となつておることを踏まえて、現在も被災三県を中心に、警察においても約二百名体制で、また海上保安庁においても行方不明者の状況を考慮しつつ、引き続き捜索を行うこととしております。

警察及び海上保安庁においては、今後も御家族の方の心情に寄り添いながら、その御要望を踏まえて、自治体等関係機関とも緊密に連携しながら、一人でも多くの方を発見できるよう捜索活動を継続してまいりる所存であると思ひておりまして、復興庁としても引き続きその体制の後押しをしたいと思ひております。

○増子輝彦君 今回のこの震災の中で大変頑張つていただいた自衛隊の皆さん、あるいは警察の皆さん、消防団の皆さん、ボランティアの皆さん、海上保安庁の皆さん、本当に頭の下がる思ひでございます。

先月の二十六日も、私、双葉町の方に入つてまいりましたけれども、そのときも海岸沿いで福島県警の方々が数十名、一生懸命遺体の捜索に励んでおられました。寒い中、本当に皆さん頑張つておられる姿を見て、私も一日も早く見付ければな

という思ひを強くしたところでありますが、今、平野大臣の答弁のとおり、復興庁としても全力でこの行方不明者の皆さんの捜索に引き続き当たつていただきたいと思ひています。

復興庁発足して五十五日目になります。二月十日の復興庁発足以来、ワンストップサービスの中で東日本復興の体制を取るということで頑張つておられることを敬意を表したいと思ひます。

しかし、一方では、なかなか復興庁の動きがスピードではなかつたか、様々な批判もあること、この事実であります。そういう中でこれからどういふ体制をしっかりと取つていくかということ、また大事な私はポイントだと思ひています。

そういう意味では、発足当時の状況の中から、もう五十五日が過ぎましたが、発足から今日までの間の人数や三局の体制、支所の体制、これらまだ不十分な点があると思ひますが、これら全体について今後の復興庁の組織体制を更に充実していくためにはどのような観点からしていくのか、御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(平野達男君) 復興庁発足五十五日目というところでございますけれども、まず、御案内のとおり、岩手、宮城、福島に、三県に復興局を設置をさせていただきました。あわせて、三県の沿岸部に六か所の支所、青森、茨城に事務所というところで設置をさせていただきました。総勢、今大体、民間人の登用なども含めまして、二百九十名というこの人員で今対応させていただいております。

私は、まず現場では歩いていただきたいと、仙台、盛岡、福島、復興局、その現地に余りいなくともいいと、むしろ被災地域にやはりどんどん歩いて、まず被災自治体とのパイプを太くしてもらいたいという、そういう指示を出しております。その上で、様々な要望がございますから、待つて要望を聞くということではなくて、現地に行つて要望を聞けという、そういう指示も出してあります。そういう中で、大体的な道立はそろつておりますので、その道具立て、その道具を上手に使つ

て、有効に使つてもらふための様々な説明、それからコミュニケーション、こういったことを徹底してやつていただきたいということを言つております。

今後、人数は正直言つて二百九十名ではまだまだ不足でございます。不足だと思つておりますけれども、なかなか政府全体としても人のやりくりが難しいという状況もございますから、この体制の中でしっかりと地元へ寄り添つて復旧復興を進めていきたいというふうを考えております。

○増子輝彦君 今、大臣の方から人数の点について、二百九十名では不足だというお話がありました。私も全く同感だと思つております。東日本大震災のこの状況を見れば、到底二百九十人という人数で復興がスピードアップされるというふうには思つてはおりません。しかし、発足してまだ五十五日目ということもありながらも、ここは全力で人数の強化、体制の強化もしていかなければいけないと思つておりますので、是非これらについても取組を更に加速していただきたいと思つております。

そういう状況の中で、復興の取組をスピードアップしなければいけないと、それでなくとも、スピードアップに欠けると、物事がどうも遅いという批判もあつた。

まず、そういう意味で、このスピードアップすることに具体的にどのように改善して取り組んでいくのか、この点について大臣のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(平野達男君) まず、復旧復興には災害復旧制度ということがございまして、この災害復旧につきましてはまず災害査定が大体終わつております。終わつておまして、これから工程表をしっかりと作りまして、その工程に基づいた復旧を進めていくことが大事だと思ひております。

一方、津波等々の被災地域については、やはり復興交付金制度、これを活用していただく。それから、復興特区制度等々の活用も、今、自治

体、積極的な活用に努めていただいておりますけれども、更にこれを加速させていただきたいというふうに思っております。

福島県にしましては、福島再生特別措置法、これをまず、まず成立をさせていただきたいというふうな思っておりますし、あわせて、帰還者、それから大変申し訳ございませんけれども、帰還できない方、長期間にわたって帰還できない方もおられます。こういった方々に対しての賠償を含めた支援策の強化、これを急ぎたいというふうに思っております。地震、津波、原発被害、いずれもしっかりとした検討を進めながら復旧復興を進めていきたいというふうに考えております。

○増子輝彦君 大臣、私は、この復興庁そして三県に置かれてある復興局、このやっぱり連携が非常に大事だと思っております。そういう意味では、復興局にどのような権限を与えるか、ここが非常に重要だと思っております。いろんな地域から聞こえてくる声は、また一旦本省に戻さなければいけない、復興局では何も決められないんだと、あくまでも復興局は要望をお聞きをして、それを本省にお伺いを立てて、その上で決定するというような実はプロセスだと。ですから、復興局はあくまでも取次者のような状況ではないという批判を随分実には聞いております。

復興局にどの程度の権限を持たせるかということが私は極めて大事なところからの復旧復興のスピードアップを図ることだと思っております。この権限をどのように付与していくのか、その考えをお聞かせいただければ有り難いと思います。

○国務大臣(平野達男君) これから現場で本格的な災害復旧事業、あるいは復興交付金制度、あるいは特区制度を活用した復旧復興が進んでいきますと、個別の地区ごとに様々な問題が出てまいります。そういった個別の地区の問題につきましましては、私はできるだけ復興局でその判断をしていただくという体制をつくりたいというふうに思っております。

昨日もおとともいも仙台と盛岡で検討会を開催し

てまいりましたけれども、二年目に入りまして現地から出てくる様々な要望は、制度をつくつてもいいというのではなくて、この現地でこういう問題があるから、これをどうすればいいかという個別具体的な様々な問合せが多くなつてきたというふうな感じております。

こういった問題につきましましては、復興局長それから現地の政務官、この体制に一義的には判断を委ねると、そこで判断できないものについては関係省庁に問い合わせる判断をしていただくということ、できるだけ復興局が前面に立つてやるという体制を是非これはつくつていきたいというふうに思っております。

○増子輝彦君 大臣、そこなんです。やっぱり、各県庁がここには全部集まっています。そうしますと、市町村から上がってきた要望、それに對してやはり復興局で判断できるという権限がまだ十分じゃないと思っております。特に、そこにおられる、政務官がそれぞれ局におられますが、やっぱり政務官も自分の権限がどの程度かということが十分分かっていないような私は気がしているんです。ですから、一々本部に上げるというような体制でスピーディーでないという批判が出てきていると思うんです。

これ、やっぱり復興庁は、御案内のとおり、もう釈迦に説法ですが、ほかの省庁よりワンランク上で総経理直属の組織ですから、私は権限をしっかりと、大臣はもちろんのこと、復興局にも持たせてやっていかなければいけない。そのときに、復興局の人員体制、先ほど申し上げたとおり、十分で私はないと思っております。全体で二百九十人です。当然、三局とそして支所があるわけであり

ますから、人員の強化と同時に、この権限をどう持たせるか、ここが極めて大事だと思っております。一つ、私が、実は先般、野田総理にも直接お会いしてお話をしたことが、これは多分、平野大臣にも各陳情の皆さんとお邪魔したときにお話した経過があるかと思いますが、本省との併任をやっぱり掛けて、そしてその併任を掛けられた

方々に権限をある程度与える。ということ、今たしか併任掛かっている方は一部おられると思っております。ところが、それをもつとランクを上げるまして、局長クラス、それぞれ国交省、経産省、あるいは農水省、もちろん総務省、様々な、財務省も含めて、この局長クラスを併任を掛けると、そこで判断すれば、一々本庁の方に持つてこなくともある程度のレベルのものは全部そこで、まさにワンストップで私は処理ができると思っております。

この局長クラスの併任ということについて、大臣の率直なお考えをお伺いしたいと思います。○国務大臣(平野達男君) 今現地では、例えば東北農政局、東北整備局等々のかんりの職員については併任を掛けさせていただいて、復興局とセツトでいろいろな対応をさせていただいているということとであります。

今、増子委員の御指摘は、中央でもっと上の人間を併任掛けたらどうかという御提案でございます。その点につきましては、実は私も同じような感覚を持っております。前向きにちよつと検討させていただきたいというふうに思っております。

○増子輝彦君 是非速やかにこれを実行していただければ、かなりスピードアップができると思います。また、逆に併任を待っている局長も何人かいるんですよ。私が接している限りは、是非我々を併任してもらえば、もう即決できるんだけどなというようにないかと思っております。是非これ、大臣、総経理と相談をして、各県庁と相談をして、局長クラスの併任を是非お願いをしたいと思っております。

それともう一点、やはりそれぞれ復興担当副大臣がおられるわけでありまして、これらの副大臣と政務官にもできるだけ権限をやっぱり与えていただければ有り難い。もちろん平野大臣がいられて、それでつかさつかさに権限を与えていくと。全体的なマネジメントといいますかガバナンスは平野大臣がおやりになって、それでなくとも

平野大臣、もう本当に現場に足を運ぶ、これは細野大臣も御一緒ですが、本当に足しげく地域に、現場に行つていただくことは感謝に堪えないところですが、余り現場に過ぎてもなかなか現場でやりにくいかもしれませんので、ある程度のところは副大臣や政務官にも権限を任せておけば私はいいのかなと思っております。政務官はそれぞれ常駐しているようですが、それぞれの副大臣、これらの皆さんの現在の現地にはどのぐらいの頻度で実は常駐しているのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(平野達男君) 現地では、御案内のとおり、政務官が常駐をしております。副大臣につきましては、松下副大臣、それから末松副大臣、週末はもうできるだけ現地ということ、現地に行つていただいております。ただ、政務三役は、誰か一人東京にいなくちやならないという制約がございます。政務官は常に現地、私も土日は大抵現地に行きます。そうしますと、どちらかの副大臣が東京にいなくちやならないというちよつと制約があつて、その制限をクリアしながら現地に行つていくということでございます。かなり頻度は高いというふうに私は理解しております。

○増子輝彦君 それともう一つは、先ほど来の人員不足等の点でございますけれども、やはり被災地の自治体の職員の人手不足も大変深刻な状況になっております。国の方でも随分体制は取つていただいておりますし、関係市町村、ほかの市町村からもいろいろと御支援をいただいていることも大変有り難く思っております。しかし、十分じゃないと思っております。

ですから、この被災地の自治体職員の不足と同時に、やはり復興庁との連携が極めて重要な課題になつてくると思っております。そういう意味では、各市町村長さんからは、これは東北全体、特に福島は多いんですけれども、やはり自治体に対する職員不足体制を復興庁として積極的にやっていただけないかという要望が非常に強いものがあります。関係被災している自治体に対する支援体制を

○増子燐彦君 大臣、建物の実は交付金は認められたけれども、それに行くまでの道路が必要だと、その道路が認められなかったと、これでは中途半端だという実は意見も随分出ました。まあ、それはいいんです。ですから、そういうことも含めまして、是非、これから復興に向けての大事な観点からよく市町村とも協議を重ねて、しっかりと熟度を高めてやっていきたいと思います。思っております。

そういう中で、もう一つの実是不満といえます。希望は、申請書類が余りにも多過ぎると。これではやはり復興というスピード感が必要な状況の中で、むしろ普通の補助金申請とか何かよりもはるかに、書類の量が三倍も多いということ、それだけ人手不足の中で、皆さんが疲労こんぱいしている中で、極めて難しい状況が出てきているんだと。ですから、もう少し簡素化をして、手続をスムーズにできるような体制を取ってほしいという声が非常に多いんです。この件についてはいかがですか。

○国務大臣(平野達男君) 三倍か四倍かは別として、やっぱり多過ぎるという指摘はいただいております。これについてはしっかりとした見直しをしまして、ペーパーワーク、ペーパーワークというか、不要な書類等々についてはできるだけ省略をしていきたいというふうに思っています。

ただ、これについても一点だけ申し上げたいんですけれども、通常の社会資本整備交付金に比べますと確かに手続は煩雑になります。それはなぜかといえますと、社会資本整備交付金は自治体があるという体制がしっかりといて、町並みの改善というように使われますけれども、今回は、もう釈迦に説法で申し訳ございませんけれども、一からつくって直すというところでございますから、計画自体がかなり大変な作業になってまいっている中で、いろいろな意見を取り入れる中で仕事の量ということに言えれば、ちょっと量はやっぱり増えてくるんだらうというふうに思います。だからこそ、余計なペーパーとか書類とかについては省略をしないといけないというふうに思っております。そして、この点は、繰り返しになりますけれども、しっかりと心掛けていきたいというふうに思っております。

○増子輝彦君 是非お願い申し上げたいと思います。時間が随分たってしまったので、お願いしていた質問はこの部分についてはこれで終わりたいと思っています。

それでは次に、福島を中心とした関連の質問をさせていただきます。福島を思い出します。

まず最初に、今回の原発の事故に関して国は加害者かどうか。実は、これは昨年の、私、予算委員会での質問でも問いかけをいたしました。そのときは明確な答弁をいただいております。国は加害者だと、当時の菅総理からもそういう答弁をいただいておりますが、改めて、この原発事故について、国は加害者かどうかということについての見解を平野、細野両大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(細野豪志君) 法的に様々な、それこそ原賠法の議論であるとか賠償の義務であるとか、そういった議論は加害者かどうかという部分であるとは承知をしております。

ただ、福島の皆さん、さらには福島以外の地域も含めて、この原発の問題で心配をされている、大変な思いをされている多くの皆さんということに関して言えば、国には非常に大きな責任がありますので、私は、加害者である、そういう認識で今事に当たっております。

そして、私だけではなくて、この原発事故の事後的な様々な対応で事に当たっております環境省の職員に対しても、我々は福島の皆さんに特に責任があるんだという自覚を持って事に当たってもらいたいということは常に日ごろ言っております。そういう意識で仕事をしてくれているというふうに考えております。

○国務大臣(平野達男君) 福島の再生なくして日本は再生、今回の災害からの再生はなしという、復旧はなしという総理のお言葉は非常に重いというふうに思っています。

福島に関しては、復旧復興を国が前面に立つて進める、国が牽引をしていくという意味において国の責任というのは重大だと思っておりますし、その意味において、加害者という言葉が適切かどうかは分かりませんが、加害者という立場に立つて臨むというその姿勢は取っていかねばならないというふうに思っております。

○増子輝彦君 ありがとうございます。

いずれにしても、私も、この原発事故については想定外だったとかいうような言葉を使うわけにはまいりませんので、今まだ十万を超える方々が避難生活を強いられているということ、もし万が一はかの原発で、あつてはなりませんけれども、こういう事故が起きたら本当に日本は潰れてしまふという危機感の中で、是非我々全員でこの問題については取り組んでいかなければいけないと思っております。

そういう状況の中で、実は、これは原発輸出について、これも政治家としての個人的な見解で結構でございますので、お伺いしたいと思います。先般、四か国との原子力協定は締結する採決に私も棄権をいたしました。福島県出身の岡崎さんも棄権をされた、金子さんも棄権をされた。我々福島県出身者としては、二百万県民の思いを考えたときに、本当にそういう意味ではどうしても賛成するわけにはいかない、結果として棄権も反対だと思いますが、反対をすることもできず棄権という選択肢を選んだわけであります。やはり、この苦しい生活を強いられている二百万県民の気持ちや思いを、やはり海外輸出ということはどうしても私としてもこれは容認できないということでございます。

この件について、実は緒方貞子さんが、先般、朝日新聞のインタビューに、やっぱりこの件について大変インタビューの中で答えておられること、やっぱり原発は、日本であまりいかなかつたものを海外に輸出するわけにはいかなければいけないかと、そういう考えに立っていかねばいけないんだというようなお考えを示された。大変国際的にも実績もそして人間的にも素晴らしい緒方貞子さんの言葉は私は重いような気がいたすわけでありまして、緒方貞子さんの言葉を別に借りるわけではございませんが、やはり是非この問題について我々政治家もしっかりと考えていかなければならない点だと思っております。それは一人一人の判断があつてしかるべきだと思います。必ずしも原発輸出を反対することがいい政治家だとは

私は全く思っておりません。それぞれの政治家の基本的な考え方の中でどういふふうに対応していくかということは十分私も理解をいたしております。

しかしながら、今原発対応という形の中で、大変御苦労をされながら、そして本当に心を込めて福島県の再生のために頑張っておられるお二人に、是非、原発輸出についての個人的な政治家としての、今の肩書ではない形で、どういふお考えをお持ちになつていらっしゃるか、お聞かせいただければ有り難いと思います。

○国務大臣(細野豪志君) 増子先生はまさに日々、福島県民の皆さんと向き合っておられて、そういった増子先生今の、これまでの一年間の思いの中で棄権をされたということについては非常に重い御判断だということに思っています。

私も、地元の先生方にはこれは及びませんけれども、時間があれば必ず福島に行くということをやつてまいりました。この事故があつた中で我が国の原発が輸出されるべきものかどうかということについて、道義的な面でも緒方さんも言っておられるような重要な問題があることは承知をしております。

その一方で、なかなか悩ましいなと思っております。は、世界のエネルギー需要を考えたときに、この事故があつてもなおかつ原発に魅力を感じ、これから導入をする国というのはあるわけですね。そういう国々で同じ災害があつては絶対なりませんから、日本はそういう国々に対して原子力安全という形でできることがあるのかないのかというのも一つ判断としてあるわけですね。

もう一つやはり指摘をしなければならぬのは、原発を持つということは濃縮ウランを持つということでもあります。また、原発を扱えば、その後は、取り出しがどれぐらい容易にできるかという問題はあるにしろ、ブルトニウムが発生する問題もあるわけですね。これは、核拡散、これをどう止めていくのかということの問題ともかかわります。我が国はそういう原子力安全とか

核不拡散に対してこれまでもかなり大きな責任を果たしてきたし、これからの責任がどうなるだろうかという議論もあるというふうにも考えております。

したがって、そういう二つの事柄を考える中で私なりに思うところはございます。ございしますが、今個人的にとおっしゃられましたけれども、今の私が個人的な見解を申し上げることで、それこそ原子力の規制、安全に対するいろんなこれから取り組まなければならないというようなこと、さらには福島の方々のいろんなお気持ち、そういったことも考えたときに、どちらの答えを出したにしても、いろんな、それこそ私の仕事をしていく上での決してプラスの影響がない部分もあるのではないかとこのふうにも思いますので、大変恐縮でございますけれども、今そういうことを考えておるといことで御理解を賜りたいというふうにも思っております。

○国務大臣(平野達男君) 世界のエネルギー需要というのが大変な膨大な量になっているという中で、その中で原子力が一つの大きな柱で来たという経過があると思います。これを急に転換するというのはなかなかこれは難しい面もあるかなというふうにも思っております。

そういう中で、今回、日本が福島第一原発事故というこの事故を経験したという中で、その経験を踏まえて、原発というものをどのように建設しまた管理していくかということについては、日本なりに今まで以上にやっぱりその役割が期待される面もあるのかなという気もしております。

その原発の問題につきましては、私は、今回やっぱり、一旦事故に遭ったときのこの、何というんですか、リスクの大きさということについては、私どもが改めて肌身、肌身というか体験をしたということでございますから、これを踏まえた上での原発の、繰り返しになってあれですけども、設計それから管理、どうあるべきか、これは日本がきっちりやっぱり発信していく役目を

持っているのかなというふうにも思っております。そういう中で原発輸出、これはなかなか難しい問題でございますけれども、そういうものにもし日本が期待されているんだということであれば、やっぱりその期待にこたえるという役割を持つていくのかなという、そういう気持ちは私としてはしております。

ただ、本当にこれ、反対されるという立場も私は理解するという、ちょっと曖昧な返事で申し訳ございませんが、そういう答弁でございます。

○増子輝彦君 ありがとうございます。個人的な考えということで十分私も理解をしておりますので、また引き続きよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、原発事故の後の様々な問題がある中で、私は、賠償、除染、健康、これが三つのキーワードだと思っております。賠償、除染、健康、これらをもどのような形の中でしっかりとスピーディーに具体化をしていくかということが福島再生につながっていくものと思っております。まさに野田総理の福島の再生なくして日本の再生なしは、この三つがスピーディーにできることに尽きるんだと思っております。

そういう中で、特に今重要なことは、既に一年が過ぎました。特に、双葉郡八か町村の皆さん、あるいは計画的避難地域で今避難をされている川俣の山木屋の皆さんやあるいは飯館の皆さん、本当に大変な生活しているんですね。これは、多分そういう立場でなければ分からない心理的な、精神的な負担やつらさもあると思います。しかし、何としてもここを乗り越えていかなければいけない。

これから区域の見直し等も当然出てくるわけですが、なかなかこれもそう簡単ではないという状況もあります。この区域の見直しは賠償とセットでなければ私にはならないと思っております。賠償と区域の見直し、これらについての見解について簡単に、といっても難しいのかな、簡単

には。あとの質問がありますので、ひとつ、区域の見直しと私は賠償が一体であるべきだという地域住民の皆さんの強い思いも含めて、この件についての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(細野豪志君) 区域の見直しでございますけれども、これは、昨年の十二月に原子力災害対策本部決定というのがなされておりました。それに基いて三月末に調整が整ったものからまずやらせていただきたいと思います。ただ、三月末というめどは示しておりますが、この三月末までに調整が付いていないところまで強引にやる、そういうことは好ましくありませんので、そこは引き続きまして市町村の復興ともかわるというところで調整をして、調整が付いたところから更に区域の見直しについて進めていくという、そういう考え方を取っております。

また、この問題は、私ももちろん直接的に閣下をしておりますが、復興とかかわりますので平野大臣、そして賠償であるとか、さらには原発本部ということがございますので、区域の見直しそのものは経済産業大臣が主にかかわっております。その中で我々常に話をしておりますのは、この問題と賠償の問題を切り離すことはできない。つまり、区域の見直しをして長期帰宅困難区域というふうにしてそれこそ指定をされる方がおられるときに、いや、賠償はこれからですと、どうなるか分からないと考えると事当たってまいりました。

既にこの賠償につきましては中間指針の第二次追補ということで方針が出ておりますが、その在り方も含めて全体をパッケージで地元の皆さんに御説明をして理解を賜らなければならぬと考えているところでございます。

○増子輝彦君 中間指針の賠償が出ましたけれども、実は皆さん不満なんです。例えば、五年間はもう間違いなく帰れないというような立場の方々が既に明らかになってきているわけですが、このときに、今、月十萬の賠償金をもらっている、それが一年で百二十萬、五年で六百萬、この六百

万ということが中間指針で出されました。これじゃ、とてもじゃないが生活なんかできないんですね。単なる賠償、今もらっている賠償の前倒しじゃないかということの不満が非常に大きいものがあります。当然、これから財物評価というものが様々なもので出てくるでしょう。しかし、やっぱり五年間以上場合によってはふるさとに、自分の家に戻れない人たちが、前倒しのような形で六百萬でこの中間指針で出されたものだけなら、誰もこれには納得しないと思っております。それによって線引きの見直しということも当然出てくるわけですが、ここは十分両大臣とももうよく御存じだと思しますので、地域の声はよく聞いています。と思いますので、これは是非、頭のと真ん中に入っていたら、今後対応、改善をしてもらわなきゃいけないと思っております。東電ともよく話し合いをしていただかなければならないと思っております。

それと同時に、もう一つは、やっぱり中間貯蔵施設の設置と最終処分場があるわけです。仮置場がなかなかできない。それは当然、中間貯蔵施設ができない、最終処分場の問題、やっぱりこれもセットだと思っております。ですから、このところをどういう形にするか、具体的な提案はされなければいけません。なかなかそう簡単には実は体制がでないというところでありますけれども。

そこで一点、中間貯蔵施設、最終処分場はセットでなければならぬと県民は考えておりますけれども、この中間貯蔵施設等の問題をどういう形でやるかという、双葉の町長さんが新たな提案を表明をされております。正式にはまだそちらには行っていないと思いますが、二十年で、そして最終処分場を法制化しなければという一つの条件が出てくるわけでありまして、これらについてどういう形で受け入れる考え方があのか、具体的に提案がなつたときに、法制化ということ、極めて重いと思うんです。これについての御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(細野豪志君) まず、双葉町の皆さん

には、まさに第一原発があるその場所でございますから、一番本当に大変な思いをされているというところでございますので、その井戸川町長から出された提案ということでございますので、それ自体は非常に重く受け止めております。

ただ、まだ直接的に例えば紙としていただいたものであるとか協議をしたということではなくて、様々な報道であるとか、議会も含めた様々なやり取りの中で我々も目に見えているという状況でございます。

したがって、できるだけ早い段階で直接的にしっかりと話をさせていただいて、その中で実現できるものが何なのか、どういう条件であれば双葉町の皆さんに受け入れていただけるのか、そういう話合いに是非入らせていただきたいと思います。うふうに考えているところでございます。

○増子輝彦君 これ本当に大事な点でありますので、これは、中間貯蔵施設、最終処分場の問題は双葉郡内の皆さんだけではなくて福島県全体の問題になってまいります。特に最終処分場については、細野大臣が三十年後に県外ということですが、本当に県外にできるのだろうか、受け入れてくれるところがあるのだろうか、みんなそういう疑問に思っているわけです。ですから、是非このところはもう少し具体的に検討していただかなければいけないということをあえて申し上げさせていただきます。

時間がありませんので、二つ質問をさせていただきます。

一つは、平野大臣、先般も地元の新聞紙に、仮の町構想について法制化も必要だろうという話をインタビューの中で答えられております。仮の町構想は、五月に、実は私も、当時の菅総理大臣と一緒に加須の双葉のお見舞いにお邪魔したときにそういう話が出たことも十分私も承知しております、一緒でしたので。

ですから、仮の町構想という名がふさわしいかどうか分かりませんが、もう一定期間戻れないということになれば、主たる本拠地をどこかにつ

くって、できるだけ多くの方々がそこに集積をまたして、いつかはふるさとに戻りたいんだという思いを何とか実現したいということは当然のことだと思ふんです。しかし、それでも戻らないという方も、現実、アンケート調査の中では若い方々を中心にしているわけでありまして。

しかし、やっぱり仮の町構想、この仮の町をどうするかが帰還するための最大のポイントの一つだと思っておりますが、これについて、法制化をするという平野大臣の地元紙へのインタビューの答えの中で、現実今後どういうふうになっているのかはいろんなプロセスがあると思いますが、その見解について一つお伺いをしたいと思います。

それから、前田大臣、お忙しいところありがとうございます。先般、大臣の御努力によって本当に、東北地方の高速道路の無料開放、四月以降の取扱いについても実は発表していただきました。大変地元の皆さん喜んでおられるわけでありまして。特に、被災者の皆さん、ああ、よかったと、これでまた引き続き被災者として全国に散らばっている方々についてのいろんなものが、利便性も含めて経費の問題等、本当に有り難いというふう喜んでいることをお伝え申し上げたいと思います。

ただ一点、ここで実は私は、足りない点があるんだらうと。これは、福島県内の中の会津若松あるいは猪苗代、この地域に大熊町を始めとした浪江の皆さん等かなりの方々が避難生活を余儀なくされているんです、この地域で。もちろん橋本の皆さんもいらっしやいます。今回対象となったインターチェンジに会津若松と猪苗代町が入っていないんです。合計六千人、七千人避難されている方々の本当に近くのインターチェンジが抜けているというところは、これは地域の皆さんにとっては本当に、画竜点睛を欠くと言つては失礼ですが、やはり不満な声がこの中にいっているんです。

是非、大臣、こはもう一度よく御検討をいただいて、会津若松に大熊町の仮役場もあり、四千人の方々が避難をされております。隣の美里には

橋本の方々を中心として二千人近くが避難をされております。猪苗代にも浪江や多くの方々が数千人、実は避難をされているんですね。この地域のインターチェンジも是非ここに加えていただくようお願いを申し上げておきたいと思いますが、それについての見解、この二点、よろしくお願いを申し上げます。

○国務大臣(平野達男君) まず一点目の質問でございますけれども、今、福島県では、半ば強制的にいますか、強制的に退去を命じられて避難されている方々、約十一万人おられます。その十一万人の方々の帰還というものがこれから大きなテーマになってくるわけでありまして、あわせて、帰還というだけではなくて、帰還できない方、中期にわたって帰還できない方、あるいは帰還を選ばない方も残念ながら出てくるを得ないという、そういう状況にあります。

こういった方々にどういった支援をしていくか。一つは賠償でございますが、賠償だけではなくて、住宅の手当てをどうするか、雇用の場をどうするか、こういったことについては、今御審議いただいている福島再生特別措置法では十分カバーし切れていない面が多々ございます。こういった点を踏まえまして、立法化も視野に入れながら必要な措置を今検討しているところでございます。

仮の町構想につきましては、これはやはり中長期的に帰れない方々が一つのコミュニティを形成をしたいという、そういうお考えで出されている構想だということはお聞きしておりますけれども、この点につきましては、まだ自治体の方ときちんとした協議がまだしておりませんが、これからはしなければならぬというふうにお考えをしております。特に、帰れない、だけれどもとまって住みたいという、そういう考え方、これは是非大事にしなければならぬというふうにお考えをしております。これについては、できる措置、しなければならぬ措置、万全の体制をもって検討し、必要な対策を講じると。結果として立法化が必要だということであれば、きちんとした立法化を図っていき

いというふうには思っております。

○国務大臣(前田武志君) 増子委員御指摘のように、一応四月一日から原発事故の避難者の帰宅支援という趣旨で、警戒区域等の最寄りの十五か所を対象にそのインターチェンジを出入りとする場合には無料ということにしたわけですが、委員御指摘のように、会津地方においては、大熊町はもろろんのこと、橋本町も含めて役場もそこに移っているという事情がございます。この地域については、今のところ採用されていないわけですが、御事情もよく分かりますので、再度検討をさせていただきます。

○増子輝彦君 あと一分ちよつとありますので、もう一問、済みません。

平野大臣、復興特区法案の中で実は法人税の控除は人件費の一〇％となっておりますのであります。そして今回、福島特措法をこれから審議、参議院でもされますが、そこでは一応二〇％になっておるんです。

今、福島県の実企業は企業の状況を考えますと、やはりなかなか厳しい状況にあつて、せつかく一千七百億円の企業立地補助金もちょうどいいたしましたが、域外から来るのは非常になかなか大変なんです。そう簡単でないんです。域内の企業も大変厳しい状況なんです。

ですから、特区を超える特区として、私は是非、五年なら五年、これを一〇％にしてほしいという要望を強く以前から申し上げてありますけれども、これについては是非、五年なら五年、一定期間やはり一〇〇％控除するというような形にしたいだけではないかということをお願いと質問といたしまして、質問を終わらせていただきます。

よろしく御答弁をお願いします。

○国務大臣(平野達男君) なかなか一〇〇％というのは難しい御提案かなというふうには思いますが、いずれ、福島再生に懸ける委員のお気持ち十分伝わっておりますので、その点も含めて、法案の審議の中でまた様々御議論をいただきたいと思います。

○増子輝彦君 終わります。

○委員長(池口修次君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時開会

○委員長(池口修次君) ただいまから東日本大震災復興特別委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、舟山康江さんが委員を辞任され、その補欠として高橋千秋君が選任されました。

○委員長(池口修次君) 休憩前に引き続き、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査を議題とし、東日本大震災復興の基本施策に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷合正明君 公明党の谷合です。

午前中に引き続きしてこの復興特の質疑でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず初めに、私の方から復興交付金の先般の第一次の申請、またその配分結果について大臣の方に質問をさせていただきたいと思っております。

本会議でも私自身取り上げさせていただきましたが、申請額の約六割が交付決定額だったという問題が一つ、問題というか、そういう、事実として六割になりました。またもう一つ、その中をよく見てみますと市町村間ではばらつきがございました。

申請額以上の交付決定額が決まった自治体もあれば、申請したけれども付かなかったという自治体もございます。

大臣は、例えば記者会見また国会の中でも、優先順位として産業復興、また住宅再建ということとを述べられていて、今回の第一次配分におきましてもその優先順位ということを念頭に置かれて交付決定されたということでございますが、私自身、被災地、被災自治体によってはその優先順位というのは、ベースの部分は共通かもしれないですが、

自治体によっては多少異なる部分もあるのではないかと思っております。ただ、異なるとはいえず、その自治体にとってはそれが決して不要不急のものではなくて必要なものもあるだろうと。

この緊急性の高い事業をどう考えるかということですが、何を緊急に行わなければならないかということも含めて、市町村の裁量を認めて市町村の復興に向けた地域づくりを後押しするという、そういう復興交付金の在り方に今後展開していくべきではないかと思いますが、大臣の御所見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(平野達男君) まず、市町村間で交付率にばらつきがあるということについてちょっとコメントをさせていただきたいと思っております。

そのとおりでございます。これは、今回復興交付金を交付するに当たって、計画を査定するというようなことではなくて、一緒に作るんだぞということはずっと私も職員に言い続けてきたことであります。その計画を審査する段階で、見ている中で、かなりしっかりと計画につきましては、部分的な申請であっても、これはもう見なくていいということ、事業費を全部、総事業費をそこで認めたという市町村もございまして、一方で、計画がまだ初期段階でまだまだ詰めないうちやならないものがあるという市町村については引き続き協議をさせていただいたという、その結果でばらつきが出てきたということでございます。

それからあと、優先順位の問題でございますけれども、基本的にはもう谷合委員の考え方とおりにだと思っております。しかしその一方で、住宅と産業、雇用を優先させるというのは、私どもの一方的な考え方ではなくて、被災自治体とのいろんな話の中で一定の方向として出てきたということも踏まえて、まずは基本的な姿勢としての住宅の再建と雇用の促進ということを基本的な考え方で行ったということでもあります。

委員も御案内のとおり、今被災自治体はもうマンパワーが不足しております。一方で、大変な事業量を抱えなくてはならないという中で、だから

こそ優先順位をしつかり決めて、本当に被災者が何を求めているかと、地域が何を求めているか、これは自治体が一番よく考えています。考えていますから、それを尊重するということだと思えます。すし、何もかにもということとはなかなかこれはできない状況にありますので、その優先順位を付けてやるということについても、基本的には自治体の意向を尊重しながら、そして計画と一緒に作っていくというこの姿勢で臨みたいというふうに思っております。

○谷合正明君 第一次の配分におきましては優先順位があつたけれども、三月末のこの第二次以降の交付金の申請、配分については、特段、優先順位を決めて、その優先順位から外れた申請については認めない、そういう考えではないということですね。

○国務大臣(平野達男君) 今回は、計画がある程度熟度があつたものについては基本的には認めていくということでもあります。そのときに、実施の優先順位は、これは市町村の方でも、私も言うまでもなく、住宅の再建それから雇用の創出を急いでいます。結果的に、そこに優先的に交付金が配分されるという結果にはなるだろうというふうに思っています。

これは繰り返すようになりますけれども、国が積極的に誘導するという面もございまして、住宅と雇用の創出については自治体も意識しているということだと思っております。その中で、そうではないものが出てきて、これは急ぎたいということについては、繰り返しになります方向での交付決定ということになるというふうに思います。

○谷合正明君 事業計画を今後一緒に作って被災自治体と復興庁共に作っていくということは、大臣も今日の質疑の中でも繰り返し答弁されております。まさに、事業計画の段階から一緒に作っていくということが極めて重要であると思っております。結果的に、作って申請したけれども駄目だったと、その労力をどうするかという問題が、課題

が指摘されました。私自身も、実際、宮城県の県会議員から話を伺って、宮城県では国費ベースで約二千億円の申請をした結果、約一千億円の配分が付きました。ただ、その申請をする段階の中で、ある程度、復興庁との協議というかすり合わせもしてきて、大体千七百億ぐらい認められるんじゃないか、そういうような話も現場ではあったんだと。ただ、事実関係ははっきり分かりませんが、けれども、何か文書に残っている話でもないかもしれないが、ただ、現場の受け止めとしては、一緒にやってきたのにもかかわらず、何でもここまで配分額がぐっと減ったのかという思いがあるわけですね。申請に至る段階で、市町村と復興庁の、国の機関との間でどういう調整を行ってきたのかということが課題として浮かび上がってきたんだと思います。

そこで、事業計画を作る段階から一緒にやっていくんだということだと思っておりますが、申請事業に対する絞り込みについて、第一次の配分結果について大臣自身はどのように受け止めておられるか、聞かせていただければと思います。

○国務大臣(平野達男君) まず、交付を今回、一回で決定しなかったものについては二つ種類があります。一つは、今日午前中の議論でも申し上げましたけれども、交付金の制度になじまないもの、ほかの事業制度で対応すべきもの、全国観点から対応すべきものというのが一つあります。それからもう一つ、これは交付金では対応しますよというところで、調査計画費などを付けたものだけを今回、一回目で交付したものがございまして。これは、最終的には、計画がしっかりと付いた段階ではちゃんと交付金というか予算は付きますよということとを約束しているというのと同じであります。それからあと、計画の段階で、例えば事業間の調整が図られていないもの、それから単価がほかの事業に比べて著しく高いもの、こういうものについては引き続き協議しましょうということとで交付を見合わせたものもあります。

是非ともここは誤解を解いていただきたいの

は、そうした交付金の元来対象になっているんだけれども、今回交付金が交付されなかったからといって、そこはもう全部、将来にわたって交付金が交付されないというわけではないということであります。あくまでも計画の熟度に応じて、計画を共に作りながら、これで実施できるというふうに共に判断した場合には、交付金を交付して仕事をさせていただくということになるということであります。

ただ、冒頭、前段申し上げたように、制度の趣旨になじまないものについては、これはほかの制度で対応していただくようお願いしたのもあるというのも事実でございます。

○谷合正明君 申請に当たりまして、いずれにしても、これだけ額が減らされるんだとすれば、初めから、もう少し事前に協議してくれよと、事前にもう少しコミュニケーションをしっかりと取ってこれよという声があったわけでございます。

そこで、事務量の軽減をどうやってやっていくのかと。午前中も質疑がございましたけれども、今回の復興交付金申請に当たって、復興庁がワンストップで申請を受け付けたわけでございますが、関係省庁もございまして、その関係省庁からまた被災自治体に対してそれぞれいろんな照会が行われたりですとか、様々その事務手続において今後まだ改善できる余地は大いにあるのではないかと、思う面が多々あります。

今後の交付金申請に当たっては、指示系統を復興庁に一本化する、また、事務手続の簡素化を図っていくということが真のワンストップであると思っておりますが、復興大臣の所見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(平野達男君) そのとおりであると思っておりますし、その方向にしなければならぬというふうに思っています。特に、ペーパーワーク、書類につきましては、これはもうできるだけ簡略化することについてはこれから更に徹底をさせたいというふうに思っています。

その一方で、午前中の答弁でも申し上げましたが、津波で被災された地域の復興計画

というのはやはりかなり膨大な作業になってまいります。その中でいろんなことを検討しなくちゃならないという意味において、様々な観点からの検討を時間を掛けてやっていかなくちゃならないという面もございまして、こういったことについては、先ほど来申し上げているように、国と県と関係自治体が一体となって計画を作っていくと。その中で結構いろんな激しい議論もこれから出てくる、交わされる面もあるというふうに思います。

しかし、やっぱりやるべきものはしっかりとした議論をやるということと、いい計画を作る、事業間の調整もしっかりとやった計画を作るということとが次の実施の段階にとつてかなり有効なことになってまいりますので、そういう観点で、やるべきことはしっかりとやっていくという観点も大事だということふうに思っております。基本的には委員の考え方に賛成でございます。

○谷合正明君 一体となってやっていく、また、復興をスピード感、スピードを増していくとともに計画の熟度を上げていくということとでございますが、そのためには一つ、やはりこの復興庁の職員の体制について強化をしなければならぬということを申し上げたいと思っております。

実際に二月十日には二百五十人体制で発足いたしました。先ほど答弁で、今二百九十でしようかね、なっているということでございます。特に福島県においては、大臣自身もNHKの討論番組等で、特にこの福島においては体制強化は絶対必要だということふうに言われております。

現状、この職員配置において、福島県あるいはほかの地域も含めてどのようにこの復興庁の職員体制を強化していきたいのか。復興庁自身の職員を増やすのか、あるいは復興庁の中の配置を工夫していくのか、そうしたことも含めて御答弁いただければと思います。

○国務大臣(平野達男君) まず、復興庁二百九十人ということになりました。まずは今の体制と併せまして、かつまた、午前中の議論でもございまして、各省にできるだけ併任を掛けまし

て、各省の主体的な取組も加速させながら、復興庁がやはり中心となって、軸となって復興を進めていくということが大事だということふうに思っております。

一方、福島についてでありますけれども、福島はこれから、いわゆる警戒区域等々の区域の見直しから始まりまして、期間という問題、あるいは長期避難という、そういう問題が出てまいりまして、これに対応するためには国が多分、多分じゃなくて、復興庁がこれ司令塔になっていく必要があると思っております。この部分の体制強化は必要だということに思っています。

これは今すぐという問題ではなくて、若干ちょっと時間が置いてからという話になると思いますが、できればやっぱり絶対数を増やしたいというふうに思っています。ただ、各省もかなり大変であります。それから、あわせて、内部の体制の見直しもやりながらこの強化を図っていくというその両方の面に対応していくことが大事だということに思っております。

○谷合正明君 確認ですが、二百九十という数は一定程度もうこれで、しばらくこれ続けていきたい数なのか、もう少しまだこの四月以降増やしていくという考えなのか、どういう考えなんですか。

○国務大臣(平野達男君) 私とすれば、本当にもっと増やしたいという気持ちは多々あります。しかし、その一方で、福島に関しては、例えば除染の体制を強化しなくちゃならない、ここにも国の人間が相当程度派遣されております。それで、各省自体も今、かなり復興復旧に体制がシフトしています。そういう中で、復興局、復興庁だけ更に人を増やすというようなことについてはなかなかこれは難しい面もございまして、今の人数をまず当面は基本にしつつ、各省との連携を深めながら対応するというところでございます。

ただ、福島については、先ほど申したとおりでありますけれども、絶対数においても、あるいは内部シフトにおいても、この体制強化はいずれ

早晚、私はこれは必要だということふうに思っていますので、この点については各省、官邸等々に強く働きかけていきたいというふうに思っております。

○谷合正明君 復興大臣におかれましては、総合調整する権限というものが、復興庁には一段と高い権限がございしますので、そういう意味において、この人員体制の強化というものはしっかりと復興庁の方でリーダーシップを発揮しなければ実現できないものだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私自身も、復興庁が発足してすぐに、岩手県の復興局、また宮古の支所にも訪れさせていただきました。実際に発足直後に働いている職員の方とも懇談させていただきました。また、まだ、特に現場、局、支所には数が足りないなどと思いましたが、実際に支所の数というのは限定的で、ただ、復興局の人間が毎日毎日いろんな現場へ行っているといえ、絶対的な数は足りないとは思いました。また、岩手県の方には、女性の職員は一人もいない。いろいろな仮設住宅の関係あるいは生活支援の関係、これまた復興局が班をつくってまでやっているんですけれども、そういう観点からすると、私は、今の体制、人員体制、また、何というんですか、女性がいないとかということを取りまして、まだまだこれは不十分ではないかと思っております。改めて大臣の答弁を求めたいと思っております。

○国務大臣(平野達男君) 体制の強化については先ほど申したとおりでございますけれども、いづれ私も、できるだけ人数を増やすということについては努力をしていきたいというふうに思っています。

それから、岩手県については御指摘のとおり、女性職員が一人もおられません。このことについては津川政務官からも強い要望を受けておりまして、職員からも同じ要望を受けております。ちよつと私の努力不足でまだ実現がされておられません、諸般の事情から女性職員がなかなか配置され

ていないということで、何とか早い段階で、これはもう一人でも、一人です、何人か、一人からスタートになると思いますが、派遣するよう更に努力をしたいというふうに思っております。

○谷合正明君 次に、今度は被災自治体に対する職員の派遣体制について伺います。先ほどまでは復興局、復興支所の中の話でございましたが、被災自治体も、やはりこの職員派遣というニーズが非常に高いと思います。

内閣府においては、PFIの関係で被災自治体を中心に二百五十人、四月から派遣するとも聞いております。今度国交省を中心でやるんですかね、都市計画については百六十人。また、様々な分野で専門家を派遣するという取組が行われているようでありますが、課題としてはやはり、復興庁と同様に、福島県の自治体に派遣される職員の専門家の数が圧倒的に不足しているという課題です。ここをどう乗り越えるお考えなのか、大臣のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○国務大臣(平野達男君) 今委員から御指摘ありましたように、国土交通省、総務省、あるいは漁港関係であれば水産庁等々、各省が主体的に自治体への人員派遣を各全国の自治体と協議しながら進めておりますし、復興庁がその全体の調整役になっているということでございます。

その中で、福島県からもかなりの人数の要望が出ておりますけれども、なかなか福島県に対しての派遣を希望する方が少ないという実態がございます。この点につきましては、引き続き、福島県の特殊事情これありますけれども、市長会、町村会、そしてまた知事会等々にも、福島こそいろんな意味で大変なんだということを更に強く訴えまして、何とか福島県の要望に満たすような人数を確保してまいりたいというふうに思っております。

○谷合正明君 人材は私はいると思っています。これは、自治体の職員だけでなく民間の専門家もいます。実際に、例えば国連機関等で復興復旧の関係の仕事に携わっている方も世界の現場にはたく

さんいます。また、JICA等で實際汗を流してきた専門家もたくさんいます。ところが、若干分野が違うということで、今回の東日本大震災の現場にはなかなか配置されていないという現実もございいます。ですから、私は、もともと広い視点で、人材というものはいるわけですから、特に福島県に対する人材配置というものはもともと力強く進めていただきたいと思っております。

それで、残された時間がちょっと十分切ってまいりましたので、次の話題に移りたいと思っております。それは、災害時における障害者の避難支援についての話でございます。

私、先日、福島県の県立点字図書館というところに行つてまいりました。その館長さんが中村雅彦さんという館長でございまして、いろいろと話を伺つてまいりました。

中村館長は、実は以前にいわき市であるとか福島県内の養護学校に校長先生として赴任されてたという経験もあつて、多くの教員が在るわけでありました。今回の東日本大震災で教員たちがどうなったのかということも、もう完全に個人ベースで県内くまなく調べて回られたということで、実は先月、本も出版されて、「あと少しの支援があれば」という、こういう本も出版されました。個人の思いから、実際に教員だけじゃなくて福島県内の障害者の方を聞き取り調査をされてきたわけでございます。

そんな中、やはり障害者の方の例えばこの津波による被害の犠牲の割合というのは高かったと、いろんなデータがありますけれども、中村館長のデータでは三割以上高かった。あるいは、NHKの調査では二倍ぐらい死亡率高かった、様々な結果がございます。あと少しの支援があれば助かったという例えば事例も数多くこの中には紹介されております。

私もいろんな障害者の方の課題を、今回の震災の課題を考えていく上で、今日はお手元に資料を配付させていただいておりますが、こういう一枚紙でマトリックスで考えられるのではないかな

と。行政が果たすべき課題、また障害者自らの自助で果たしていく課題、そして地域住民が共助で支え合っていく課題と、それぞれ避難前、避難中、そして避難後の課題というものがございいます。

そこで、行政、公助の部分でございますが、公助でどこまでこの課題を乗り越えていくのかというところについてお尋ねさせていただきたいと思

います。要援護者のための避難ガイドラインというのが策定をされております。まず、そのガイドラインについて、現在、各自治体で全体計画を、どれだけ進捗が進んでいるのか、また要援護者名簿がどれぐらい整備されているのか、そして個別計画がどれだけ策定されているのかについて数字をお答えいただきたいと思っております。

○政府参考人(原正之君) まず、全体計画についてでございますが、平成二十三年四月一日現在というところで、被災三県を除いた数字でございます。二十二年度末までに策定済みが七六・八％、二十三年度までに策定予定というのが二一・二％というところで、合わせて九八％という状況になっております。

また、要援護者名簿につきましましては、現在整備済みという市区町村の割合は五二・六％、整備中というのが四一・五％、合わせて九四・一％ということ、前年に比べて五・九ポイントの増となっております。

それに対しまして、個別計画の方で申し上げますと、個別計画を策定しているというのが二二％、策定途中というのが六〇・七％ということで、合わせて八二・七％、前年と比較しますと一〇・九ポイントの増となっております。

以上でございます。

○谷合正明君 今、数字の説明がございました。これ、一年間で数字は確かに伸びてはきてはいるんです。

ただ、二十二年の三月三十一日の時点でも、例えば全体計画は二十二年途中で終えると答えている自治体は九七％あるわけですね。ただ、結果として、じゃ二十三年の三月三十一日に、一年後どれだけ策定したかというところ、やはり七六％ということで、検討、整備したいと答えていても、実際、現実としては整備されたという数字はやはり下が

るわけですね。そこで、改めて、内閣府副大臣に今日はお願いしたいのですが、防災に備えた障害者避難の支援策、ガイドラインを中心に、どのように国はこの障害者などに対する避難の支援に対して取り組んでいくのか。実際に計画を立てただけではやはり実効性がある避難の在り方になるとは限りません。実効性を持たす計画をまたどうやって作っていくのか、この辺も併せて御答弁いただきたいと思っております。

○副大臣(後藤斎君) 先生おっしゃるとおり、全体計画は作っているものの、それが十分なもので行なわれなかったということや、また先生おっしゃる通りに、情報伝達がきちっとできていないのかということも、いろんな先生今、中村館長のお話も含めて御指摘をいただきました。

私たちも、そういう部分を含めて、今何ができるかということ、全体の仕組みとしまして、先生御案内のとおり、三月七日にまとめた防災対策推進検討会議の中間報告の中でも、今後の災害時要援護者の方々への配慮ということをかき細かく書かせていただいて、これはあくまでも中間報告ですから、これに基づいて夏までにはこの具体化をするということ、さらには二十四年度の予算で避難における総合的対策の推進経費というものを今予算の御審議をお願いしておりますが、その予算の確保をしたら、直ちに一万人程度の昨年のいわゆる要支援の方、要援護者の方々に調査をして、それに基づいて、具体的に何が問題があつて何を課題としていくことが、そしてそれをどう解決することが望ましいのかということ、夏までにアンケート調査をし、秋ぐらいにはそれに基づいて取りまとめをできればしていきたいというふうに思っています。

あわせて、それに基づいて、先生が御指摘いた

では困るという話と、先ほど福島は特別だと配慮をいただいている部分がありました。大臣の地元と同じように、岩手県に次ぐ県土を有する福島県でありますし、直接地震の被害、放射線の被害といったものは会津はほとんどないんですけれども、御承知のように風評被害とか様々な問題を抱えている中で、これはやっぱり福島市の復興局だけでは事足りないし、今の体制のままでいいではなくて、この職員の在り方、その考え方、やっぱり霞が関を見て仕事をしているということが一番の問題であって、寄り添う寄り添うと言葉だけなんです。だから、やっぱり復興局が東北にあって、復興局が霞が関にあって各省庁の連絡調整すればいいというのが本来の私には在り方だと思います。もう一度、その点を踏まえてお願いします。

○国務大臣(平野達男君) 復興局の職員がどういう言い方で上に上げておきますというふうに言ったかということについての詳細はちよつと把握しておりませんけれども、そのとおりであると、そのとおりというか、上に上げておきますという答え方をしたということであれば、復興局の職員としてはこれは失格であります。そういう言葉は、いろんな応答の中で言つてはいけない言葉の一つだというふうに思っています。これは再度徹底させます。

いずれ、そういった要望については、たとえ自分で答えられないものがあつたとしても、最低限、それはしっかりと預かつて検討させていただきまうと、そしてお答えは後でお答えしますという、そういう一つの答えをするんだということでの徹底はさせていたつもりでございましてけれども、今の御指摘を踏まえて、再度これは徹底させなければならぬというふうに思います。

いずれ、復興局、現場ということについては、委員がずっとこれを主張されておりますけれども、私はそういう気持ちで復興局はまず仕事をしてみたいというところで、復興局の政務官として現地の職員に再度徹底させるとともに、復興局も本庁にいる人ではなくて、復興局の職員は人数

が限られてますから、グループを組んで、チームを組んで、被災自治体をぐるぐる回る回りながら、計画作り、それから次の交付金の交付決定の交付の作業に向けて仕事をしています。そういう仕事もやっているんだということも是非御理解をいただきたいというふうに思います。

一方で、法律の策定作業も、制定作業もございまして、政令のことも作つていかなきゃならぬ。そういう、どちらかといつたらこつちでなければならぬ仕事もあるということも是非御理解をいただきたいというふうに思います。

○小熊慎司君 職員が悪いというよりも、復興局がこつちで復興局がそつちであれば、通り一遍にやつぱり上に上げておきますという言葉になるんですよ。ただ、普通、民間であればイエスからしか始まりませんから、やれるやれないは別として、やつぱりそこは直してもらいたいですけれども。

だから、そういう意味では、形が精神をつくる場合もありますので、やつぱり、そういう意味で、やっていることは同じだとしても、復興局は東北、復興局が霞が関で、これ表紙だけの問題かもしれないですけども、これも大きな問題なんですよ。そういうふうによつていけば、復興局がこつちですと、復興局が出先はあくまでも霞が関にあるんだと思えば、上に上げておきますという言葉はやっぱり出ないし、こういうその気持ち一つな表紙だけの話かもしれないけれども、これもいろんな被災者にとつても、またそこで働く復興局の職員にとつても、いろんな影響を受けるということをやつと改めて今後検討していただきたいというふうに思います。

次に移ります。いわゆる原発事故に伴う避難区域以外の賠償についてであります。福島県の県南地方と会津が賠償対象から外されて、また新たな指針が東電から出て、県南が入る、ただ半額であるということで、地元も混乱をして反発をしている部分もありますけれども、ただ、

これやると、一部、日本の中では、金が欲しいのかと、福島県民はこういうような、やゆされるところもありますが、私も会津人として言いますけれども、金の問題じゃないんですよ。金が欲しくて言っているわけではないんですよ。

これはやはり県を分断したところがどこにあつたのかという精神的な話になってきますけれども、確かに直接的な被害はないです、会津は。しかし、風評被害、いまだに六割あるかないかぐらいの観光客の、戻ってきているといつても、戻ってきたのか、これは応援して来てもらっているだけかもしれないし、これ風化すればまたなくなりますし、また様々な雇用の問題、多岐にわたつてあります。

とにかく、この東電の原発事故が福島県全体に隅々まで、結婚破談になった人が会津だつているわけですから、迷惑掛けたというその気持ちがない。それに対して金を払えじゃないんですよ。まづ、おわびの気持ちがないと、ばさつと切るといふところが私は問題だと思つていて、会津の人だつて金が欲しいなんて言っている人ほとんどいませんよ。ただ、そういう、何事もなかったやうなこの切り方、紋切り型のやり方がおかしいといふことで、分断するのと、県民一丸となつて福島から始めようというところにあるときに、一回指針が出て、その反省を踏まえているかと思えば、新たな指針もまた分断してしまふ。

このことに関して、賠償の担当である大臣、どう思いますか。

○国務大臣(平野達男君) 議員は福島県の地元の御出身ということで、一番現場の皆様方の思いをよく体感されていると、こういうことでございまして、おっしゃる意味は非常によく理解はいたしております。

ただ、こういう事案が起こつたということに対して、やつぱり一定の法律の下に処理をしていかなきゃならないと、こういうことでございまして、やつぱり我々としては、本場に被災者の立場に立つて物事を進めていくという基本には私は変

わつていないわけでありまして。そういう中で、客観的にやつぱり一定のルールということが必要だといふことで、紛争審査会の下で法律家などのいわゆる相対賠償の中でもしっかりとこういう指針というものを示していかなくちゃならないといふことで今日まで出してきたわけでありまして。

その中で区域の設定等々については、いろいろ御不満あるということも承知をいたしております。しかし、一定の区域を決めたからその区域以外が駄目だといふことではなくて、その区域は一つの目安として、当然、相対的に因果関係があれば賠償の対象としていくということも併せて決めた経過が実はございます。そういう中にあります、先生も御案内のとおり、紛争審査会という私の所掌の立場でいえば、第一次指針、第二次指針、第二次指針追補、中間指針、中間指針第一次追補、第二次追補と、今日までいろんな御意見を踏まえながら客観的にやつてきたわけでございます。

したがいまして、その指針をベースにはいたしませんけれども、しっかりと被災者の皆さんの立場に立つて、私も担当大臣としてはしっかりと対応したいと思ひますし、東電側にもそのことを強く求めてまいりたいと、かように考えているところであります。

○小熊慎司君 皮膚感覚の違いなのかもしれないけれども、それは大臣の説明のとおりです。そんなことを言っているんじゃないかと、さっきの復興局、復興局の話もそうじゃなくて、さっきの組みとか賠償こうですじやなくて、福島県全体に、放射線の影響がない会津も含めて、風評被害を含めて迷惑掛けたという気持ちで前面に立たないで、最初からこの賠償の、大臣、政治家ですよ、役人みたいなことを言うから、だから地元の人も怒るわけですよ。

さっき言つていたのは賠償してほしくないなんていう声じゃないんですよ、私の会津は。金の問題じゃないんですよ。どれだけのことを東電がしたのか、国が共犯となつて。その意識をまず前面に出して、

賠償はこうなっていますと。ただ、基金に、県の基金に入れて会津対応するというけれども、そんなことも引き出そうと、私本当は、地元は違っていて、さつき午前中の質疑でもあったようだけれども、例えば経済活性化のためにもう一回高速道路を導入するとかです。多分これは賠償でお金をどうぞとやるということ、これはかゆいところに手が届かないし、人それぞれいろんな困っている人、困っていない人、困っていない人はいないけれども、ありますから。もうこれは個人の補償じゃなくて、地域全体をどう振興させていくかという観点から一丸となってやらせてくれと言っているんですよ。一人一人何万円配つてくれという話じゃないんですよ。だから、それはそのとおりで、大臣が言ったとおりでいいんですよ。何で怒っているかというのが分かっていないからそういう答弁になっちゃうんですよ。

○国務大臣(平野博文君) 基本は、私冒頭で申し上げましたように、私どもは、私は少なくとも被災者の立場に立つて、やっぱりこういう事案が起こったということは、政府としては本場に申し訳ないと、こういう思いで立っています。

したがって、東電側とかそういうことじゃなくて、被災者の立場に立つて物事をやっぱり真摯に対応していくという姿勢を前提として、客観的なルールの下に進めさせてもらいますということとを申し上げておりますから、ちょっと議員から、役人が作ったルールどおりにおまえ進めておるだけじゃないかというよりも、政治家としては本場に申し訳ないと、不自由な中で生活を余儀なくされている方々についても本場に申し訳なくと思っております。

○小熊慎司君 いや、済みません、私の言い方が悪いかもしれませんが、被災者といっても、だから我々会津の人は明確な被災者じゃないかもしれないですよ、風評被害という意味では被害を受けていますけれども。だから、そうではなくて、賠償するしないとかじゃなくて、迷惑掛けたということが前面に出ていないわけですよ、この分断

されてしまうやり方がですよ。だから、まず福島県全体に迷惑掛けたという意識の下でいろんな発言が出てきて、会津は別です、県南は別です、最初出してしまったことが、やり方が、表現の仕方が悪いと言っているんですよ。

その上で我々が求めているのは、これはその賠償のルールでは救えない部分があります、影響を受けている部分があるということです。それは重々承知だと思えます。そういう中で、どう地域を盛り上げていくか。だから私、個人個人の補償、その会津とかほかの地域ですよ、個人個人の補償をどうするかというよりも、その地域経済の活性化のために予算を付けていくとか、賠償という形じゃなくて。

平野大臣も分かっていると思いますけれども、大臣、どう思いますか、この点。

○国務大臣(平野達男君) まず、賠償指針は、賠償審査会というところで一つの考え方で出されたというふうには私は理解をしております。

その上で、今回の原発の事故で、福島全域あるいはその周辺の地域も含めて大変な思いをされているんだということについての認識は、これはしっかりと共有しなければならぬというふうに思います。平野文科大臣もそういう旨で答弁をされていたというふうに理解しておりますけれども。

そういった観点に立つて、会津においても、会津ということではなくて、福島全域で全体として盛り上げていかなければならない、そういった観点から今、福島再生特別措置法というのを出させていただいております。

いということ、今私ども、政府の中ではそういう考え方で取り組んでいるというふうには是非御理解をいただきたいというふうに思います。

○小熊慎司君 言葉一つなんですよ、言葉一つ。それが地元の人たちに合致しないということは、寄り添っていると言っても、やっぱり心が離れていってしまう感じがせんので、その表現力、それはやはり現場の雰囲気見ればその表現力も付いてくると思いますから、そういうところからは是非努力していただくことをお願い申し上げて、質問を終わります。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。初めに、小宮山厚生労働大臣に質問をいたします。

二月八日、予算委員会で私は、東日本大震災の仮設住宅にお風呂の追いだき機能を追加すべきだと質問をいたしました。野田総理は当初、対応困難という姿勢でしたけれども、私の方から仮設入居者の状況、あるいは自分でも追いだき機能を取り付けた方がいる例などを紹介いたしましたので、再度真剣に検討すべきではないかと御提案申し上げたところ、総理は提案を勉強したいと、それから小宮山大臣も調べたいという御答弁でした。

昨日、一部の報道で、政府は全ての仮設住宅にお風呂の追いだき機能を取り付ける方向で検討に入ったと流れましたけれども、そういう方向で今検討されているんでしょうか。

○国務大臣(小宮山洋子君) この追いだき機能のこととは私自身も仮設へ行っているとも言われていたもので、強い問題意識を持っておりまして、議員から御提案いただいたやり方についても調べさせました。

そうしたら、それはやはり大掛かりな改修工事が必要なのでちょっと難しいというのがございまして、また御指摘がありましたその代替する商品につきましても、限られた企業が作っていて数が限られていること、また御高齢な方が多いので感電とかそういう心配もあるということで、なかなか

かそれも、いろいろなことを、皆様からお申出があったことは全部調べているんですけど、なかなかこれというものがなくて、来年の冬に向けて何とかできないかということで今政府全体で検討を詰めているところでございます。

○山下芳生君 やる方向で検討しているということではよろしいですか。

○国務大臣(小宮山洋子君) これは、復興大臣もいらつしやいますけれども、今全体で前向きには検討しておりますけれども、ちょっとまだ申し上げられる段階ではないということは御理解いただきたいと思っております。

○山下芳生君 じゃ、平野担当大臣、私は、阪神・淡路大震災、五年仮設解消まで掛かったと、冬は何回もやってきましたから、これはもう是非前向きに検討する必要があると思いますが、どうですか。

○国務大臣(平野達男君) 前向きというのはそのとおりでございます。

ただ一方で、厚労大臣が答弁されましたように課題もあるということでございますから、その課題をどうやって解決していくかということについてはしっかりと検討していただきたいと思っておりますし、復興庁も厚生労働省と連携取りながら検討していきたいというふうに思います。

○山下芳生君 このぐらいの課題は絶対乗り越えなければならぬと思っておりますので、是非乗り越えていただきたい。我々も引き続きいろんな方策があれば提案していきたいと思っております。

厚生労働大臣、ありがとうございます。もしよろしければ御退席いただいて結構です。

○委員長(池口修次君) じゃ、退席してもらって結構です。

○山下芳生君 それでは次に、平野復興担当大臣に伺います。

東京電力福島第一原発の事故による放射線の被害から子供たちを守るために、私は、大人とは、大人とはというか大人以上の特別な対策が必要だ

と思いますけれども、平野大臣の認識、伺いたいと思います。

○国務大臣(平野達男君) 子供を中心とした健康調査ということについては、これは県が主体ということでございますけれども、それに対する財政支援は国がしっかり行うということでやっております。

あと、そのほかに、やはり放射線におびえながら暮らしているということからくる様々な心的なストレスがあるということについては専門家からいろんな観点から指摘を受けておりまして、こういったことについての実態把握と体制整備というのは、これはしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

○山下芳生君 政府のいろんな文書でも、放射線の影響が成人より大きい子供という表現が出てまいりますので、やはりここはしっかりと大人以上の対策が必要なんだと思うんです。

そこで、細野原発事故担当大臣に伺いますが、福島県における子供たち、十八歳以下と妊婦の健康調査の内容、それから実施状況について報告してください。

○国務大臣(細野豪志君) 子供たちに限定をしたものということで申し上げますと、例えば甲状腺の超音波検査、これは十八歳以下についてやっておりますので、これが一つ挙げられようかというふうに思います。さらには、ホール・ボディー・カウンターの検査などについても、これはできるだけ子供を優先的にということでも取り組んでまいりました。また、この健康管理調査そのものには該当いたしませんけれども、環境省でエコチルの、これ、疫学にお母さんからどう影響してくるかということについての検査もしておりますので、それも妊婦さんから生まれたお子さんということでも継続して検査をしているところでございます。

○山下芳生君 福島県民健康管理によりまして、全県民に対して基本調査、これは行動記録をアンケートで把握するということでして、それから子

供さん、十八歳以下の方々には甲状腺調査というのがやられているということなんですが、加えて私、紹介したいのは、南相馬市では昨年の七月から全ての小学校、中学校の子供さんたちに、それから希望する市民の皆さんで受け付けて、全ての小中学生に内部被曝の調査を実施しております。ホール・ボディー・カウンターによる検査と血液検査を実施しております、私が聞いたところによりまして、三月末で大体一回りすることになるんじゃないかと聞きました。

相馬市はなぜそういうことをやるのかということについてペーパーで、福島第一原子力発電所の事故に伴う健康不安の解消と健康管理のためにホール・ボディー・カウンターによる放射線内部被曝検診を行います、対象者はさっき言った全ての小中学生ですということになっております。

私、この見地、非常に大事だと思ったんです。要するに、さっき言いました全県民の行動調査アンケートではやはりどうしても漏れがあると思うんです。この行動アンケートによって被曝線量の推計をするわけですが、このアンケート自身はまだ二一％ぐらいしか出されておられません。これ、自分の記憶に頼ってやるわけですから、どうしても完全なものにはならないと思います。

それから、昨今報道されておりますように、原発が爆発した直後の放射性汚染の放出については、国の機関によるこれは調査さえ全くされていなかったと、半減期短いですからもう分からないという状況があります。それから、放射性セシウムの方も、やはり土壌によりて体内に口などから入る可能性がこれまでもあったし、これから心配されるということにあると思います。

したがって、やはり大人と比べて放射線の影響が大きい子供たちに対しては、これはもう平均的に大丈夫だということでは済まないと思います。一人だつてそういうことが起こっちゃうならいわけですから、私は南相馬市がやられている、小学生、中学生だけというふうになってはおりますけれども、感受性の高い全ての子供たちにまず内部

被曝の調査を受けてもらう、一回受けてもらう。その後、継続的に、定期的に検査をしてもらうことによって、ああ、仮にいつとき高かったけれども、尿などで出たとか、あるいはその後、口などから摂取して体内が被曝するようなことはなかったのかということが分かるわけですから、この分かるというのが大変安心感につながっている、やはりこういう検査体制がある地域なら子供と一緒にいることで生活し続けることができるんじゃないかというふうに親御さんも思ってくれるんじゃないかなと思うんですね。

こういう、不安を解消し、安心を創造するため、子供たちには特別の、全ての子供たちに内部調査、被曝の調査をやるという南相馬市のような見地、大変大事だと思いますが、細野大臣、いかがですか。

○国務大臣(細野豪志君) 考え方としては、南相馬市が取り組んでおられることというのはすばらしいものだというふうに思いますが、今、山下委員が御指摘をされたように、きちつと健康管理がなされる、そういう仕組みがあるということが安心感につながり、それが福島県の方々の、例えばもう心身共に健康にもつながり、またそこで生活しようということにもつながると考えております。

一番私どもがやはりしっかりと考えていかなければならないと思っておりますのが特に甲状腺の問題でございます。チェルノブイリの経験からいっても、やはりそれを一番しっかりと見ていかなければならないだろうということでございます。したがって、チェルノブイリと比較をすると、今回というのは全くそのレベルは違うだけけれども、やはりそういう不安にこたえるという意味で、この甲状腺の超音波検査というのはしっかりと継続してやっていくという、そういう体制をつくっているところでございます。

一方で内部被曝についてはホール・ボディー・カウンターで検査はするわけでありましてけれども、これから増えていくという事態ではない

のですから、着実にできるだけお子さんにはしっかりと受けていただくように体制をつくるということでも現在取り組んでいるところでございます。

○山下芳生君 甲状腺の調査も非常に大事なんです、これは、甲状腺が腫れているかどうかというのはエコーで調べるわけですから、内部被曝というのはそのもつともになる、その後そういうことになるかもしれないということに先を調べるということにつながりますので、したがって、南相馬市はそういうふうにならしたわけですね。警戒区域だけじゃなくて、全南相馬の小中学生にそういう調査をやって安心してもらうと、もし万が一、発見されれば、またそれなりの手を打とうと、甲状腺が腫れる前にも手を打とうという、やっぱりより積極的なこれは対応だと思います。

そして、そういう南相馬市のような対応が広がっていつているんですね、今、福島では。郡山市もこの四月から、まず十八歳以下の子供さんたちを優先してホール・ボディー・カウンターによる内部被曝の調査を始められます。ほかの自治体でも、今私が少し聞いただけで、例えばいわき市、二本松市、本宮市、それから福島市、伊達市、相馬市、田村市などでもそういうことをやろうとされているわけですから、やはりこれは、子供たちに対して特別の健康調査体制が自主的に今広がっているところ。

県も、今日聞きましたら、こういう広がりを受けて、福島県として、市町村と連携しながら十八歳以下の子供三十六万人、妊婦さん二万人、合わせて三十八万人についてホール・ボディー・カウンターによる内部被曝調査を実施することを検討し始めているということでありました。これはじわりじわり進んでいると思えます。

しかし、私は、これは市町村や県任せでは絶対に駄目だと思ふんですね。なぜならば、もう言うまでもなく、原発事故をつくったのは原子力政策を推進してきた国の責任だからであります。

そこで、二つ提案があるんですけれども、一つは、やはりこういう少なくとも子供たちに内部被

曝の調査をしてもらうために、市町村でも広がっています。県もやろうとしている、そのために、国が本当に責任を果たすために、一つはホール・ボディー・カウンター、これ、医療用それから住民用に今、福島県下に見えるのは十四台だと聞きました。一台、一日四、五十人検査ができるということですので、三十八万人この台数でやろうと思えます、残念ながら終わるのに二年近く掛かってしまいますから、これは一台四千五百万円ぐらいで購入できるそうですので、倍増するとしても六億円程度ですから、これ、お風呂の追いだしよりもずっと安いですから、これは是非、これは国の責任で配備すべきではないかと。これが一つ。もう一つは、このホール・ボディー・カウンターを操作し、数値を分析する、そういう知識と技術を持っている専門家、これもやっぱり地方任せでは集まりません。これも国が責任を持って配置すべきではないかと。

この二点、細野大臣、いかがでしょうか。
○国務大臣(細野豪志君) このホール・ボディー・カウンターにつきましては、福島県の健康管理基金で県内での配備を進めていたで、今御指摘をされた、十三台プラス緊急用が一台ございますので、十四台配備をされたという経緯がございます。それをよりベースアップをしていくためには確かに台数を増やした方がいいわけですね。ですから、県の中でもいろんなことをお考えになっているんだというふうに思いますが、そういう市町村の動きを受けて更に加速をさせていくということであれば、それは国としてもしっかりとサポートする体制はつくりたいと思います。

専門家でございますが、確かにホール・ボディー・カウンターの操作には専門家が必要でございます。いままで個別に御相談があった場合にいろんな形でサポートしたことはございます。再度、そういう形で市町村が進めておられるというのであれば、そこはもう一度、きちんと人がそこに配備をされているかどうかを確認をしてみたいというふうに思います。

そうした体制も含めて、若干ちよつと私どもの状況ということでございますが、厚生労働省も文部科学省もこの健康問題にかかわってはきておるんですが、これまでコントロールタワーが不在でございまして、経済産業省の下で健康管理については一応予算を付けてきたという経緯がございまして、そこを、事故を受けて原子力の問題について環境省でやるということと方向性を出しておりまして、実は四月から一元化をしたいというふうな思っておったところなんです。今のようなお話も含めて、一元化をできれば一歩前に国も出ることができそうです。是非御理解を賜って、法律に基づいたそういう体制をつくらせていただきたいというふうに考えております。

○山下芳生君 終わります。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智でございます。

被災地産農水産物、食品の放射線量全量検査について質問をいたします。
ササニシキなどの米、リンゴ、桃、イチゴ、ブランド牛、地鶏などの農畜産物、それから三陸産の豊かな海の幸と水産加工品など、被災地は、三県だけではなくありませんけれども、一次産業が地域経済の根幹を成してまいりました。原発事故と、それによって拡散をした放射能による影響が被災地産食品の消費の低迷につながり、被災地の地域経済再生の足かせになっております。被災地の地域経済の再生に向けて、農水産物、食品の放射線量全量検査体制の拡充が喫緊の課題であります。

社民党は、震災、原発事故直後から、被災地産品の全量の放射線量を測定した上できちんと表示をして被災地産品の安全を保障し、同時に消費者の選択権を保障する体制を速やかに整備すべきだと提言をしております。私もこの復興特別委員会でも取り上げてまいりました。

まず、厚生労働省と農林水産省にお伺いをしますが、現状、両省において、両省に分かれて実施されている被災地産の農水産物、食品の放射線量検査はどのように行われているのでしょうか。また、予算の裏付けも含めて具体的な取組はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

た、予算の裏付けも含めて具体的な取組はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(三浦公嗣君) 食品中の放射性物質の検査につきましては、厚生労働省が定めたガイドラインなどに基づきまして、各地方自治体で主として出荷段階に計画的なモニタリング検査を実施しているところでございます。

各自自治体における食品中の放射性物質の検査体制につきましては、昨年末に衛生部局に照会した結果では、食品専用でないものも含めましてゲルマニウム半導体検出器が百四十一台、簡易測定機器が百七十一台設置されておりまして、全国で毎日千件前後の検査が実施されているところでございます。

厚生労働省としても、従前より地方自治体への検査機関の紹介や短時間で多数の検査が実施可能となる簡易測定機器の導入の推進を図ってまいりましたけれども、新基準値の施行を踏まえて簡易測定機器の技術的な要件を見直すとともに、地方自治体に対しゲルマニウム半導体検出器や簡易測定機器の導入費用を補助するなどの支援の強化を図っているところでございます。

現在、新基準値の施行に向けて、新たな検査計画のガイドラインに基づいて各地方自治体で検査計画の策定を行っていただいている段階でございます。引き続き、地方自治体のニーズを十分に把握しつつ、関係省庁と連携し、必要な検査体制の整備の支援にきめ細かく対応してまいりたいと考えております。

○政府参考人(高橋博君) 農林水産省におきましては、食品衛生法の規制値を超えるものを流通させない、こういうことを旨といたしまして、生産出荷段階におけます検査が円滑に実施されますよう、これまでも都道府県の検査計画の策定に対する支援、またこれに必要な検査機器に対します整備の支援、さらには都道府県からの依頼に応じまして民間検査機関を紹介するとともに、検査費用についても負担をする等の対策を進めてきたところでございます。

検査機器の整備に關しましては、これまでに都道府県等に対しまして、ゲルマニウム半導体検出器十九台、簡易型検査器百七十台の導入を支援したところでございます。

今後とも、引き続き都道府県におきまして必要な検査が円滑に実施されますよう、関係省庁とも連絡をし、できる限りの支援を行ってまいり所存でございます。このための予算措置も講じておるところでございます。

○吉田忠智君 今、両省からお話をお伺いしまして、自治体任せ、団体任せ、民間任せ。この未曾有の原発事故を起こして、この放射能の被害が大変な様々な被災地の一次産業に、だけではありませんけれども、甚大な被害をもたらしているという責任と自覚が私はないということを改めて感じましたね。

確かに厚生労働省のホームページでもそれぞれの品目の検査体制が掲載されています。三月二十二日現在でも第三百五十報に上っております。逐次更新されているわけでありまして、大まかな傾向はつかめても、残念ながら、消費者がまさに買おうかと迷っている、その食品の安全性について納得していただけるようなものにはなっていない。例えば、現在、何台の検査機器がどこで動いており、どのくらいのメッシュ、ロットで、産品全体に対してどのぐらいの割合で検査が実施されているかなど、まだまだ必要な情報も足りませんし、国民から知りたい情報へのアクセスも現状では容易ではないと言わざるを得ません。

復興大臣、復興庁は風評被害を防止するという目的からこの食品の放射線量検査にかかわっているということですが、現在、厚生労働省、農水省など様々に分かれていた検査について、復興庁が音頭を取って一元的に把握をして、分かりやすくまとめて検査体制や結果を公表する必要があるのではないかと考えますが、いかがですか。

○国務大臣(平野達男君) 福島県が今風評被害等々で様々な被害を受けているということについては、これはしっかりとらえて体制を整えていく

処分を終えているので、それと比較したときに三年というのが蓋然性の高い数字であったということでした。次に、今回の瓦れき処理の難しさとして、津波特有の海水をかぶった家屋や自動車、船舶など多種多様な瓦れきがあるということだったんです。

私がいましたのは、海水をかぶっていても、例えば一般不燃物のように圧縮してブロックのようにして、私、東京湾の埋立の見学にも行ったことがありますけれども、土地のベースとして埋め立て、砂をかぶせ、また不燃物埋め立てというような構造になっているはずですけど、そのように利用できませんかと思いました。

ですので、初めの質問ですけども、海水をかぶった家屋、自動車、船舶などであっても一般不燃物として土地造成などに使えないのでしょうか。また、燃料として今回の瓦れきはどのように再利用できるのか、お答えください。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 海水をかぶったものでありまして、必要に応じ脱塩等を行うことでリサイクルすることは十分可能であると、こういうことでございます。自動車につきましては、自動車リサイクル法に基づきまして引取り業者に引き渡し、リサイクルを行いますし、また船舶については、燃料やバッテリー等を取り除いた上で破碎し、破碎後の金属くずは再生利用すると。また、廃プラスチックや木くずは焼却し、できるだけ廃棄物発電等の有効利用を行うこととしていくところでございます。

なお、阪神・淡路大震災におきましては、実は神戸港内に不要物の埋立用地が確保できまして、ここで八百三十万トンもの不燃物を海面埋立用材として活用し、土地造成に使えたと、こういうことでございます。

今回の震災におきまして、再生利用が可能な木くず、コンクリート殻、金属くずの割合は約半数は少なくともあると思っております。こういったものについてはできるだけ再生利用をしていきたいと、こういうふうに考えている次第でございます。

ます。

○亀井亜紀子君 関東大震災のときの瓦れきは横浜の山下公園の造成に使われたと聞いておりますし、日本では過去にそういう例があるわけですから、できる限り再利用に回していただきたいと思っています。

その関連で、また、復興記念公園についてお伺いをしたいと思います。

先日、参議院の共生社会調査会で、被災地に視察に一泊二日で行ってまいりました。そのときに陸前高田市にも立ち寄ったんですが、市の方から、国営の防災メモリアル公園の整備をお願いしたいという要望がございました。このことについて環境委員会ではやはり質問をいたしました。土地の買収等々の問題があるのでまだ調整が必要ということでした。私、陸前高田市に問合せをしてみましたけれども、まず、国営ということですから、今の復興交付金のメニューには当てはまらない、それを越えてしまっている話だということも伺えましたし、もう一つは、ほかの被災地でも同じような計画があるので、それとの調整の関連もあるでしょうということでした。

岩手県としては、復興公園を造るのであれば陸前高田というふうに意見は大体調整できているというところなのだと思いますけれども、ほかに似たような計画は幾つぐらいあるのでしょうか。また、今後のその調整ですとかスケジュールについて、見通しをお答えください。

○国務大臣(平野達男君) 今回の震災の記憶をとどめる、あるいは教訓を後世に残すという意味においての復興記念公園、これはやっぱり意味があることだというふうに思います。

今、復興計画においては、十九の市町村が復興記念公園を位置付けております。ただ、やはり公園ということになりますと、意味がある一方で、将来にわたってのメンテナンスも考えなければならぬという問題が出てまいります。

そこで、今、国土交通省におきまして東日本大震災復興記念公園検討会議が設立されまして、こ

れに復興庁が参画しまして、復興記念公園の在り方についての検討を行っております。基本的にこういった復興記念公園は自治体が整備すべきものだというふうには思っておりますけれども、一方で、国としても整備すべきだという意見もございまして、そういった観点から今、その結論を早期に出すべく鋭意検討を進めているということでございます。

できるだけ実現させたいというふうには思っておりますが、繰り返しになりますけれども、建設コストもさることながら、公園というのはやっぱり、どここの自治体もそうなんですけれども、メンテナンスで相当苦労しているということもございまして、この点もしつかり視野に入れながら検討していきたいというふうに思っております。

○亀井亜紀子君 町の公園と復興記念の大きな国営の公園とはスケールが違いますから、これを造ろうとなるとなかなか調整が大変だろうと思えます。ただ、是非やはりひとつ大きな場所を造っていただきたいと思えます。

震災直後に、国民新党、あと新党日本が、シンボリックな瓦れきを残したらどうかとお話しておりました。例えば、建物に乗り上げた船ですとかそういうものを広島島の原爆ドームのようにシンボリックに残して公園にしたらどうかと言っていたんですけれども、いろいろ、津波を思い出すですとか危険であるとかそういう理由で撤去されましたが、是非、復興記念公園を実現していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

今度は藻類バイオマスについてです。オーランチョキトリウムという藻類バイオマスの研究があると言われております。この計画に経産省、農水省はもうかなり前向きであるというふう聞いております。この次の予算、その実証実験につながるような計画に前向きに取り組んでいくというふうなことも耳にしておりますけれども、この計画がどのようなスケールのものであるのか、ま

た私たちは、被災地で海水をかぶった農地を莫大なコストを掛けて土地改良をして農地に戻すよりも、藻類バイオマスの実験場ですとか、そういうことに使った方がよいのではないかと考えていますので、何か被災地と結び付いた藻類バイオマスの計画があるのか、その点についてお答えください。

○大臣政務官(森本哲生君) 亀井委員にお答えをさせていただきます。

藻類を活用した、先ほどおっしゃいました筑波大学、ここでは事業化可能性調査ということで、今このところの取組に対して支援をしております。そして、もう一つは、石巻の方でプラントを設置して油分の高い藻類の栽培の実証、このところの取組も支援を、この二つを支援を農林水産省としてはさせていただいております。

ただ、亀井委員に、この議論の中で非常に大事な視点だというふうに私、除塩作業、そういうものを御指摘いただいたと思うんですが、今の状況を踏まえまして、油に換算すると、リッター八十円としますと、今はやっぱり十倍ぐらい、この費用、コスト面がかなり問題かなという認識をしております。

ですから、非常に大事な視点でございますので、このところは引き続き藻類の産業創出の取組の支援ということで、私どもはこのことを引き続きやらせていただきますので、紹介させていただきます。

○亀井亜紀子君 コストの問題はあるでしょうし、実用化に十年ぐらいはかかるだろうということを前に報道などでも読みましたので、しばらく時間は掛かるかもしれませんが、ただ、かなり将来性はあると私は思っております。次の質問は、応援職員についてお伺いをいたします。

復興の段階に応じて被災自治体の職員のニーズは変化してまいります。これから復興計画を作ったり、土木系の人ですとか、そういう人員が足りなくなってくるというか、もう足りないというこ

とを聞いております。自治体同士の協力ですう
いった職員を派遣しているようだけれども、そ
れではまだ足りないし、また引き揚げなければい
けないという事情もある中で、どのように対応さ
れているのでしょうか。また、民間の専門家を臨
時雇用するなど、対策は講じられているものでし
ょうか。

○国務大臣(平野達男君) 自治体によつては年間
の予算が百億というところに、これから二百億、
三百億ぐらいの予算執行をしなければならぬとい
うような自治体もございまして、もう本当に人
手不足というか、人が足りないということについ
ては、いよいよこれから大きな問題になってくる
と思います。

これまでも総務省、国交省、水産庁あるいは復
興庁、我々も自治体にいろいろなルートを通じて働
きかけをしまして、他の自治体から一月時点で約
八百人が今派遣されておりまして、これはこのま
ましばらくの間維持する必要があるとして、それ
だけでは足りませんので、これからなお各省連携
して各自治体に働きかけると同時に、国も更に自
治体に出かけていって支援をするということが大
事だということも思っております。

あわせて、今委員から御指摘がございましたよ
うに、民間の専門家の派遣等々もこちらから願
いして体制を強化をするとか、あるいはURさん、
都市再生機構ですね、こういった方々の協力を得
るとか、あるいは鉄道機構さんにも今応援をお願
いしています。

とにかくいろいろな手段を使って体制強化を図っ
ていかなければならないというふうに考えており
ます。

○亀井亜紀子君 かつてない規模の復興計画だと思
いますので大変かと思えますけれども、よろし
くお願いいたします。

最後の質問、これ私、重複がございましたので
省こうかと思いましたが、少し時間が余って
いるので簡単に質問いたします。

復興交付金のメニューについていろいろ、受理

されたのが五四%ですとかそういう報道をされて
いますけれども、どのような問題があったのか。
例えば、その受理されなかったものにはどんな計
画があったのか、分かりますか。例がありましたら、
教えていただけますか。

○副大臣(末松義規君) 今回、プライオリティー
の問題だと思えますけれども、大体、生業の再建
とか住まいの確保とか、あるいは市街地の再生と
か、そこに重点を置いたんですね。それ以外です
ね、外れたのは。

例えば、著しい被害を受けた地域の町づくりと
比較的関連が薄い、例えば内陸部の道路の拡幅と
か改築とかそういうものとか、あるいは逆に、
学校、下水道、それから道路の耐震化とか、こう
いったほかの財政スキームがあるものはほかで検
討してもらおう。あるいは、関連性はあつても、
今度は熱度が低いというんですか、例えば地元で
合意ができていないとか、あるいは構想段階にと
どまるとか、あるいは単価が非常に著しく高いん
じゃないか、そういうものをもう少し検討させて
もらいましようということ、今回は配分を行っ
ていないということでございます。

いずれにしても、今回第一回だったので、第二
回目、今度はその前に職員を被災地にどんどん
ぐるぐる派遣して、地元の自治体の方々とずつと
この方針につきましても話し合せていただいて
いますので、そういったことで次はより良いコ
ミュニケーションの中でいろんな形で配分させて
いただくことになると思います。

○亀井亜紀子君 時間ですので、終わります。

○荒井広幸君 最後になりました。大臣、よろし
くお願いいたします。

何度か目になるんですけども、先ほどからも
お話聞いていると、やっぱり被災地とのずれが、
御努力はいただいていると思うんですけど、ずれ
がある。その辺に今日は関したことになるかなと
いうふうに思っているんですが。

まず、先ほどの、これは山下議員の質問だった

でしょうか、細野大臣は、今度は環境省として様々
な放射線由来による病気を検査して一元化してい
きたいというようなこともおっしゃっているん
ですが、一方で復興庁は、例えば南相馬に相双です
か、相双支所を置くということでも置いているわけ
だと思んですが、そこには前回もお話ししまし
たように、健康管理や医療についての部門とい
うのがないんですね。ここは考え方ですよ。

つまり、復興というところを持っていくなか
は、健康不安や健康調査や、あるいは医療体制、
我々のところはそれでなくても医療過疎と言われ
ていたところですから難しい面はあるんですけど
でも、それでも今度福島県の基金でお医者さん七
人、八人入れる体制になってまいりましたけれ
ども、どういうふうな復興に持っていくときに健
康調査とか医療の体制を整えるとか、そういった
ことは私は一緒の方が、何ていうんですかね、成
果が上がるというんですか、人に着目したときに
あつちだこつちだつて行かない方がいいと思っ
てですね。

復興という、どちらかというとハードの意味
があるんですけども、やっぱり精神的なもの、
健康的なものも入れた復興というものを指さな
いと、同じ新しい町づくりでも全然違うものに
なっちゃうんじゃないかなと、こう思うんですが、
その辺りの御見解をお願いいたします。

○国務大臣(平野達男君) 委員がおっしゃいます
ように、復興復興はハードだけでなく健康管理
理、それから医療体制の整備を含めた、あるいは
心のケアを含めた様々な対策が、当然のことなが
ら雇用対策も入りますし、セットになってくるだ
ろうというふうに思います。

復興庁は、今委員から御指摘のあった健康管理
あるいは医療体制ということにつきましては、こ
れも含めて基本的にやっぱり調整というか、調整
という言葉はどうしても御批判いただく面はござ
いますけれども、各省の要するに主體的な取組を
総合化していくというような役割はこれは復興庁
にも、当然復興庁にあるというふうに思っており

まして、こういった心のケア、医療、健康管理等々
につきましましては、物によつては環境省、物によ
つては厚労省が主体になって中心になりますけれ
ども、そういった国の取組の総合化、それから円滑
化、連携化、これはしっかりと図っていく、それは
復興庁のそういった調整を大きな仕事の一つにし
なければならぬというふうな考え方をしております。

○荒井広幸君 早速にそうした医療とか健康管理
の部局、班、これも徹底していただきたいと思
います。そういう意味では、そういうところにい
くんだらうというふうに思います。

それから、先ほどの山下議員のお話のところ
で、それから、大臣も答えになつていたんですが、結
局、南相馬でやっていたことが福島県や郡山市の
話に行きましたですね。これ、一番いい例なん
です、大臣。

どういふことかという、原発放射能由来の
様々な問題というものの、特に初めてのケースで
からね。チェルノブイリは後になって、十年後に
検査したとか調査したなどというのも非常に多い
ものですから、本当に、それでも遅いんですけど
でも、できるだけ早いうちから、チェルノブイリ
からすれば対応しているわけです。しかし、そ
ういうときに現地の取組というのがやっぱり国よ
り先んじるんですね、みんなで何とかしなくちゃ
いけないということですから。ですから、国とか
県に言うのもある意味では酷なのかもしれませ
んが、しかし、それを見て国がとらえることだと思
うんですね。

そのときに、ちょっと古くさい言葉で恐縮す
けれども、例えば選挙の場合に、国会議員の選挙
は市町村にお願いして立て看板立てますよね。こ
れは、国がやることを自治体に委任しているとい
うことで機関委任事務ですよ。それから、自治体
が本来やるべきことというのは自治事務というこ
とでやっていますね。

先ほどの話も、細野大臣もそうなんですけれ
ども、地元がやっていったことをサポートしますと
言うんですよ、健康管理も。復興大臣もそうなん

です。サポートしますとか地元の要請に応じてと、こういうふうに言うんですね。果たして、この原発災害、特に放射能災害というものの対して、国がやるべきこと、そういう意味では我々は、国の責任というものを法律に書きなさいと。いわゆる行政措置とか予算措置じゃなく、法律に立てて国の責任を書きなさいということを、言葉を変えて、国がやるべきことを自治体によつてもらっているのか、それとも、それは自治体独自の仕事なんですよ、しかしサポートしますよと。後者のように聞こえるんですね、私は。

○国務大臣(平野達男君) 大事な指摘だと思います。基本的には、福島再生特別措置法、今これから御審議お願いしておりますけれども、あそこも衆議院での議院修正で社会的責任という国の責任が入っております。

そして今の、まあさつき機関委任事務という言葉がございましたけれども、除染につきまして今自治体によつていただいております、これは細野大臣が除染は国の責任でやりますということをやっておりますが、本来であれば国でやるべき部分なんですけれども、自治体にもやはり協力していただかなきゃならないという観点から、自治体が主体になっている面もあるんだろうと思っております。

今の、先ほど言った健康管理、それから医療の問題等々について、これ本来であれば、どこまでの範囲で国が主体か、あるいは自治体が主体かということについての仕分というのはなかなか難しいと思いますが、根本にあるのは、やはりこれは国の責任ということについての考え方、精神というのが、一貫通貫というか一つの中で貫かれてあるというふうに思います。この点を見誤らないように、また忘れないようにして取り組んでいくことは、これは絶対大事だということに私は思っております。

○荒井広幸君 大臣、そういう気持ちで、同感です。それからもう一回整理し直してもらおうと、随分漏れているものがありますし、そうすると、復興交付金なんというもののずれが出てこないんですよ。さつきも副大臣があのような形で答弁していただきましたけれども、結局それがあつたから不満が出ているわけでしょう。自分たちはこういうものが必要だつたと言っているんですよ、さつき。ところが、地元はそういうものを望んでいなかった、あるいはもつと違う形でください、もつと、額も足りませんと、こう言っていたんですから。この辺が重要なところだと思ふんです。原発災害というのは恐らくこういう災害なんですよ。ですから、これは憲法にのつとつて国がやるべきことなんですよ。それをよく整理をしていくことだろうというふうに考えております。

それには、初めてのことでですから、地元での苦悩や悩み、取組があるので、それをいいもの、効果があるもの、これを拾い上げて、しかし、精神的なものですから一概に駄目だとは言えません。そういうものも拾い上げて、全ての町村にこういうことを、さあ、いかがでしょうか、国の責任でやつていただきますが、自治体の皆さんがやつてもらった方が、あるいは安全なんというのは被災者が自分で確かめた方がいいという場合もあるんですよ。そういうものもありますから、やつぱりそれぞれに国の方から機関委任事務的にやつてもらう、こういう、行政上でいえばそういう仕分なんだと思ふんですね。この辺を是非、再度整理をしていただきたいというふうに思っております。続きまして、これは残念だなど、大臣も何度かお座りいただいでいて、厚労大臣に聞きましたけれども、三月二十一、二十三日に私は改めて聞いたわけですね。原発で亡くなった方はどれぐらいになりますかと、こう言う、構内作業でこれだけの方が亡くなりましたけれども、津波が原因ですなどという話で終わっちゃうんです。ところが、そうではなくて、放射能が怖い、また爆発するんじゃないか、そういうことで、例えば

ば特養の方々はこれは逃げられないでいた、で、衰弱で亡くなり、移動中、すぐくぐるつと回りましたから、もう何時間も乗っておつてそのパスの中で亡くなった方、そういう方々も含めて多数いるんですよ。そういう方々をやつぱり把握してこなかったということが、先ほどいうと大きなずれの象徴的な、私はこれ致命的なずれだつたと思ふんです。こういったところの体制ができていないのはやはり被災者の声にこたえることはできないだろうと、こういうふうに思いますから、今度は復興庁がやることになったんですね、この二十一、二十三の質問を受けて、復興庁で。早期に、恐らく原発災害というのは石を投げたら当たつたという相当因果関係が出てこないというもので、

から、きちんとその原発災害というもので、本心に申し訳ありませんが亡くなった方々という方はこういう方なんだと、しつかりそこを導き出してもらいたいです。でないと、これは賠償とかかわるものだから、私は邪推すると、賠償とかかわるものだから、相当因果関係がないからといって切り捨てているんだらうと思ひます。これではやつぱり国の先ほどの責任が果たせないんですよ。

そういうところに行きますから、改めて復興大臣のこうした一つの範疇をどういうふう、亡くなった方をきちんと範疇としてこういうふうにするんだというお考え、そして調査をする、進めていただきたいと思ひます。いかがですか。

○国務大臣(平野達男君) いわゆる災害関連死、災害関連死という、何というんでしょうか、定義というのは、はつきりとした定義はございませんけれども、災害に起因して亡くなった方々ということでの調査は復興庁がやることになっております。

委員の今の御質問の中で、その原因をしっかりとできるだけ特定して災害関連死を調べるべきではないかという、そういう御趣旨であつたかと思ひますが、そういう御趣旨だということに理解してよろしいでしょうか。

○荒井広幸君 ちょっと違うんですけど、どうぞ。

○国務大臣(平野達男君) その災害関連死の原因を区別してということまでどこまで調査できるかというのは、正直言つてかなり難しい問題があるというふうに思っております。

自治体も今そこまで、お一人お一人のその状況を調べられるかどうかということも踏まえながら、この災害関連死の調査を進めたいというふうに思っております。

○荒井広幸君 つまりどうということかという、一次災害、二次災害という言葉をよく使ってますよ。あるいは、放射線という言葉を見えませんが。ですから、今のところは異常がないと割り切るところもあるし、それで亡くなったというのにはこれはできないわけですよ。すると、関連死というよりも、恐らく原発災害というのはそういう形なんですね、関連じゃないんですよ、そのものなんです。

例えばどうということかという、大臣、これは最近の調査、福島県立医大に問合せしてください。ここで、精神科に入院、再入院のうち、放射線被曝の恐怖が関連した可能性があるという方は二四・四％に上つていんです。それから、不安障害、うつ病の外來新患者との原発事故の関連があるとされる人は三二・四％、福島県立医大が病院に自主的にアンケートを取つてこういう数字が出ていんです。

つまり、関連死というのは、大臣、そういう意味で言っているのかどうか分かりませんが、原発が原因なんですよ、こういうことですよ。そういうものというのは、今までの災害や事故や様々なものの死亡あるいは病気の原因、病気ですね、との関連、かなり違うものであるということ、どうぞそういう分類を含めて検討していただきたいというのが私の趣旨なんです。いつもは厳しくどんだん言うばかりですから、今日は少し私も意見交換的にこうやってさせていただいてるんですが、どうぞ福島県立医大で調べたようなこと

も基にしてこれを進めていただきたいと思いま

す。

最後にあります。これは要望だけしておきます。ガイガーカウンター、南相馬の例が出ました。ガイガーカウンター、失礼しました、ホール・ボディー・カウンターですね。一病院一万円掛かるんですよ。今、宮城県では、民間でそういう検査会社が出て、一万か一万五千円取っているようですけど、南相馬の南相馬市立病院、無料で一万円やっているんですよ。

それから、先ほどの、細野大臣勘違いしていますけれども、一巡すればいいという結論じゃないです。そこに、坪倉先生という若い先生ですけれども、この先生がボランティアで行って、いかに大切かということで今非常勤でやっているんですが、そこで二回、三回連続して測っていないと、計測しないと、やっぱり十分なことはできないと言っているんです。しかも、そこで、診察室で普通に話をすることがいかに効果があるかということも言っているんです。点数になりません、診療点数に。

こういったところの問題点を解決していくというのが非常に重要なことなんです。手が届くような、どうぞ人間性の復興、健康の維持、こういったところに、念頭に置いた復興を大臣に心掛けていただくようお願いして、今日は終わります。

○委員長(池口修次君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

この後、理事会を開きますので、委員会は暫時休憩とし、委員の皆様には着席のまましばらくお待ちいただくようお願いを申し上げます。

午後二時五十二分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(池口修次君) ただいまから東日本大震災復興特別委員会を再開いたします。

福島復興再生特別措置法案を議題といたしま

す。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。平野復興大臣。

○国務大臣(平野達男君) 福島復興再生特別措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島県に置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ、福島復興及び再生のための特別の措置を定め、これを推進することにより、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資するため、提出することとした次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、原子力災害からの福島復興及び再生に関する基本理念及び国の責務を定めるとともに、政府は、この基本理念にのっとり、福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないものとしております。

第二に、内閣総理大臣は、福島県知事の申出に基づいて、避難解除等区域の復興及び再生を推進するための計画を策定するものとし、その計画に基づいて国が自ら公共施設の工事等を行うことができるものとしております。また、避難解除区域における課税の特例、公営住宅法の特例等を定めております。

第三に、放射線による健康上の不安を解消するとともに、安心して暮らすことのできる生活環境を実現するため、健康管理調査の実施、農林水産物の放射能濃度の測定等の実施の支援、放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進、医療及び福祉サービスの確保のための施策等の措置を講ずるものとしております。

第四に、福島県知事は、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るための計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けること

ができるものとし、認定を受けたときは、規制や手続の特例措置の適用を受けることができるものとしております。また、東日本大震災復興特別区域法の特例、農林水産業の復興及び再生のための施策等を定めております。

第五に、福島県知事は、新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることができるものとしております。また、国は、認定を受けた計画の実施に関し、研究開発の推進、企業の立地の促進等のための施策を講ずるものとしております。

第六に、原子力災害からの福島復興及び再生の推進に関し必要な協議を行うため、原子力災害からの福島復興再生協議会を組織するものとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。この法律案につきましては、衆議院において修正が行われたところであり、何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いをいたします。

○委員長(池口修次君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員吉野正芳君から説明を聴取いたします。吉野正芳君。

○衆議院議員(吉野正芳君) ただいま議題となりました福島復興再生特別措置法案の衆議院における修正部分につきまして、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

東日本大震災は、各地に甚大な被害を生じさせましたが、特に福島は、原子力災害により、住民が長期にわたり避難生活を強いられていること、放射性物質による環境汚染が生じていること、農林水産業を始めとする諸産業が深刻な打撃を受けていることなどの特殊な事情があり、住民が安心して暮らすことのできる状況にはありません。災害は、まだ続いております。

本修正は、東日本大震災から一年余りが経過した今、このような福島の実況に鑑み、福島復興

及び再生を円滑かつ迅速に進めるため、国が社会的責任を踏まえながら福島に対してより充実した支援を行う必要があるとの共通認識に立って、与野党の真摯な修正協議に基づき、福島復興再生特別措置法案について次のような修正を行うものであります。

以下、本修正の概要について御説明申し上げます。

第一に、本法の目的に、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興及び再生が、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任を踏まえて行われるべきものであることを追加することとしております。

第二に、基本理念に、原子力災害からの福島復興及び再生は、住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようになることを旨として行われなければならないこと、原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策は、福島県地方公共団体の自主性及び自立性を尊重するとともに、コミュニティの維持に配慮して講ぜられなければならないこと、放射性物質による汚染の状況及び人の健康への影響等の正確な情報の提供に留意することを追加することとしております。

第三に、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置について、避難解除等区域復興再生計画の内容に将来的な住民の帰還を目指す区域の復興再生の準備のための取組を追加するとともに、国が自ら施行することができるとして追加工事の追加することとしております。

第四に、福島県が行うことのできる健康管理調査の内容として、子どもに対する甲状腺がんに関する検診を例示すること、健康増進を図るための施策を支援するための必要な措置として財政上の措置を明示すること等としております。

第五に、農林水産業の復興及び再生のための施策に、地域資源を活用した取組の推進を追加することとしております。

第六に、福島復興及び再生に関する施策の推

進のために必要な措置について、新たに一章を追加して、生活の安定を図るための措置、保健・医療・福祉にわたる総合的な措置、再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置、復興交付金その他財政上の措置の活用、住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置についての規定を設けるほか、復興大臣による適切かつ迅速な勧告に係る規定を設けております。

第七に、附則において、この法律の施行後三年以内に行われるこの法律の規定の検討において、課税の特例を含めて検討することを明示することとしております。

以上が本修正の趣旨及び内容であります。

何とぞ、委員各位におかれては、修正者のみならず、福島県の住民の復興再生に対する想いを受け止めていただき、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長(池口修次君) 以上で本案の趣旨説明及び衆議院における修正部分についての説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十九分散会

三月二十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、福島復興再生特別措置法案

(小字及び一は衆議院修正)

福島復興再生特別措置法案

福島復興再生特別措置法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 福島復興再生基本方針(第五条・第六條)

第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置

第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこ

れに基づく措置(第七條―第十五條)

第二節 課税の特例(第十六條・第十七條)

第三節 公営住宅法の特例等(第十八條―第二十三條)

第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置(第二十四條―第三十五條)

第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置(第三十六條―第四十八條)

第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例(第四十九條・第五十條)

第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等(第五十一條―第五十五條)

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進(第五十六條―第六十一條)

第七章 福島復興再生に関する施策の推進のために必要な措置(第六十二條―第六十九條)

第八章 原子力災害からの福島復興再生協議会(第七十條)

第九 雑則(第六十三條―第六十七條)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興再生が、その置かれた特殊な諸事情を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島復興再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再

生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めることにより、原子力災害からの福島復興及び再生の推進を図り、もって東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 原子力災害からの福島復興及び再生は、原子力災害により多数の住民が避難を余儀なくされたこと、復旧に長期間を要すること、放射性物質による汚染のおそれ起因して住民の健康上の不安が生じていること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを生き、育てることができる環境を実現するとともに、社会経済を再生する必要があることその他の福島が直面する緊要な課題について、女性、子ども、障害者等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島地域の地域社会の絆の維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならない。

2 原子力災害からの福島復興及び再生は、住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようになることを旨として、行われなければならない。

3 原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策は、福島地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、講ぜられなければならない。

4 原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策は、福島地域のコミュニティの維持に配慮して講ぜられなければならない。

5 原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策が講ぜられるに当たっては、放射性物質による汚染の状況及び人の健康への影響、原子力災害からの福島復興及び再生の状況等に関する正確な情報の提供に特に留意されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に規定する基本理念にのっとり、福島地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有する。

(定義)

第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 福島 福島県の区域をいう。

二 原子力発電所の事故 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。

三 原子力災害 原子力発電所の事故による災害をいう。

四 避難解除区域 原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第十五条第三項又は第二十条第三項若しくは第五項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第七條第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同じ。)が福島県の市町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示(以下「避難指示」という。)の対象となつた区域のうち当該避難指示が全て解除された区域をいう。

イ 原子力災害対策特別措置法第二十七條の四第一項又は同法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三條第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

ロ 住民に対し避難のための立退きを求める指示を行うことの指示

ハ 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示を行うことの指示

ニ イからハまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示

五 避難解除等区域 避難解除区域及び現に避難指示の対象となつている区域のうち原子力災害対策特別措置法第二十条第三項又は第五項の規定により原子力災害対策本部長が福島県の市町村長又は福島県知事に対して行った指

示において近く当該避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域をいう。

第二章 福島復興再生基本方針

(福島復興再生基本方針の策定等)

第五条 政府は、第二条に規定する基本理念にのっとり、原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「福島復興再生基本方針」という。)を定めなければならない。

2 福島復興再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 原子力災害からの福島復興及び再生の意義及び目標に関する事項
- 二 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 三 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 四 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 五 第三十六条第一項に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項
- 六 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 七 第五十六条第一項に規定する重点推進計画の同条第五項の認定に関する基本的な事項
- 八 関連する東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及び原子力発電所の事故による災害をいう。)からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、福島復興及び再生に関する必要な事項

び再生に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、福島復興知事の意見を聴いて、福島復興再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 福島復興知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針を公表しなければならない。

6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、福島復興再生基本方針を速やかに変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による福島復興再生基本方針の変更について準用する。

(福島復興知事の提案)

第六条 福島復興知事は、福島復興及び再生に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、福島復興再生基本方針の変更についての提案(以下この条において「変更提案」という。)をすることができ。

2 福島復興知事は、変更提案をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、当該変更提案を踏まえた福島復興再生基本方針の変更をする必要があると認めるときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、福島復興再生基本方針を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、当該変更提案を踏まえた福島復興再生基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を福島復興知事に通知しなければならない。

第三章 避難解除等区域の復興及び再生の

ための特別の措置

第一節 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置

(避難解除等区域復興再生計画)

第七条 内閣総理大臣は、福島復興再生基本方針に即して、福島復興知事の申出に基づき、避難解除等区域の復興及び再生を推進するための計画(以下「避難解除等区域復興再生計画」という。)を定めるものとする。

2 避難解除等区域復興再生計画には、次に掲げる事項(第三号から第五号までに掲げる事項に

六 前各号に掲げるもののほか、
。将来的な住民の帰還を目指す区域における避難指示の解除後の当該区域の復興及び再生に向けた準備のための取組その他

3 内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、福島復興知事の意見を聴かなければならない。

4 福島復興知事は、第一項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、避難解除等区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、避難解除等区域復興再生計画を定めたときは、遅滞なく、これを福島復興知事に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、避難解除等区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、福島復興知事の申出に基づき、避難解除等区域復興再生計画を変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による避難解除等区域復興再生計画の変更について準用する。

(土地改良法等の特例)

第八条 国は、避難解除等区域復興再生計画(前条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。以下この条において同じ。)に基づいて行う土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二十条第二項第一号から第三号まで及び第七号

あつては、過去に避難指示の対象となつたことがない区域にわたるものであつて、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。)を定めるものとする。

一 避難解除等区域復興再生計画の意義及び目標

二 避難解除等区域復興再生計画の期間

三 産業の復興及び再生に関する事項

四 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項

五 生活環境の整備に関する事項

に掲げる土地改良事業(東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律(平成二十三年法律第四十三号)第六項において「土地改良法特例法」という。)第二条第三項に規定する復旧関連事業及び第三項の規定により国が行うものを除く。)であつて、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したものをを行うことができる。

2 前項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみなす。この場合において、同条第四項及び第十項並びに同法第八十七条の三第二項の規定の適用については、同法第八十七条の二第四項中「施設更新事業(当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二十条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他」とあるのは「土地改良施設の変更(当該変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を

發揮する土地改良施設の管理を内容とする第二
条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存す
る場合において」と、同項第一号中「施設更新
事業」とあるのは「土地改良施設の變更」と、
同条第十項中「第五条第六項及び第七項、第七
条第三項」とあるのは「第五条第四項から第七
項まで、第七條第三項及び第四項」と、同条
第五項」とあるのは「同条第四項」と、同法第
八十七條の三第二項中「第八十五條第一項、第
八十五條の二第二項若しくは第八十五條の三第
六項の規定による申請に基づいて行う農用地造
成事業等」とあるのは「農用地造成事業等」と、
「これらの規定による申請に基づいて行う土地
改良事業」とあるのは「土地改良事業」とする。
3 国は、避難解除等区域復興再生計画に基づい
て行う土地改良法第二条第二項第一号から第三
号まで及び第七号に掲げる土地改良事業（福島
県知事が平成二十三年三月十一日以前に同法第
八十七條第一項の規定により土地改良事業計画
を定めたものに限る。）であつて、福島県にお
ける当該土地改良事業の実施体制その他の地域の
実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再
生のために特に必要があるものとして内閣総理
大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したもの
を、自ら行うことができる。この場合において
は、当該指定のあつた日に、農林水産大臣が同
法第八十七條第一項の規定により当該土地改良
事業計画を定めたものとみなす。

4 前項の規定による指定は、福島県知事の要請
に基づいて行うものとする。
5 第三項の規定により国が土地改良事業を行う
場合において、当該土地改良事業に関し福島県
が有する権利及び義務の国への承継について
は、農林水産大臣と福島県知事とが協議して定
めるものとする。
6 避難解除等区域復興再生計画に基づいて国が
行う次の各号に掲げる土地改良事業についての
土地改良法第九十條第一項の規定による負担金
の額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当
該各号に定める額とする。
一 土地改良法第二条第二項第五号に掲げる土
地改良事業（土地改良法特例法第二条第二項
に規定する特定災害復旧事業を除く。）土地
改良法特例法第五條第二号又は第三号の規定
の例により算定した額
二 前号に掲げる土地改良事業と併せて行う土
地改良法第二条第二項第一号に掲げる土地改
良事業（同号に規定する土地改良施設の変更
に係るものに限る。）土地改良法特例法第五
條第四号の規定の例により算定した額
7 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年
法律第百二十二号）第五十二條第一項の規定に
より福島県が行う土地改良事業であつて、避難
解除等区域において行うものについての同条第
二項及び第三項の規定の適用については、同条
第二項中「同条第十項及び」とあるのは「同条
第四項及び第十項並びに」と、同法第八十七
條の二第十項」とあるのは「同法第八十七條の
二第四項中「施設更新事業（当該施設更新事業
に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一
体となつて機能を發揮する土地改良施設の管理
を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う
土地改良区が存する場合において、当該施設更新
事業に係る土地改良施設の有している機能の
維持を図ることを目的とすることその他」とあ
るのは「土地改良施設の変更（当該変更に係る
土地改良施設又は当該土地改良施設と一体とな
つて機能を發揮する土地改良施設の管理を内容
とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改
良区が存する場合において」と、同項第一号中
「施設更新事業」とあるのは「土地改良施設の
變更」と、同条第十項」と、同条第三項中「第
八十七條の二第三項から第五項まで」とあるの
は「第八十七條の二第三項及び第五項並びに前
項の規定により読み替えて適用する同条第四
項」とする。
（漁港漁場整備法の特例）
第九條 農林水産大臣は、避難解除等区域復興再生計画（第七條

第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。次条から第十六
条までにおいて同じ。）に基づいて行う漁港漁場整備法（昭和二
十五年法律第百十七号）第四條第一項に規定する漁港漁場整
備事業、漁港管理者（同法第二十五條の規定により決定された
地方公共団体をい。以下この条において同じ。）である福島県
が管理する同法第二條に規定する漁港に係る同項第一号に掲げ
る事業に係るものに限る。）に関する工事（東日本大震災による
被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等
による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号。以下
「震災復旧代行法」という。）第三條第一項各号に掲げる事業に
係るものを除く。）であつて、福島県における漁港漁場整備事業
に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難
解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして
内閣総理大臣が農林水産大臣の同意を得て指定したもの（第三
項及び第四項において「復興漁港工事」という。）を、自ら施行
することができる。
2 前項の規定による指定は、漁港管理者である福島県の要請に
基づいて行うものとする。
3 農林水産大臣は、第一項の規定により復興漁港工事を施行す
る場合においては、政令で定めるところにより、漁港管理者で
ある福島県に代わつてその権限を行うものとする。
4 第一項の規定により農林水産大臣が施行する復興漁港工事に
要する費用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、
当該費用の額から、自ら当該復興漁港工事を施行することとし
た場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当
する額を控除した額を負担する。
5 第三項の規定により漁港管理者に代わつてその権限を行う農
林水産大臣は、漁港漁場整備法第七章の規定の適用については、
漁港管理者とみなす。
（砂防法の特例）
第九條 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再
生計画（第七條第二項第四号に掲げる事項に係
る部分に限る。次条から第十四条までにおいて
同じ。）に基づいて行う砂防法（明治三十年法律
第二十九号）第一條に規定する砂防工事（東日
本大震災による被害を受けた公共土木施設の災
害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関
する法律（平成二十三年法律第三十三号。以下
「震災復旧代行法」という。）第四條第一項各号
に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福
島県における砂防工事の実施体制その他の地域
の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び
再生のために特に必要があるものとして内閣総

理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したも
の（第三項及び第四項において「復興砂防工事」
という。）を、自ら施行することができる。
2 前項の規定による指定は、福島県知事の要請
に基づいて行うものとする。
3 国土交通大臣は、第一項の規定により復興砂
防工事を施行する場合においては、政令で定め
るところにより、福島県知事に代わつてその権
限を行うものとする。
4 第一項の規定により国土交通大臣が施行する
復興砂防工事に要する費用は、国の負担とする。
この場合において、福島県は、政令で定めると
ころにより、当該費用の額から、福島県知事が
自ら当該復興砂防工事を施行することとした場
合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金
の額に相当する額を控除した額を負担する。
（港湾法の特例）
第十條 国土交通大臣は、避難解除等区域復興
再生計画に基づいて行う港湾法（昭和二十五
年法律第二百十八号）第二條第七項に規定する港
湾工事のうち同条第五項に規定する港湾施設
（港湾管理者（同条第一項に規定する港湾管理
者をいう。次項において同じ。）である福島県が
管理するものに限る。）の建設又は改良に係るも
の（震災復旧代行法第五條第一項第二号に掲げ
る事業に係るものを除く。）であつて、福島県に
おける港湾工事の実施体制その他の地域の実情
を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生の
ために特に必要があるものとして内閣総理大臣
が国土交通大臣の同意を得て指定したもの（第
三項において「復興港湾工事」という。）を、自
ら施行することができる。
2 前項の規定による指定は、港湾管理者である
福島県の要請に基づいて行うものとする。
3 第一項の規定により国土交通大臣が施行する
復興港湾工事に要する費用は、国の負担とする。
この場合において、福島県は、政令で定めると
ころにより、当該費用の額から、自ら当該復興

港湾工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

(道路法の特例)

第十二条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興

再生計画に基づいて行う都道府県道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。）又は市町村道（同条第四号に掲げる市町村道をいう。）の新設又は改築に関する工事（震災復旧代行政法第六条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。第五項において同じ。）である地方公共団体（福島県及び避難解除等区域をその区域に含む市町村に限る。以下この節において同じ。）における道路の新設

又は改築に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定したものの（第三項及び第四項において「復興道路工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、同項の地方公共団体の要請に基づいて行うものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により復興道路工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、同項の地方公共団体に代わつてその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により国土交通大臣が施行する復興道路工事に要する費用は、国の負担とする。

この場合において、同項の地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、自ら当該復興道路工事を施行することとした場合に国が当該地方公共団体に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

第三項の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う国土交通大臣は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

(海岸法の特例)

第十二条 主務大臣（海岸法（昭和三十一年法律

第百一十号)第四十条に規定する主務大臣をいう。
以下この条において同じ。は、避難解除等区域
復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設(同
法第二条第一項に規定する海岸保全施設をい
う。以下この項において同じ。)の新設又は改良
に関する工事(震災復旧代行政法第七条第一項第

二号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興海岸工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、海岸管理者（海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。）以下この条及び第四十三條第二項第二号において同じ。）である福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

3 主務大臣は、第一項の規定により復興海岸工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、海岸管理者である福島県知事に代わってその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により主務大臣が施行する復興海岸工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、政令で定めるとこ

ろにより、当該費用の額から、海岸管理者である福島県知事が自ら当該復興海岸工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5 第三項の規定により海岸管理者に代わつてその権限を行う主務大臣は、海岸法第五章の規定の適用については、海岸管理者とみなす。

第十四条 主務大臣（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三

十号）第五十一条第一項に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。）は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事（震災復興代行法第八条第一項各号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における地すべり防止事業の実施体制その他の地域の実情を勘案し、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの（第三項及び第四項において「復興地すべり防止工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、福島県知事の要請に基づいて行うものとする。

3 主務大臣は、第一項の規定により復興地すべり防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、福島県知事に代わってその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により主務大臣が施行する復興地すべり防止工

事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、福島県は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、福島県知事が自ら当該復興地すべり防止工事を施行することとした場合に国が福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5 第三項の規定により福島県知事に代わつてその権限を行う主務大臣は、地すべり等防止法第六章の規定の適用については、福島県知事とみなす。

第十三条^五 国土交通大臣は、避難解除等区域復興

再生計画に基づいて行う指定区間（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間をいう。）内の一級河川（同法

第四条第一項に規定する一級河川をいう。)、二級河川(同法第五条第一項に規定する二級河川

をいう。第五項において同じ。）又は準用河川（同法第百条第一項に規定する準用河川をいう。第五項において同じ。）の改良工事（震災復旧代

法第十条第一項第二号に掲げる事業に係るものを除く。であつて、当該河川の改良工事を施行

すべき地方公共団体の長が統括する地方公共団
体における河川の改良工事の実施体制その他の
地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興

及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同意を得て指定し

たもの（第三項及び第四項において「復興河川工事」という。）を、自ら施行することができる。

2 前項の規定による指定は、同項の地方公共団体の長の要請に基づいて行うものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により復興河川工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、同項の地方公共団体の長に代わってその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により国土交通大臣が施行する復興河川工事に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該費用の額から、

当該地方公共団体の長が自ら当該復興河川工事を施行することとした場合に国が当該地方公共団体に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

5 第三項の規定により二級河川又は準用河川の河川管理者（河川法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下この項において同じ。）に代

わつてその権限を行う国土交通大臣は、同法第七章（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、河川管理者とみなす。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例)

第十四条 国土交通大臣は、避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う急傾斜地の崩壊による

災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事（震災復旧代行政法第十一条第一項各

号に掲げる事業に係るものを除く。）であつて、福島県における当該急傾斜地崩壊防止工事の実

施体制その他の地域の実情を勘案して、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が国土交通大臣の同

意を得て指定したもの（第三項から第五項までにおいて「復興急傾斜地崩壊防止工事」という。）

2 前項の規定による指定は、福島県の要請に基

【参議院】

て、これらの規定を適用し、同法第八条第一項

二十三條第二号（住宅地区改良法（昭和三十
五年法律第八十四号）第二十九條第一項において

九号に規定する共同施設（次項において「共同

施設」という。)を含む。)に対する公営住宅法第四十四条第一項及び第二項並びに附則第十五項の規定の適用については、同条第一項中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第二項中「又はこれらの修繕若しくは改良」とあるのは「若しくはこれらの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第六条の地域住宅計画に基づく事業若しくは事務の実施」と、同法附則第十五項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とあるのは「その耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

2 事業主体は、第十八条第一項の規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法第二十二條第一項の規定による国の補助を受け、若しくは復興交付金を充てて居住制限者に賃貸するため建設若しくは買取りをし、又は居住制限者に転賃するため借上げをした公営住宅(当該公営住宅に係る共同施設を含む。)について、当該事業主体である地方公共団体の区域内の住宅事情からこれを引き続いて管理する必要がないと認めるときは、公営住宅法第四十四条第三項の規定にかかわらず、当該公営住宅の用途を廃止することができる。この場合において、当該事業主体は、当該公営住宅の用途を廃止した日から三十日以内にその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

(独立行政法人都市再生機構法の特例)
第二十一条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条第一項に規定する業務のほか、福島において、福島地方公共団体からの委託に基づき、同条第三項各号の業務(居住制限者に対する住宅及び宅地の供給に係るものに限る。)を行うことができる。

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資)

第二十二條 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、原子力災害代替建築物(住宅(同法第二条第一項に規定する住宅をいう。又は主として住宅部分(同法第二条第一項に規定する住宅部分をいう。)から成る建築物が避難指示区域内に存する場合におけるこれらの建築物又は建築物の部分に代わるべき建築物又は建築物の部分)をいう。)の建設又は購入に必要な資金(当該原子力災害代替建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要資金を含む。)を貸し付けることができる。

(居住安定協議会)

第二十三條 福島県及び避難指示区域をその区域に含む市町村(以下この項において「福島県等」という。)は、原子力災害の影響により避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた者(以下この項において「避難者」という。)に賃貸するための公営住宅の供給その他の避難者の居住の安定の確保に関し必要となるべき措置について協議するため、居住安定協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、福島県等は、必要と認めるときは、協議会に福島県等以外の者で避難者の居住の安定の確保を図るため必要な措置を講ずる者を加えることができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 放射線による健康上の不安の解消

その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置
(健康管理調査の実施)

第二十四條 福島県は、福島復興再生基本方針に基づき、平成二十三年三月十一日において福島に住所を有していた者その他これに準ずる者にに対し、健康管理調査(被ばく放射線量の推計。以下「健康管理調査」という。以下「健康管理」を適切に実施するための調査をいう。次条及び第二十六条において同じ。)を行うことができる。

(特定健康診査等に関する記録の提供)

第二十五條 健康管理調査の対象者が加入している保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第二項に規定する保険者をいう。又は後期高齢者医療広域連合(同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。))は、環境省令で定めるところにより、当該調査対象者の同意を得ている場合において、福島県から求めがあったときは、当該保険者又は後期高齢者医療広域連合が保存している当該調査対象者に係る特定健康診査(同法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。又は健康診査(同法第二百五条第一項に規定する健康診査をいう。))に関する記録の写しを提供しなければならない。

(健康管理調査の実施に関し必要な措置)

第二十六條 国は、福島県に対し、健康管理調査の実施に関し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(健康増進等を図るための施策の支援)

第二十七條 国は、福島地方公共団体が行う住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための放射線量の測定のための機器を用いた住民の被ばく放射線量の評価その他の取組を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

支援)

第三十條 国は、福島地方公共団体及び事業者が実施する福島で生産された農林水産物及びその加工品並びに鉱工業品の放射能濃度及び放射線量の測定及び評価を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(除染等の措置等の迅速な実施等)

第二十九條 国は、福島県の健全な復興を図るため、福島地方公共団体と連携して、福島における除染等の措置等(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二十五条第一項に規定する除染等の措置等をいう。第三項及び第三十一条において同じ。)を迅速に実施するものとする。

2 国は、前項の除染等の措置等の実施に当たり、福島県の住民が雇用されるよう配慮するものとする。

3 国は、福島地方公共団体と連携して、除染等の措置等の実施に伴い生じた廃棄物について、熱回収その他の循環的な利用及び処分が適正に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

(児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置)

第三十條 国は、福島地方公共団体と連携して、福島県の学校及び児童福祉施設に在籍する児童、生徒等について、放射線による健康上の不安を解消するため、当該学校及び児童福祉施設の土地及び建物並びに通学路及びその周辺の地域について必要な措置を講ずるとともに、学校給食に係る検査についての支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等)

第三十一条 国は、福島県地方公共団体と連携して、放射線の人体への影響及び除染等の措置等について、国内外の知見を踏まえ、調査研究及び技術開発の推進とともに、福島県において、調査研究及び技術開発を行うための施設及び設備の整備、国内外の研究者の連携の推進、国際会議の誘致の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第三十二条 国は、原子力発電所の事故により放出された放射性物質による汚染のおそれ起因する健康上の不安を解消するため、低線量被ばくによる放射線の人体への影響その他放射線に関する国民の理解を深めるための広報活動、教育活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育を受ける機会の確保のための施策)

第三十三条 国は、原子力災害による被害により福島県の児童、生徒等が教育を受ける機会が妨げられることのないよう、福島県地方公共団体その他の者が行う学校施設の整備、教職員の適正な配置、就学の援助、自然体験活動の促進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(医療及び福祉サービスの確保のための施策)

第三十四条 国は、原子力災害による被害により福島県における医療及び保育、介護その他の福祉サービスの提供に支障が生ずることのないよう、福島県の地方公共団体が行うこれらの提供体制の整備その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置)

第三十五条 国は、第二十六条から前条までに定めるもののほか、福島県において、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現を図るために必要な

財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置

(産業復興再生計画の認定)

第三十六条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るための計画（以下「産業復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 産業復興再生計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 産業復興再生計画の目標
二 前号の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

三 第一号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする産業復興再生事業（次に掲げる事業で、第三十八条から第四十条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項
イ 福島県特例通訳案内士育成等事業（福島県において福島県特例通訳案内士（第三十八条第二項に規定する福島県特例通訳案内士をいう。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。）
ロ 商品等需要開拓事業（福島県における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用すると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であって、福島県の地域の魅力の増進に資するものをいう。）

ハ 新品種育成事業（新品種（当該新品種の種苗又は当該種苗を用いることにより得られる収穫物が福島県において生産されること

が見込まれるものに限る。）の育成をする事業であって、福島県の地域の魅力の増進に資するものをいう。）

ニ 地熱資源開発事業（福島県において地熱資源が相当程度存在し、又は存在する可能性のある地域であって、地熱資源の開発を重点的に推進する必要があると認められるものにおいて、地熱資源の開発を実施する事業をいう。）

ホ 流通機能向上事業（流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。以下ホ及び第四十六条第二項において同じ。）を中核として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図る事業又は輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であって、福島県における流通機能の向上に資するものをいう。）

ヘ 政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島県の産業の復興及び再生に資する事業であって、政令又は主務省令により規定された規制に係るものをいう。）

ト 地方公共団体事務政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島県の産業の復興及び再生に資する事業であって、政令又は主務省令により規定された規制（福島県の地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係るものをいう。）

四 前号に規定する産業復興再生事業ごとの第三十八条から第四十条までの規定による特別の措置の内容

五 前各号に掲げるもののほか、原子力災害による被害を受けた福島県の産業の復興及び再生の推進に関し必要な事項
前項の「規制の特例措置」とは、法律により

規定された規制についての第三十八条から第四

十六条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制について

の第四十七条の規定による政令若しくは復興庁令（告示を含む。）・主務省令（第六十四条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。第四十七条及び第四十八条において「復興庁令・主務省令」という。）又は第四十八条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 福島県知事は、産業復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び第二項第三号に規定する実施主体（第四十二条及び第四十五条を除き、以下「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

5 次に掲げる者は、福島県知事に対して、第一項の規定による申請（以下この節において「申請」という。）をすることについての提案をすることができ、

一 産業復興再生事業を実施しようとする者
二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る産業復興再生事業の実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の提案を受けた福島県知事は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

7 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。
一 第四項の規定により聴いた関係市町村長及び実施主体の意見の概要

二 第五項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概要

8 福島県知事は、申請に当たっては、当該申請に係る産業復興再生事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、当該法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、福島県知事に対し、速やかに回答しなければならない。

9 内閣総理大臣は、申請があつた産業復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 福島復興再生基本方針に適合するものであること。

二 当該産業復興再生計画の実施が原子力災害からの福島の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、産業復興再生計画に定められた産業復興再生事業に関する事項について、当該産業復興再生事業に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

11 内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（東日本大震災復興特別区域法の準用）

第三十七條 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十一条まで（同条第七項を除く。）の規定は、産業復興再生計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第九項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第

十項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」とあり、同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあり、同法第十一条第一項中「申請をしようとする特定地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は認定地方公共団体（以下この条及び次条において「認定地方公共団体等」という。）」とあり、同条第二項、第三項及び第八項中「認定地方公共団体等」とあり、並びに同条第六項中「当該提案をした認定地方公共団体等」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは、福島復興再生特別措置法第三十六条第九項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第四項から第十項まで」と、同法第七條第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第九項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第二項第三号に規定する産業復興再生事業（以下「産業復興再生事業」という。）」と、同法第八条第二項、第十條第二項並びに第十一条第一項及び第八項中「復興推進事業」とあるのは「産業復興再生事業」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六條第九項各号」と、同条第三項中「第四条第十六條第九項各号」と、同条第三項中「第四条第十六條第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六條第九項」と、同法第十一条の見出し及び同条第八項中「復興特別意見書」とあるのは「福島復興再生特別意見書」と、同条第一項中「第八項並びに次条第一項」とあるのは「第八項」と、同項及び同条第八項中「申請に係る復興推進計画の区域」とあり、並びに同条

第二項中「復興推進計画の区域」とあるのは「福島県の区域」と、同条第四項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五条第一項に規定する福島復興再生基本方針」と、同条第五項中「復興特別区域基本方針」とあるのは「同項の福島復興再生基本方針」と、同条第六項中「通知しなければならない」とあるのは「通知するとともに、遅滞なく、かつ、適切な方法で、国会に報告しなければならない」と、同条第九項中「復興特別意見書の提出」とあるのは「第六項の規定による内閣総理大臣の報告又は福島復興再生特別意見書の提出」と、当該復興特別意見書」とあるのは「当該報告又は福島復興再生特別意見書」と読み替えるものとする。

2 福島県知事は、前項の規定により読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第十一条第一項の提案及び同条第八項の意見書の提出をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

（通訳案内士法の特例）

第三十八條 福島県知事が、第三十六條第二項第三号イに規定する福島特例通訳案内士育成等事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定（同条第九項の認定をいい、前条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この節において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該福島特例通訳案内士育成等事業に係る福島特例通訳案内士については、次項から第十三項までに定めるところによる。

2 福島特例通訳案内士は、福島において、報酬を得て、通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二十号）第二条に規定する通訳案内をいう。第四項及び第六項において同じ。）を行うことを業とする。

3 福島特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定は、適用しない。

4 福島県知事が第一項の認定を受けた産業復興再生計画に基づいて行う通訳案内に関する研修を修了した者は、福島において、福島特例通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、福島特例通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第八項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三條第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四條第三項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二條第九項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

六 総合特別区域法第四十三條第九項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6 福島特例通訳案内士は、福島以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

7 通訳案内士法第三章の規定は、福島特例通訳

案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「福島特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「福島県」と、同法第二十条第一項及び第二十二條中「第十八条」とあるのは「福島復興再生特措法第三十八條第七項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一條、第二十二條、第二十三條第一項及び第二十四條から第二十七條までの規定中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第二十二條（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「福島特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五條第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「福島復興再生特措法第三十八條第五項各号」と、同法第二十六條中「第二十一條第一項」とあるのは「福島復興再生特措措置法第三十八條第七項において準用する第二十一條第一項」と読み替えるものとする。

8 通訳案内士法第四章の規定は、福島特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二條第一項中「第三十五條第一項」とあるのは「福島復興再生特措措置法第三十八條第九項において準用する第三十五條第一項」と、同法第二項並びに同法第三十三條第一項及び第二項並びに第三十四條中「都道府県知事」とあるのは「福島県知事」と、同法第三十三條第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「福島復興再生特措措置法又は同法」と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第三十五條の規定は、福島特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同法第一項及び第三項中「観光庁長官」とあるのは、「福島県知事」と読み替えるものとする。

10 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六項の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により福島特例通訳案内士の登録を受けた者

三 第八項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定による業務の停止の処分違反した者

11 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八項において準用する通訳案内士法第三十條の規定に違反した者

二 第八項において準用する通訳案内士法第三十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

12 第九項において準用する通訳案内士法第三十五條第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

13 第八項において準用する通訳案内士法第二十九條第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

（商標法の特例）

第三十九條 福島県知事が、第三十六條第二項第三号ロに規定する商品等需要開拓事業（以下この条において「商品等需要開拓事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該産業復興再生計画に記載された第七項の実施期間内に限り、当該商品等需要開拓事業については、次項から第六項までの規定を適用する。

2 特許庁長官は、前項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第二百七十七号）第七條の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、同法第四十條第一項若しくは第

二項又は第四十一條の二第一項若しくは第二項の登録料を納付すべき者が当該商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（前項の実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は当該実施期間内に地域団体商標に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八條第二項並びに第二十三條第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

3 特許庁長官は、第一項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六條第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（第一項の実施期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。

4 商標法第四十條第一項若しくは第二項又は第四十一條の二第一項若しくは第二項の登録料は、商標権が第二項の規定による登録料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同法第四十條第一項若しくは第二項又は第四十一條の二第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

5 商標登録出願により生じた権利が第三項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受け

定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について商標法第七十六條第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

6 前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

7 第一項の産業復興再生計画には、第三十六條第二項第三号に掲げる事項として、商品等需要開拓事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

（種苗法の特例）

第四十條 福島県知事が、第三十六條第二項第三号ハに規定する新品種育成事業（以下この条において「新品種育成事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該新品種育成事業については、次項及び第三項の規定を適用する。

2 農林水産大臣は、前項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四條第一項に規定する出願品種をいい、当該産業復興再生計画に定められた第四項の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、同法第六條第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

一 その出願品種の育成（種苗法第三條第一項

に規定する育成をいう。次号及び次項において同じ。をした者

二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において「従業者等」という。）が育成をした同条第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この号及び次項第二号において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

3 農林水産大臣は、第一項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該産業復興再生計画に定められた次項の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。

二 その登録品種が従業者等が育成をした職務育成品種であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

4 第一項の産業復興再生計画には、第三十六条第二項第三号に掲げる事項として、新品種育成事業ごとに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

5 第一項の規定による認定の申請には、当該申請に係る産業復興再生計画に定めようとする新品種育成事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を記載した書面を添付しなければならない。

（地熱資源開発事業）

第四十二條 福島県知事は、第三十六条第二項第三号二に規定する地熱資源開発事業（以下「地熱資源開発事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地熱資源開発事業については、次条から第四十五条までの規定を適用する。

（地熱資源開発計画）

第四十二條 福島県知事は、復興庁令で定めるところにより、前条の認定を受けた産業復興再生計画に定められた地熱資源開発事業に係る地熱資源の開発に関する計画（以下「地熱資源開発計画」という。）を作成することができる。

2 地熱資源開発計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地熱資源開発事業の実施区域
二 地熱資源開発事業の目標
三 地熱資源開発事業の内容、実施主体その他の復興庁令で定める事項
四 地熱資源開発事業の実施期間
五 その他地熱資源開発事業の実施に関し必要な事項

3 福島県知事は、地熱資源開発計画を作成しようとするときは、あらかじめ、前項第三号に規定する実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

4 福島県知事は、地熱資源開発計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くとともに、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 福島県知事は、地熱資源開発計画を作成した

ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、地熱資源開発計画の変更（復興庁令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（地域森林計画の変更等に関する特例）

第四十三條 前条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定又は解除第六項において「地域森林計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。

一 地域森林計画区域（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林（同法第二十一条に規定する森林をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の区域をいう。）の変更 当該変更に係る森林の区域

二 保安林（森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下この号及び次項において同じ。）の指定又は解除 その保安林の所在場所及び指定の目的並びに保安林の指定に係る事項を記載しようとする場合にあっては指定施業要件（同法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。）

2 福島県知事は、地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、復興庁令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一 前項第一号に定める事項 福島県に置かれる都道府県森林審議会及び福島県を管轄する森林管理局長の意見を聴くこと並びに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。

二 前項第二号に定める事項（海岸法第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森

林についての保安林の指定に係るものに限る。） 当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議をすること。

三 前項第二号に定める事項（森林法第二十五条の規定による保安林の指定、同法第二十六条の規定による保安林の指定の解除又は同法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の指定の解除に係るものに限る。） 内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。

3 福島県知事は、地熱資源開発計画に第一項各号のいずれかに定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公告し、当該事項の案を、当該事項を地熱資源開発計画に記載しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があつたときは、福島県の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の案について、福島県知事に、意見書を提出することができる。

5 福島県知事は、第二項第一号に定める手続を経るときは、前項の規定により提出された意見書（第一項第一号に掲げる事項に係るものに限る。）の要旨を福島県に置かれる都道府県森林審議会に提出しなければならない。

6 第一項各号に定める事項が記載された地熱資源開発計画が前条第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る地域森林計画の変更等がされたものとみなす。

（地熱資源開発事業に係る許認可等の特例）

第四十四條 第四十二條第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。

一 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第三条第一項又は第十一条第一項の許可を要

2		2	
前条第一項第一号に掲げる事項	森林法第十條の二第二項の許可を要する行為に關する事項	する行為に關する事項	
		二 森林法第十條の二第二項の許可を要する行為に關する事項	
前条第一項第二号に掲げる事項	森林法第三十四條第一項又は第二項の許可を要する行為に關する事項	三 森林法第三十四條第一項又は第二項の許可を要する行為に關する事項	
		四 自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第十條第六項の規定による協議若しくは認可、同法第二十條第三項の許可（同項第一号又は第四号に係るものに限る。次条第一項において同じ。）又は同法第三十三條第一項の規定による届出を要する行為に關する事項	
前条第一項第一号に掲げる事項	森林法第十條の二第二項の許可	五 電気事業法（昭和三十三年法律第七十号）第九條第二項、第十六條の二第二項若しくは第二項又は第四十八條第一項の規定による届出を要する行為に關する事項	
		六 新エネルギー利用等の促進に關する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第八條第一項の認定を要する行為に關する事項	
前条第一項第二号に掲げる事項	森林法第三十四條第一項又は第二項の許可	七 福島県知事は、地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、復興庁令・農林水産省令・経済産業省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。	
		一 前項第一号に定める事項 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一條の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下この号において「審議会等」という。）の意見を聴くこと（隣接県における温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある許可を要する行為に關する事項にあつては、審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して環境大臣に協議をする	
前条第一項第一号に掲げる事項	森林法第十條の二第二項の許可	二 前項第二号に定める事項 福島県に置かれる都道府県森林審議会の意見を聴くこと。	
		三 前項第四号に定める事項（国立公園（自然公園法第二條第二号に規定する国立公園をいう。次号において同じ。）に係る協議を要する行為に關する事項に限る。） 内閣総理大臣を経由して環境大臣に協議をすること。	
前条第一項第二号に掲げる事項	森林法第三十四條第一項又は第二項の許可	四 前項第四号に定める事項（国立公園に係る認可、許可又は届出を要する行為に關する事項に限る。） 内閣総理大臣を経由して環境大臣に協議をし、その同意を得ること。	
		五 前項第五号に定める事項（電気事業法第九條第二項又は第十六條の二第二項若しくは第二項の規定による届出を要する行為に關する事項に限る。） 内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に通知すること。	
前条第一項第一号に掲げる事項	森林法第十條の二第二項の許可	六 前項第五号に定める事項（電気事業法第四十八條第一項の規定による届出を要する行為に關する事項に限る。） 内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に協議をし、その同意を得ること。	
		七 前項第六号に定める事項 内閣総理大臣を経由して主務大臣（新エネルギー利用等の促進に關する特別措置法第十五條に規定する主務大臣をいう。）に協議をし、その同意を得ること。	
前条第一項第二号に掲げる事項	森林法第三十四條第一項又は第二項の許可	第四十五條 次の表の上欄に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第四十二條第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る地熱資源開発事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、認可又は認定があつたものとみなす。	
		二 次各号に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第四十二條第五項の規定により公表されたときは、当該事項に係る地熱資源開発事業については、当該各号に定める規定は、適用しない。	
前条第一項第一号に掲げる事項	森林法第十條の二第二項の許可	一 前条第一項第四号に掲げる事項（自然公園法第十條第六項の規定による協議に係るものに限る。） 同法第十條第六項	
		二 前条第一項第四号に掲げる事項（自然公園法第三十三條第一項の規定による届出に係るものに限る。） 同法第三十三條第一項及び第二項	
前条第一項第二号に掲げる事項	森林法第三十四條第一項又は第二項の許可	三 前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第四十八條第一項の規定による届出に係るものに限る。） 同法第四十八條第一項	
		前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第九條第二項又は第十六條の二第二項若しくは第二項の規定による届出に係るものに限る。）が	
前条第一項第一号に掲げる事項	森林法第十條の二第二項の許可	一 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第三條の登録、同法第七條第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出を要する行為に關する事項	
		二 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三條第一項の登録、同法第七條第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出を要する行為に關する事項	
前条第一項第二号に掲げる事項	森林法第三十四條第一項又は第二項の許可	記載された地熱資源開発計画が第四十二條第五項の規定により公表されたときは、同法第九條第二項又は第十六條の二第二項若しくは第二項の規定による届出があつたものとみなす。（流通機能向上事業に係る許可等の特例）	
		第四十六條 福島県知事が、第三十六條第二項第三号ホに規定する流通機能向上事業（以下この条において「流通機能向上事業」という。）を定めた産業復興再生計画について、同号に掲げる事項として次の表の上欄に掲げる事項のいずれかを定めた場合であつて、国土交通省令で定める書類を添付して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該流通機能向上事業のうち、同表の下欄に掲げる登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該認定の日において、これらの登録、変更登録、許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。	
前条第一項第一号に掲げる事項	森林法第十條の二第二項の許可	同法第三條の登録、同法第七條第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出	
		同法第三條第一項の登録、同法第七條第一項の変更登録又は同条第三項の規定による届出	

三 貨物利用運送事業法第二十條の許可、同法第二十五條第一項の認可又は同法第三項の規定による届出を要する行為に関する事項	同法第二十條の許可、同法第二十五條第一項の認可又は同法第三項の規定による届出
四 貨物利用運送事業法第三十五條第一項の登録、同法第三十九條第一項の変更登録又は同法第三項の規定による届出を要する行為に関する事項	同法第三十五條第一項の登録、同法第三十九條第一項の変更登録又は同法第三項の規定による届出
五 貨物利用運送事業法第四十五條第一項の許可、同法第四十六條第二項の認可又は同法第四項の規定による届出を要する行為に関する事項	同法第四十五條第一項の許可、同法第四十六條第二項の認可又は同法第四項の規定による届出
六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三條の許可、同法第九條第一項の認可又は同法第三項の規定による届出を要する行為に関する事項	同法第三條の許可、同法第九條第一項の認可又は同法第三項の規定による届出

2 前項の産業復興再生計画には、第三十六條第二項第三号に掲げる事項として、流通機能向上事業ごとに、当該事業の目標、流通業務施設の概要及び実施時期を定めるものとする。

3 福島県知事は、第一項の認定を申請しようとするときは、第三十六條第四項の規定にかかわらず、当該申請に係る産業復興再生計画に定めようとする流通機能向上事業の内容について、当該流通機能向上事業の実施主体として当該産業復興再生計画に定めようとする者の同意を得なければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第三十六條第十項（第三十七條第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十六條第十項の同意をしてはならない。

- 第一項の表第一号の上欄に掲げる事項に係る流通機能向上事業の実施主体が、倉庫業法第六條第一項各号のいずれかに該当すること。
- 第一項の表第二号の上欄に掲げる事項に係る流通機能向上事業の実施主体が、貨物利用運送事業法第六條第一項各号のいずれかに該当すること。
- 第一項の表第三号の上欄に掲げる事項に係る流通機能向上事業の実施主体が貨物利用運送事業法第二十二條各号のいずれかに該当し、又は当該流通機能向上事業の内容が同法第二十三條各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 第一項の表第四号の上欄に掲げる事項に係る流通機能向上事業の実施主体が、貨物利用運送事業法第三十八條第一項各号のいずれかに該当するとき。
- 第一項の表第六号の上欄に掲げる事項に係る流通機能向上事業の実施主体が貨物自動車運送事業法第五條各号のいずれかに該当し、又は当該流通機能向上事業の内容が同法第六

条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

5 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請に係る第三十六條第十項の同意を求められたときは、当該申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業のうち、貨物利用運送事業法第四十五條第一項の許可を受けなければならないものについて、その同意において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送（同法第六條第一項第五号に規定する国際貨物運送をいう。）に係る第二種貨物利用運送事業（同法第二條第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。）の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

6 国土交通大臣は、福島県知事及び第一項の規定による認定の申請に係る産業復興再生計画に定められた流通機能向上事業の実施主体に対して、第三十六條第十項の同意に必要な情報の提供を求めることができる。

（政令等で規定された規制の特例措置）

第四十七條 福島県知事が、第三十六條第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号へに規定する政令等規制事業を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、同法第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

（地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置）

第四十八條 福島県知事が、第三十六條第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、同号に規定する地方公共団体事務政令等規制事業

を定めた産業復興再生計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては復興庁令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、同法第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

第二節 東日本大震災復興特別区域法の特例

第四十九條 福島において産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人に対する東日本大震災復興特別区域法第二條第三項第二号イ、第四條第九項第一号及び第四十條第一項の規定の適用については、同法第二條第三項第二号イ中「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業」とあるのは「雇用機会の確保に寄与する事業」と、同法第四條第九項第一号中「復興特別区域基本方針」とあるのは「復興特別区域基本方針（第二條第三項第二号イに係る部分を除く。）」と、同法第四十條第一項中「復興産業集積区域（その全部又は一部が、その全部又は一部の区域が同号イに規定する地域である市町村の区域に含まれるものに限る。）」とあるのは「復興産業集積区域」とする。

第五十條 福島において建築物の建築及び賃貸をする事業であつて産業集積の形成及び活性化に寄与するものを行う個人事業者又は法人に対する東日本大震災復興特別区域法第二條第三項第二号ロ及び第四條第九項第一号の規定の適用については、同法第二條第三項第二号ロ中「イに規定する地域において建築物の建築及び賃貸をする事業」とあるのは「建築物の建築及び賃貸をする事業」と、同法第四條第九項第一号中

「復興特別区域基本方針」とあるのは「復興特別区域基本方針（第二条第三項第二号に係る部分を除く。）とする。

第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等

（農林水産業の復興及び再生のための施策）

第五十一条 国は、原子力災害による被害を受けた福島県の農林水産業の復興及び再生を推進するため、福島県の地方公共団体が行う農林水産物の消費の拡大、農林水産業に係る生産基盤の整備、農林水産物の加工及び流通の合理化、^{地域資源を活用した取組の推進}。農林水産業を担うべき人材の育成及び確保、農林水産業に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（中小企業の復興及び再生のための施策）

第五十二条 国は、原子力災害による被害を受けた福島県の中小企業の復興及び再生を推進するため、中小企業の振興のために福島県の地方公共団体が行う資金の確保、人材の育成、生産若しくは販売又は役務の提供に係る技術の研究開発の促進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（職業指導等の措置）

第五十三条 国は、福島県の労働者の職業の安定を図るため、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

（観光の振興等を通じた福島県の復興及び再生のための施策）

第五十四条 国は、観光の振興を通じて原子力災害による被害を受けた福島県の復興及び再生を推進するため、福島県の地方公共団体が行う国内外からの観光旅客の来訪の促進、福島県の観光地の魅力の増進、国内外における福島県の宣伝、国際会議の誘致を含めた国際交流の推進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

2 独立行政法人国際交流基金は、福島県の特性に

配慮し、国際文化交流の目的をもつて行う人物の派遣及び招へい、国際文化交流を目的とする催しの実施若しくはあつせん又は当該催しへの援助若しくは参加その他の必要な措置を講ずることにより、福島県の国際交流の推進に資するよう努めるものとする。

（その他の産業の復興及び再生のための措置）

第五十五条 国は、第五十一条から前条までに定めるもののほか、原子力災害による被害を受けた福島県の産業の復興及び再生の推進を図るため、放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになつていないことに起因する商品の販売等の不振及び観光客の数の減少への対処その他の必要な取組に関し、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

（重点推進計画の認定）

第五十六条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として系統的に利用することができると認められるものをいう。第五十九条において同じ。）の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じて新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画（以下「重点推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

- 2 重点推進計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 重点推進計画の区域
- 二 重点推進計画の目標
- 三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

四 計画期間

3 福島県知事は、重点推進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による申請には、前項の規定により聴いた関係市町村長の意見の概要を記載した書面を添付しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による申請があつた重点推進計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 福島復興再生基本方針に適合するものであること。

二 当該重点推進計画の実施が新たな産業の創出等に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されるものと見込まれるものであること。

6 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、重点推進計画に定められた重点推進事項（第五十八条に規定する事業又は第五十九条

若しくは第六十条に規定する施策に係る事項をいう。）について、当該重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

7 内閣総理大臣は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（東日本大震災復興特別区域法の準用）

第五十七条 東日本大震災復興特別区域法第五条から第十条までの規定は、重点推進計画について準用する。この場合において、同法第五条中「認定」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第五項の認定」と、同条第二項中「前条第十項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第六項」と、同法第六条第一項中「認定を受けた特定地方公共団体」とあり、同法第七条第一項中「特定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）とあり、並びに同条第二項、同法第八条並びに同法第十条の見出

し並びに同条第一項及び第三項中「認定地方公共団体」とあるのは「福島県知事」と、同法第六条第一項中「認定を受けた」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第五項の認定を受けた」と、同条第二項中「第四条第三項から第十一項まで」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第六項から第七項まで」と、同法第七条第一項中「第四条第九項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第五項」と、同条第二項中「復興推進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第六項に規定する重点推進事項（以下「重点推進事項」という。）と、同法第八条第二項及び第十條第二項中「復興推進事業」とあるのは「重点推進事項」と、同法第九条第一項中「第四条第九項各号」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第五項各号」と、同条第三項中「第四条第十一項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第五十六条第七項」と読み替へるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）
第五十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号の規定により管理を行つてゐる工場用地について、福島県知事が第五十六条第五項の認定（前条において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた重点推進計画（次条及び第六十条において「認定重点推進計画」という。）に基づいて行う事業の用に供するために無償で譲渡することができる。

（研究開発の推進等のための施策）
第五十九条 国は、認定重点推進計画の実施を促進するため、再生可能エネルギー源の利用、医

薬品及び医療機器に関する研究開発その他の先端的な研究開発の推進及びその成果の活用を支援するために必要な施策を講ずるものとする。
(企業の立地の促進等のための施策)

第六十条 国は、認定重点推進計画の迅速かつ確実な実施を確保するため、福島県が行う新たな産業の創出等に必要となる企業の立地の促進、高度な知識又は技術を有する人材の育成及び確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。
(その他の新たな産業の創出等のための措置)

第六十一条 国は、前三条に定めるもののほか、福島県において新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進を図るために必要な財政上の措置、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法令の規定による手続の円滑化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第七章 福島復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

(生活の安定を図るための措置)
第六十二条 国は、原子力災害からの福島復興及び再生を推進するため、原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者(その避難している地域に住所を移転した者を含む。)及び避難指示区域に係る避難指示の解除により避難解除区域に再び居住する者について、雇用の安定を図るための措置その他の生活の安定を図るための必要な措置を講ずるものとする。
2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、避難指示区域をその区域に含む市町村の地域の個性及び特色の維持が図られるよう配慮するものとする。

(保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置)
第六十三条 国は、原子力発電所の事故に係る放射線による被ばくに起因する健康被害が将来発生した場合においては、保健、医療及び福祉にわたる措置を総合的に講ずるため必要な法制上又は財政上の措置を講ずるものとする。
(再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置)

第六十四条 国は、原子力災害からの福島復興及び再生に関する国の施策として、再生可能エネルギーの開発及び導入のために必要な財政上の措置、エネルギーの供給源の多様化のために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
(復興交付金その他の財政上の措置の活用)

第六十七条 国は、原子力災害からの福島復興及び再生の円滑かつ迅速な推進を図るため、復興交付金その他東日本大震災か

らの復興のための財政上の措置を、府省横断的かつ効果的に活用するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の復興交付金その他東日本大震災からの復興のための財政上の措置の府省横断的かつ効果的な活用を図るため、福島県地方公共団体の要望を踏まえて、復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)第四十四条第三号イの規定に基づき、必要な予算を一括して要求し、確保することともに、原子力災害からの福島復興及び再生に活用することができる財政上の措置について、政府全体の見地から、情報の提供、相談の実施その他の措置を講ずるものとする。
(住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置等)

第六十八条 国は、健康管理調査その他原子力災害から子どもをはじめとする住民の健康を守るために必要な事業を実施することを目的として地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金として福島県が設置する基金について、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
2 福島県は、子どもをはじめとする住民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための事業を行うときは、前項の福島県が設置する基金を活用することができる。

3 国は、第一項に定める措置のほか、福島県地方公共団体が原子力災害からの復興及び再生に関する施策を実施するための財源を確保するため、原子力被害応急対策基金(平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(平成二十三年法律第九十一号)第十四条第一項の原子力被害応急対策基金をいう。その他地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の地方公共団体が設置する原子力災害からの復興及び再生のための基金の更なる活用のため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずることができる。
(復興大臣による適切かつ迅速な勧告)

第六十九条 復興大臣は、福島県に置かれた特殊な諸事情に鑑み、この法律に基づく原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策を円滑かつ迅速に実施するため、復興庁設置法第八条第五項の規定により、適切かつ迅速に勧告するものとする。

第七章 原子力災害からの福島復興再生協会の設置

第六十二条 原子力災害からの福島復興及び再生の推進に関し必要な協議を行うため、原子力災害からの福島復興再生協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織する。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
一 復興大臣及び福島県知事
二 内閣総理大臣及び福島県知事が協議して指名する関係行政機関の長、関係市町村長その

他の者
3 協議会に議長を置き、復興大臣をもって充てる。

4 内閣総理大臣は、いつでも協議会に出席し発言することができる。
5 協議会は、必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
7 第二項から前項までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第八章 雑則

(この法律に基づく措置の費用負担)
第六十三条 この法律の規定は、この法律に基づき講ぜられる国の措置であつて、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)第三条第一項の規定により原子力事業者(同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。)が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについて、国が当該原子力事業者に対して、当該措置に要する費用の額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。
(主務省令)

第六十四条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。)を所管する内閣府、復興庁又は各省の内閣府令(告示を含む。)、復興庁令(告示を含む。))又は省令(告示を含む。)とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。
(権限の委任)

第六十五条 この法律に規定する内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、復興局又は地方支分部局の長に委任することができる。
(命令への委任)

第六十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。
(経過措置)

第六十七条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二十条、第二十四条、第二十五条、第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第四、第六から第十一、三、第十五、第十九条及び第二十一条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第八条第一項から第六項まで及び第九条から第十四条まで並びに附則第五条及び第十四条の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日
三 附則第十八条の規定 国家公務員法等の一

る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。
(権限の委任)

部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第二十一條の規定 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

五 附則第二十二條の規定 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

六 附則第二十三條の規定 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

七 附則第十六條及び第十七條の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）の施行の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（検計）
第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況、原子力災害からの福島復興及び再生の状況等を勘案し、福島の住民の意向に留意しつつ、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（訓令又は通達に関する措置）
第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち福島に関するものについては、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進の必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

（調整規定）
第四条 原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における第四條第四号及び第五号並びに第二十七條の規定の適用については、第四條第四号中「第二十三條第三項若しくは

第五項」とあるのは「第二十三條第三項」と、同号イ中「第二十七條の四第一項又は同法第二十八條第二項」とあるのは「第二十八條第二項」と、同条第五号中「第二十三條第三項又は第五項」とあるのは「第二十三條第三項」と、第二十七條中「環境省令」とあるのは「経済産業省令」とする。

第五条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七號）附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第二十一條の規定の適用については、同条中「第二十三條第二項」とあるのは、「第二十三條第三項」とする。

（通訳案内士法の一部改正）
第四条 通訳案内士法の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。
六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第号）第三十八條第八項において準用する第三十三條第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（土地収用法の一部改正）
第五条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百二十九號）の一部を次のように改正する。

第三十三條第三号の三中「都道府県」を「国又は都道府県」に改める。
（印紙税法の一部改正）
第六条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三號）の一部を次のように改正する。

別表第三中「同条第一項第五号ロ及びハ」を「同条第一項第五号ロからニまで」に改める。
（登録免許税法の一部改正）
第七条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五號）の一部を次のように改正する。

第三十四條の次に次の一条を加える。
（認定が一般貨物自動車運送事業の許可等とみなされる場合の取扱い）
第三十四條の二 福島復興再生特別措置法（平

成二十四年法律第号）第三十六條第一項（産業復興再生計画の認定）に規定する産業復興再生計画の同条第九項の認定（同法第三十七條第一項（東日本大震災復興特別区域法の運用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二號）第六條第一項（認定復興推進計画の変更）の変更の認定を含む。）が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における福島復興再生特別措置法第四十六條第三項（流通機能向上事業に係る許可等の特例）の同意をした者については、当該産業復興再生計画に係る同法第三十六條第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

一 別表第一第百二十五號 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三號）第三條（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可

二 別表第一第百三十九號 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二號）第三條第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第七條第一項（変更登録等）の変更登録、同法第二十條（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第二十五條第一項（事業計画及び集配事業計画）の事業計画の変更の認可、同法第三十五條第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第三十九條第一項（変更登録等）の変更登録又は同法第四十五條第一項（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第四十六條第二項（事業計画）の事業計画の変更の認可

三 別表第一第百四十號 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一號）第三條（登録）の倉庫業者の登録又は同法第七條第一項

（変更登録等）の変更登録
附則第八條中「昭和三十一年法律第二百一十一號」を削る。
別表第一中「第三十四條」を「第三十四條、第三十四條の二」に改め、同表第百二十五號中「（貨物自動車運送事業法の特例）又は」を「（貨物自動車運送事業法の特例）」に改め、「第二項（貨物自動車運送事業法の特例）の下に」又は「福島復興再生特別措置法第四十六條第一項（流通機能向上事業に係る許可等の特例）を加え、総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画の認定」に、「は当該許可と」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六條第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七條第一項（東日本大震災復興特別区域法の運用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六條第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該許可と」に改め、同号四中「平成元年法律第八十三號」を削り、同表第百三十九號中「（貨物利用運送事業法の特例）又は」を「（貨物利用運送事業法の特例）」に改め、「第二十二條の二第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）の下に」又は「福島復興再生特別措置法第四十六條第一項（流通機能向上事業に係る許可等の特例）を加え、総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画の認定」に、「は当該許可と」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六條第九項（産業復興再生計画の認定）の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七條第一項（東日本大震災復興特別区域法の運用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六條第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該許可と」に改め、「第二十二條（貨物利用運送事業法の特例）の下に」又は「福

島復興再生特別措置法第四十六條第一項^八を加え、「は当該許可」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六條第九項の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七條第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六條第一項の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該許可」に改め、同号(中)〔平成元年法律第八十二号〕を削り、同表第四百十号中〔倉庫業法の特例〕の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十六條第一項(流通機能向上事業に係る許可等の特例)を加え、「又は流通業務総合効率化促進法」を「若しくは流通業務総合効率化促進法」に、「は、当該登録」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六條第九項(産業復興再生計画の認定)の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七條第一項(東日本大震災復興特別区域法の準用)において読み替えて準用する東日本

大震災復興特別区域法第六條第一項(認定復興推進計画の変更)の規定による産業復興再生計画の変更の認定は、当該登録」に改める。
(登録免許税法の一部改正に伴う調整規定)

再生計画の認定若しくは同法第三十七條第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六條第一項の規定による産業復興再生計画の変更の認定は当該許可」に改め、同号(中)〔平成元年法律第八十二号〕を削り、同表第四百十号中〔倉庫業法の特例〕の下に「又は福島復興再生特別措置法第四十六條第一項(流通機能向上事業に係る許可等の特例)を加え、「又は流通業務総合効率化促進法」を「若しくは流通業務総合効率化促進法」に、「は、当該登録」を「又は福島復興再生特別措置法第三十六條第九項(産業復興再生計画の認定)の規定による産業復興再生計画の認定若しくは同法第三十七條第一項(東日本大震災復興特別区域法の準用)において読み替えて準用する東日本

第八条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日である場合には、前条のうち、登録免許税法第三十四条の次に一条を加える改正規定中「第三十四条の次」とあるのは「第三十四条の二の次」と、「第三十四條の二」とあるのは「第三十四條の三」と、同法別表第一の改正規定中、「第三十四條の二」とあるのは「第三十四條の三」とする。
(住民基本台帳法の一部改正)
第九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第三の二十一の二の項の次に次のように加える。

二十一の三 福島
県知事
福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第三十八條第七項において準用する通訳案内士法第十八條の登録、同法第二十三條第一項の届出、同法第二十四條の再交付又は同法第二十五條第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

事務であつて総務省令で定めるもの
別表第五に次の一号を加える。
三十四 福島復興再生特別措置法による同法第二十四條の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

二十九 福島県知事
福島復興再生特別措置法による同法第二十四條の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

事務であつて総務省令で定めるもの
別表第五に次の一号を加える。
三十四 福島復興再生特別措置法による同法第二十四條の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

別表第五第二十六号の二の次に次の一号を加える。
二十六の三 福島復興再生特別措置法による同法第三十八條第七項において準用する通訳案内士法第十八條の登録、同法第二十三條第一項の届出、同法第二十四條の再交付又は同法第二十五條第二項の届出に関する

事務であつて総務省令で定めるもの
別表第五に次の一号を加える。
三十四 福島復興再生特別措置法による同法第二十四條の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第十。条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。
第十三條に次の一号を加える。
六 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)第三十八條第八項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十四條 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
第二百一十一條第一項第一号ハ中「又は沖縄振興特別措置法第七條第五項(同条第九項において準用する場合を含む。を、沖縄振興特別措置法第七條第五項(同条第九項において準用する場合を含む。又は福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)第九條第四項。若しくは第十三條第四項」に改め、同条第二項第一号ハ中「又は沖縄振興特別措置法第六條第五項」を、「沖縄振興特別措置法第六條第五項又は福島復興再生特別措置法第十。條第三項」に改める。
第二百二十四條第一号ホ中「又は東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十六條第八項」を、「東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十六條第八項又は福島復興再生特別措置法。第九條第四項」に改める。
第二。條第二十四條第一号ホ中「又は東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十六條第八項」を、「東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十六條第八項又は福島復興再生特別措置法。第九條第四項」に改める。
第十五條 総合特別区域法の一部を次のように改正する。
第二十條第五項に次の一号を加える。
五 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)第三十八條第八項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第十三條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。
附則第五條第一項第五号に次のように加える。
二 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)第五十八條に規定する業務
(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)
第十二條 独立行政法人都市再生機構法の一部を次のように改正する。
第十一條第二項に次の一号を加える。
四 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第 号)第二十一條に規定する業務を行うこと。
(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)
第十三條 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部を次のように改正する。
第十三條第二項第一号中「又は東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三百三十八條」を、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三百三十八條又は福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第

号)第三十八條第八項において準用する通訳案内士法第三十三條第一項の規定により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

別表第三に次のように加える。
二十九 福島県知事
福島復興再生特別措置法による同法第二十四條の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三に次のように加える。
二十九 福島県知事
福島復興再生特別措置法による同法第二十四條の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第四十三条第五項に次の一号を加える。

五 福島復興再生特別措置法第三十八條第八

項において準用する通訳案内士法第三十三
条第一項の規定により福島特例通訳案内士
の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処
分の日から二年を経過しないもの

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣
労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一
部を改正する法律の一部改正)

第十六条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及
び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
等の一部を改正する法律の一部を次のように改
正する。

附則第十五条のうち、登録免許税法第三十四
条の次に一条を加える改正規定中「第三十四
条の次」を「第三十四条の二を第三十四条の三と
し、第三十四条の次」に改め、同法別表第一第
八十一号の改正規定中「別表第一第八十一号」
を「別表第一中」「第三十四条の二」を「一第
三十四条の三」に改め、同表第八十一号」に改
める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣
労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一
部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)

第十七条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及
び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一
条第一号に掲げる規定の施行の日である場合
には、前条の規定は、適用しない。

(国家公務員法等の一部を改正する法律等の施
行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部
改正)

第十八条 国家公務員法等の一部を改正する法律
等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
の一部を次のように改正する。

第六十九條の見出しを「(民間事業者等が行う
書面の保存等における情報通信の技術の利用に
関する法律等の一部改正)」に改め、同条に次の
一号を加える。

三 福島復興再生特別措置法(平成二十四年
七十一号)

法律第 号 第六十四條

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十一條 租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部を次の
ように改正する。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の
臨時特例に関する法律第十條の二第一項の表の第一号の第一欄
の改正規定中「第四十九條又は第五十條」を「第五十一條又は
第五十二條」に改め、同条の第四欄の改正規定中「第四十九條
を第五十一條」に、「第五十條」を「第五十二條」に改め、同
条の次に一条を加える改正規定のうち第十條の二の第二項及び
第九條のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の
臨時特例に関する法律第十條の三第一項の改正規定中「第四十九
條又は第五十條」を「第五十一條又は第五十二條」に、「第
四十九條」を「第五十一條」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の
臨時特例に関する法律第十條の三の次に一条を加える改正規定
のうち第十條の三の二第一項中「第十七條」を「第十九條」に
改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の
臨時特例に関する法律第十條の五第一項の改正規定中「第四十九
條又は第五十條」を「第五十一條又は第五十二條」に改める。
第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の
臨時特例に関する法律第十七條の二第一項の表の第一号の第一
欄の改正規定中「第四十九條又は第五十條」を「第五十一條又
は第五十二條」に改め、同条の第四欄の改正規定中「第四十九
條」を「第五十一條」に、「第五十條」を「第五十二條」に改
め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第十七條の二の二
第一項及び第二項中「第十六條」を「第十八條」に改める。
第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の
臨時特例に関する法律第十七條の二第一項の改正規定中「第四
十九條又は第五十條」を「第五十一條又は第五十二條」に、「第
四十九條」を「第五十一條」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の
臨時特例に関する法律第十七條の三の次に一条を加える改正規
定のうち第十七條の三の二第二項中「第十七條」を「第十九條」
に改める。
第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の
臨時特例に関する法律第十七條の五第一項の改正規定中「第四
十九條又は第五十條」を「第五十一條又は第五十二條」に改め
る。
第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の

臨時特例に関する法律第十八條の三第一項の改正規定中「第四
十九條又は第五十條」を「第五十一條又は第五十二條」に、「第
四十九條」を「第五十一條」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の
臨時特例に関する法律第二十五條の二第一項の表の第一号の第
一欄の改正規定中「第四十九條又は第五十條」を「第五十一條
又は第五十二條」に改め、同条の第四欄の改正規定中「第四十九
條」を「第五十一條」に、「第五十條」を「第五十二條」に改
め、同条の次に一条を加える改正規定のうち第二十五條の二
の二第一項及び第二項中「第十六條」を「第十八條」に改める。
第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の
臨時特例に関する法律第二十五條の三第一項の改正規定中「第
四十九條又は第五十條」を「第五十一條又は第五十二條」に、「第
四十九條」を「第五十一條」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の
臨時特例に関する法律第二十五條の三の次に一条を加える改正
規定のうち第二十五條の三の二第二項中「第十七條」を「第
十九條」に改める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の
臨時特例に関する法律第二十五條の五第一項の改正規定中「第
四十九條又は第五十條」を「第五十一條又は第五十二條」に改
める。

第九条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の
臨時特例に関する法律第二十六條の三第一項の改正規定中「第
四十九條又は第五十條」を「第五十一條又は第五十二條」に、「第
四十九條」を「第五十一條」に改める。
(沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)
第十二條 沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律の一部を
次のように改正する。

附則第三條第三号中「福島復興再生特別措置法」を「この法
律の公布の日又は福島復興再生特別措置法」に、「施行の日」を
「公布の日(いすれか遅い日)」に改める。

附則第十九條のうち福島復興再生特別措置法第三十八條第五
項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に
一号を加える改正規定中「第三十八條第五項」を「第四十條第
五項」に改める。
附則第十九條のうち福島復興再生特別措置法附則第十條の次
に一条を加える改正規定のうち、附則第十條を「附則第十二
條」に改め、附則第十條の二のうち沖繩振興特別措置法第十四
條第五項に一号を加える改正規定のうち第七号中「第三十八條
第八項」を「第四十條第八項」に改め、附則第十條の二を附則
第十二條の二とする。
附則第十九條のうち福島復興再生特別措置法附則第十五條の
改正規定のうち「附則第十五條」を「附則第十七條」に改め、
附則第十五條のうち総合特別区域法第二十一條第五項に一号を加
える改正規定のうち第六号及び同法第四十三條第五項に一号を

加える改正規定のうち第六号中「第三十八條第八項」を「第
四十條第八項」に改め、附則第十五條を附則第十七條とする。
(都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正)
第二十三條 都市の低炭素化の促進に関する法律の一部を次のよ
うに改正する。

附則第三條のうち登録免許税法別表第一第百三十九號の改正
規定中「第四十六條第一項」を「第四十八條第一項」に改める。
附則第四條第一項中「第四十六條第一項」を「第四十八條第
一項」に改め、同条第二項中「附則第七條」を「附則第九條」
に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十九條 国土交通省設置法(平成十一年法律第
百号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十二號の二中「及び地域活性化総
合特別区域通訳案内士」を「地域活性化総合
特別区域通訳案内士及び福島特例通訳案内士」
に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第二十條 復興庁設置法(平成二十三年法律第
百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中第八號を第九號とし、第七号
を第八號とし、第六號を第七號とし、第五號の
次に次の一号を加える。

六 福島復興再生特別措置法(平成二十四年
法律第 号 第四條第五号)に規定する
避難解除等区域の復興及び再生の推進に関
すること並びに同法第十五條第一項に規定
する生活環境整備事業に関すること。

第二十一條 復興庁設置法の一部を次のように改
正する。

第四條第二項第六号中「並びに同法第十五
條第一項に規定する生活環境整備事業」を「同
法第十五條第一項に規定する生活環境整備事業
に関すること、同法第三十六條第九項に規定す
る産業復興再生計画の認定に関すること、同法
第五十六條第五項に規定する重点推進計画の認
定に関すること並びに同法第三十六條第二項第

三号に規定する産業復興再生事業に関する関係
行政機関の事務の調整」に改める。

(政令への委任)

第二十二^七条 この法律の施行に関し必要な経過措
置は、政令で定める。

平成二十四年四月九日印刷

平成二十四年四月十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P